令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-①)

政策分野名 【施策名】	新たな価値の創出による需要の開拓	担当部局名	大臣官房新事業·食品產業部(林野庁) 【大臣官房新事業·食品產業部新事業·食品產業政策課/食品 流通課/食品製造課/外食·食文化課、輸出·国際局輸出企画 課/輸出支援課/知的財産課、林野庁木材利用課】
政策の概要 【 ^{施策の概要} 】	新たな市場創出に向けた取組、需要に応じた新たなバリューチェーンの創出、食品産業の競争力の強化、食品ロス等をはじめとする環境問題への対応	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の1(1) ・成長戦略2020(令和2年7月17日閣議決定) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和2年12月15日 改訂) ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年12月15日 農林水産業・地域の 活力創造本部決定)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	新たな市	場創出に向	可けた取組								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな市る。	場創出に向	同けて、介記	養食品の 開	発やスマ	ートミーバ	レの普及等	等の支援、	. 国民の優	建康維持・増造	進に関する科学的エビデンスの獲得、フードテックの展開等の取組を推進す
目標① 【達成すべき目標】	スマートミ	ールの普及	及等の支援								
						年度	ごとの目	標値			
) 測定指標	基準値		│ │目標値		年度		ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异万短	(及び日保値(小学・日保年及)の設定の依拠)
スマートミール等健 ア 康な食事・食環境認 証事業者数	83 事業者	30年度	300 事業者	7年度	150 事業者 137 事業者	173	210 事業者	240 事業者	270 事業者	- S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)①の「スマートミールの普及等を支援」に該当するカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新たな基本計画において「新たな市場創出に向けた取組」として、国民健康志向や高齢化等の食をめぐる市場変化に対応するため、スマートミ(病気の予防や健康寿命を延ばすことを目的とした、栄養バランスのとれ事)の普及等を支援するとともに、食を通じた健康管理を支援するサーヒ展開を促進することが明記されており、今後スマートミール等を普及して必要がある。現在、事業者団体のコンソーシアムが外食・中食・給食事業対象のスマートミール認証事業を実施している。このうち、外食・中食事に関して見ると、平成30年度までの認定実績が延べ83件、令和元年度の規認定実績は31件である。これを基準とし、今後も継続的に事業者数をさせていくことから令和7年度までに延べ300件を設定。
	把握여		出典:「 作成時期 算出方法	:調査年	度末頃	_			は「健康な	な食事・食環	・ 境」コンソーシアム調べ)
		合いの :方法	達成度合 A'ランク								上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2)	需要に応	じた新たな	バリューチ	ェーンの倉	川出						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業者の	所得向上を	と図るため、	6次産業	との取組:	等による作	寸加価値	の向上や	民間活力	の導入等を推	進 する。
目標① 【達成すべき目標】	付加価値	の高いビシ	ジネスの創む	出を推進							
						年度	ごとの目	標値			
 測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	日子刀及	(及び自保値(水平 自保平度)の改定の依拠)
6次産業化に取り組 ア んでいる新たな優良 事業体数	0 事業体	元年度	93 事業体	7年度	21	32 事業体 30 事業体	48 事業体	64 事業体	79 事業体	- S↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)②の「付加価値の高いビジネスの創出を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 6次産業化に取り組む優良事業体を、トレンドを踏まえて令和2年度から毎年約15事業体増加させ、令和7年度までに93事業体とすることとして設定。なお、優良事業体とは、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定時から認定3年後にかけて、経営全体の売上高に占める6次産業化対象農産物の売上高の割合を増加させた事業者で、かつ、①6次産業化対象農産物の売上高、②売上高(経営全体)、③営業利益(経営全体)、④経常利益(経営全体)の全ての指標が増加した者を指す。
世典: 六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ制度 (本成時期:調査年度の翌年度7月頃 第出方法:6次産業化に取り組む優良事業体数を集計 (本成度合いの 達成度合(%) = 当該年度実績値/当該年度目標値×100						プ調査 (農林水産省農村振興局) 上90%未満、Cランク: 50%未満					

	施策(3)	食品産業	の競争力の	り強化								
	画策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	食品産業	の競争力の	の強化に向	けて、食品	品流通の台	} 理化、第	分働力不足	2への対応	芯、規格認	忍証の活用等を	を推進する。
	目標① 【達成すべき目標】	サプライヲ	チェーン全体	体での合理	単化の取組	を加速化	、卸売市場	場の機能	の強化			
				目標値				ごとの目				
	測定指標	基準値	44.44			年度ごとの実績値			1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
	飲食料品卸売業に ア おける売上高に占め る経費の割合	11.6% 28年度	28年亩	11.0%	6年度	11.4	11.3	11.2	11.1	11.0		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化」に該当する施策の効果を測定するアウトカム指標として設定。 サプライチェーンのうち、食品流通の各段階における効率化の取組が反映され、流通構造の合理化の進展が把握できる経費であることから、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を指標として設定。
			20千反	11.0/0	6年度	13.8%	令和5 年3月 把握予 定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度は、改正卸売市場法が施行(令和2年)後5年を目途に必要な見直しを行うこととしていることから令和6年度に設定。 目標値は、卸売市場を含む食品流通の合理化の進展を見込み、目標年度(6年度)まで毎年の割合が0.1ポイントずつ減少するものとして設定。
		把握(の方法	出典:中 作成時期 算出方法	:調査年	度の翌年	度3月末	頃			卸売業の売上	高
			合いの 方法	達成度合 (%) = (当該年度の実績値-基準値) / (当該年度の目標値-基準値) ×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

							年度	ごとの目	標値				
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値	T	指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
			基準 年度			目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异刀短	(及び日保値(小学・日保中度)の設定の依拠)
	イ ¹ 中央卸売市場当た りの取扱金額	695億円	28年度	719億円	6年度	707 億円 605 億円	710 億円 617 億円	713 億円	716 億円 ———	719 億円	· F↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「卸売市場の機能の強化を図る」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ① 卸売市場制度に基づき、中央卸売市場の再編及び機能強化のための施設整備等が進められたことにより、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は近年増加傾向にあり、平成26年度に設定した当該指標の目標値(平成32年度までに632億円)を達成したこと、② 改正した「卸売市場法」及び「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」が施行となることにより、卸売市場を活性化するとともに、食品等の新たな需要の開拓や付加価値の上を促進すること、さらに、市場外取引についても取り込むことが可能となること、とならに、市場外取引についても取り込むことが可能となること、とびまえ、平成30年度に当該指標の見直しを行い、平成28年度までのトレンドから算出した場合の伸び率から倍増した取扱金額(719億円(税込み)(6年度))に上方修正。 目標年次については、改正卸売市場法が令和2年6月に施行されたこと、かつ、法律の施行後5年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、令和6年度と設定しているため、年度ごとに目標値を設定することは適切ではないが、便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を記載。	
		把握0)方法	出典:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ 作成時期:調査年度の翌年度5月末~6月末頃 算出方法:中央卸売市場の取扱金額/中央卸売市場数 ※ただし取扱数量及び経営の安定した中央卸売市場について連続性のあるデータを測る観点から、一部の取扱品目を地方卸売市場に転打は除く。								データを測る観点から、一部の取扱品目を地方卸売市場に転換した市場	
		達成度 判定		達成度合 (%) = (当該年度の実績値-基準値) / (当該年度の目標値-基準値) ×100 A'ランク150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】	食品産業は	における労	が働力不足(の解消							
測定指標	基準値,		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
がた。日本	坐 十世	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	5,149		6,694		5,401 千円/人	5,531 千円/人	5,664 千円/人	5,801 千円/人	5,941 千円/人	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③イの「食品産業における労働力不足の解消」に該当するアウトカム指標として設定。
ア 食品製造業の労働 生産性	5,149 千円/人	30年度	千円/人		4,836 千円/人	令和4 年9月 把握予 定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成30年4月6日に公表した「食品産業戦略」において「2020年代に労働生産性3割増」を目指すことが決定されたため、2029年までに労働生産性が基準年である平成30年度の5,149千円の3割増しである6,694千円を上回ることとして設定。
生產性	把握 <i>0</i>		出典:「法人企業統計」(財務省) 作成時期:調査年度の翌年度9月頃 算出方法:労働生産性=付加価値額/(役員数+従業員数)								
	達成度 判定		達成度合 (%) = (当該年度の実績値) / (当該年度の目標値) ×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								190%未満、Cランク:50%未満

	目標③ 【達成すべき目標】	JASと調和	のとれた国	国際規格の	制定									
	測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由		
	が入口で	坐 干厄	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
	ア ISO規格等の国際規格の制定件数	4 件	3年度	7	12年度	-	4	4	5	5		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③ウの「JASと調和の取れた国際規格の制定」に該当する指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】		
			件 3年度	件	件 12年度	-	5					目標値については、輸出促進に向け、海外との取引を円滑に進めるための環境整備として、我が国事業者にとって取り組みやすく、有利に働く規格の制定・活用を進めていくことが重要であることから、当面の目標として、令和3年度から令和12年度までの間にISO規格等の国際規格を3件制定することとして設定した。		
		把握の方法	把握の方法	の方法	把握の方法	出典:農 作成時期 算出方法	:調査年	度末頃				の制定件	数を集計	
			合いの 方法	達成度合(%) = (当該年度の実績値) / (当該年度の目標値A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bラン								:90%未満、Cランク:50%未満		

施策(4)	食品ロス	等をはじめ	とする環境	問題への対	対応								
医策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	食品ロスの	の削減、食	品産業分野	野における	プラスチッ	クごみ問	題への対	応等					
目標① 【達成すべき目標】	食品ロスト	削減の取組	lを加速化										
							ごとの目				測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実績値			指標- 計算分類			
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可升力及	(次0) 自保险(小牛 自保干及) (7) 政定(7) [[[]]		
	328	328			273	19年 産	324 万トン	320 万トン	315 万トン	311 万トン	307 万トン	口 一古	【測定指標の選定理由】 令和元年に食品リサイクル法の基本方針を改定し、事業系食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減する目標を新たに設定したことから、こを基本計画第3の1(1)④の「食品ロス削減の取組を加速化」に該当するアカム指標として設定。
ア 事業系食品ロス量	万トン	2J+) Z	万トン	12年度	324	309				F↓一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、食品リサイクル法の基本方針と合わせ、平成12年度で令和12年度までに半減と設定。 令和12年度までの目標値の設定に当たっては、食品ロス削減の取組に毎年度一定程度量が減少するものとして設定した。		
_	把握	の方法	公表時期	*************************************	度の翌々4	年度末頃			よに基づく	(定期報告)	及び食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等に基づき推計		
		₹合いの ≅方法		(%) = ク:150%							:90%未満、Cランク:50%未満		

目標② 【達成すべき目標】	食品分野	における容	器包装プ	ラスチックの	の更なる質	資源循環を	と推進				
						年度	ごとの目	標値			
 測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由 (みがらかけん)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
ア 飲料用PETボトルの 回収率	91 %	30年度	100 %	12年度	93 %	93 % 令和4 年11月 把握定	94 %	95 %	96 %	- F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)④イの「食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進」に該当する指標として設定。 現在、飲料用PETボトルは、海洋プラスチックごみの主な原因の一つとなっていることから、その資源循環の推進が喫緊かつ重要な課題となっている。 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」においても、飲料団体が行う有効利用に向けた取組を国が積極的に支援することとされている。 このため、食品産業分野におけるプラスチックごみ対策の成果の指標として、飲料用ペットボトルの回収率を選定した。 【目標値設定(水準・目標年度)の根拠】 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に掲げられている飲料用PETボトルの有効利用の目標に合わせ、飲料用PETボトルの回収率について2030年度(令和12年度)までに100%とする目標を設定した。
	把握여	の方法	作成時期	境省・PET :調査年月 :PETボト	度の翌年	度11月頃			業系ボト	ル回収量、素	枠回収分を含む)/PETボトル販売量(輸入分を含む)×100
		合いの 方法		(%)= 7:150%計							±90%未満、Cランク:50%未満

	予算	額計(執行	行額)	3年度	関連す		令和3年 度行政
政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]		当初予算額[百万円]	る指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
持続可能な循環資源活用総合対策事(1)業 (平成30年度) (主)	167 (153)	99 (97)	98 (93)	79	-		0001
6次産業化サポート (2) 事業 (平成26年度) (主)	753 (683)	700 (622)	531 (450)	453	(2) - ⊕ - 7	-	0002
食料産業・6次産業 (3) 化交付金 (平成30年度) (主)	1,678 の内数 (1,463 の内数) (44の内 数、翌年 度繰越)	1,478 の内数 (867 の内数) (444の内 数、翌年 度繰越)		1,468の内数	(2) - ⊕ - 7	-	0003
食品等流通持続化 モデル総合対策事 業 (令和3年度) (4) 食品等流通合理化 促進事業 (平成30年度~令和 2年度) (主)	335 (298)	278 (236)	156 (140)	305	(2) − ⊕ − ₹	-	0004
食品産業イノベー ション推進事業 (平成30年度) (主)	86 (85)	107 (95)	50 (41)	-	(3)-②-ア	-	0005
食品の品質・安全管 理サポート事業 (6) (令和元年度) (主)	-	147 (143)	63 (63)	-	_	-	0006
中堅外食事業者資 (7) 金融通円滑化事業 (令和2年度) (主)	-	——————————————————————————————————————	1,100 (1,100)	-	_	-	0007

中小食品流通事業 者の信用力強化債 務保証基金造成費 事業 (令和2年度) (主)	-	_	1,100 (1,100)	-	(3) −⊕−₹	-	0008
農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業(令和2年度)(主)	-		10 (10)	7	(4) - ② − ア	-	0009
6次産業化市場規模 拡大対策整備交付 金のうち大径原木加 (10) 工施設整備緊急対 策 (令和2年度) (主)	-		843 (761)	-	-	-	0010
輸出環境整備推進 事業 (平成27年度) (関連:3-②)	565 (378)	484 (180) (106翌年 度繰越)	1,781 (1,216)	1,692	_	-	0012
地理的表示保護制 度活用総合推進事 (12) 業 (平成28年度) (関連:3-②)	172 (152)	160 (137)	111 (100)	-	_	-	0013
日本発食品安全管 理規格策定推進事 (13) 業 (平成28年度) (関連:3-②)	91 (91)	77 (77)	40 (翌年度 繰越)	-	-	-	0014
食文化等によるイン バウンド対応推進事 (14) 業 (平成28年度) (関連:3-②)	52 (48)	28 (28)	24 (24)	24	_	-	0015

		.					
植物品種等海外流 出防止総合対策事 (15)業 (平成29年度) (関連:3-②)	95 (90)	140 (122)	137 (106)	176	_	_	0016
海外需要創出等支 援対策事業 (平成30年度) (関連:3-②)	3,439 (3,266)	3,406 (2,975)	2,760 (1,769)	2,917	-	-	0017
【TPP関連事業】 訪日外国人の食体 験を活用した輸出促 進事業 (平成30年度) (関連:3-②)	418 (0) (377翌年 度繰越)	587 (366) (193翌年 度繰越)	371 (190) (178翌年 度繰越)	-	_	-	0018
【TPP関連事業】 食品産業の輸出向 けHACCP等対応施 (18) 設整備緊急対策事 業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	6,794 (-) (6,722翌 年度繰 越)	15,722 (5,514) (9,522翌 年度繰 越)	-	_	-	0019
【TPP関連事業】 海外需要創出等支 (19) 援緊急対策事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	2,400 (翌年度 繰越)	5,619 (1,644) (3,219翌 年度繰 越)	-	_	-	0020
グローバル産地づく り推進事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	189 (166)	433 (324)	986	_	-	0021
【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう (21) ちコミュニティ形成委 託事業 (令和元年度) (関連:3-②)	70 (翌年度 繰越)	147 (70) (77翌年 度繰越)	252 (77) (175翌年 度繰越)	-	_	-	0022

【TPP関連事業】 植物品種等海外流 出防止対策強化事 業 (令和元年度) (主)	-	312 (翌年度 繰越)	312 (149)	-	-	-	0023
【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう (23) ち加工食品の輸出 強化支援事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	315 (翌年度 繰越)	315 (283)	-	_	-	0024
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち輸入 (24) 規制撤廃・緩和の働 きかけの強化事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	89 (翌年度 繰越)	89 (54)	-	_	-	0025
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち証明 書発行等を行う機関 の体制整備及び輸 出事業者支援事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	263 (5) (256翌年 度繰越)	256 (191)	-	-	-	0026
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうちイン (26) ポートトレランス申請 加速化支援事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	74 (翌年度 繰越)	74 (翌年度 繰越)	-	-	-	0027
【TPP関連事業】 地理的表示保護制 度緊急対策委託事 業 (令和元年度) (主)	-	39 (翌年度 繰越)	39 (34)	-	-	-	0028

【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち日本 (28) 発食品安全管理規 格活用加速化事業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	35 (翌年度 繰越)	35 (35)	-	-		0029
【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう ち国際的認証取得・ 更新等への支援事 業 (令和元年度) (関連:3-②)	-	30 (翌年度 繰越)	30 (12)	-	_	-	0030
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち一元 (30) 的相談窓口開設の ための実態調査 (令和元年度) (関連:3-②)	-	18 (-) (14翌年 度繰越)	14 (14)	-	_	-	0031
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 (31) 対策事業 (平成2年度) (関連:3-②)	-		1,600 (9) (1,591翌 年度繰 越)	-	_	-	0036
加工食品の国際競争力強化に向けた 食品製造イノベー (32) ション推進事業 (令和2年度) (主)	-		250 (翌年度 繰越)	-	(3) -2 -7	-	0043
農業知的財産保護· 活用支援事業 (令和2年度) (関連:3-②)	-		78 (63)	81	-	_	0044
JASの制定・国際化 調査委託事業 (令和2年度) (関連:3-②)	-	——————————————————————————————————————	43 (35)	-	(3) - ③ - ア	-	0045

海外農業·貿易投資 環境調査分析事業 (平成29年度) (関連:3-②、⑤)	719 (673)	684 (618)	662 (545)	529	(1)-2-7	-	0091
学校給食の休止に 伴う未利用食品活用 (36) 緊急促進事業 (令和元年度) (関連:2-⑨)	-	694 (0) (694翌年 度繰越)	694 (682)	-	(4) −⊕−7	-	0157
強い農業づくり交付金 (平成17年度) (37)強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (令和元年度) (関連:3-⑨)	34,823 の内数 (16,756 の内数) (14,470 翌年度繰 越)	51,575 の内数 (9,139 の内数) (35,489 翌年度繰 越)	45,623の 内数 (7月下旬 把握予 定)	16,214の内数	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	-	0173
新・食料産業の創造 に向けた宇宙食の開 (38) 発・実用化促進事業 (令和3年度) (主)	-	_	_	47	_	-	新3-0001
食品産業の横断的 課題調査・実証事業 (令和3年度) (主)	-	-	_	15	(3)-②-ア	-	新3-0002
グローバル産地づく り推進事業のうちJAS 等の国際標準化によ (40) る輸出環境整備委 託事業 (令和3年度) (関連:3-②)	_			43	(3) −③−ア	-	新3-0007
地域食農連携プロ ジェクト推進事業 (令和3年度) (関連:3-③)	-	_	_	222	_	_	新3-0014

卸売市場法 (昭和46年、令和2年 改正) (主)	-	-	_	-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場は生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることから、農林水産大臣が卸売市場の業務の運営や施設に関する基本的な事項などについて基本方針を定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事による卸売市場の認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。	-
特定農産加工業経 営改善臨時措置法 (平成元年) (主)	ı	-	—	-	-	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と 市場規模の拡大に寄与する。	-
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成3年、平成30年改正)(主)	-	_		-	(3)-(1)-7	農林漁業及び食品流通業の成長発展と一般消費者の利益のため、食品等流通の合理化を図る取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な出資、融資その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品等流通事業者の創意工夫をいかした取組を広く支援することで、流通の効率化など食品流通の合理化に寄与する。	-
容器包装に係る分別 収集及び再商品化 の促進等に関する法 律 (平成7年) (主)	-	_	_		(4)-②-ア	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルを推進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
中心市街地の活性 化に関する法律 (平成10年) (主)	-	_	_	-	(2)-①-ア	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
食品循環資源の再 生利用等の促進に (47) 関する法律 (平成13年) (主)	-	-	—	-	(4)-①-ア	食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進し、食品廃棄物の排出抑制を図る。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、 食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-
流通業務の総合化 及び効率化の促進 (48) に関する法律 (平成17年) (主)	-	_		-	(2)-①-ア	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化 等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-

(49)	地域資源を活用した 農林漁業者等による 新事業の創出等及 び地域の農林水産 物の利用促進に関 する法律(六次産業 化・地産地消法) (平成22年) (主)	-	-	_	-	(2)-①-ア	農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。	-
(50)	日本農林規格等に 関する法律 (平成29年) (主)	-	-	_	-	(3)-③-ア	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林 物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、6次産業化 等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(51)	食品ロスの削減の推 進に関する法律 (令和元年) (主)	-	-	_	-	(4)-①-ア	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定める。 この法律の適正な執行により、多様な主体で取組が図られ、食品ロス削減の総合的な推進に寄与する。	-
(52)	生鮮食料品等小売 業近代化貸付制度 (昭和43年度) (主)	-	-	_	_	(2)-①-ア	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持に寄与する。	-
(53)	食品流通改善資金 のうち食品等生産販 売提携型施設 (平成3年度) (主)	-	-	_	-	(2)-①-ア	生産者と食品等販売業者の連携による食品等流通の合理化事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(54)	食品流通改善資金 のうち食品等生産製 造提携型施設 (平成12年度) (主)	-	-	_	-	(2)-①-ア	食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを図るため、食品等製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。	-
(55)	収用交換等の場合 の譲渡所得等の特 別控除(卸売市場) [所得税・法人税:租 税特別措置法第33 条の4、第65条の2、 第68条の73] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	(3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-

収用等に伴い代替 資産を取得した場合 の課税の特例(卸売 市場) (56) [所得税・法人税:租 税特別措置法第33 条、第64条、第68条 の70] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	(3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
農業協同組合、中小企業等協同組合等 が政府の補助又は 農業近代化資金等 の貸付を受けて取得 した、農林漁業者等 の共同利用に供する (57) 施設に対する課税標 準の特例措置(卸売 市場関係) [不動産取得税:地 方税法附則第11条 第11項] (昭和46年度) (主)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	-	(3)-①-イ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-
農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、民本政策金融公庫(食品流通改善資金-卸売市場近代化施設)の貸付を受けて取得した共同利(58)用の機械及び装置についての課税標準の特例措置[固定資産税:地方税法第349条の3第4項](昭和49年度)(主)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	-	(3)-(1)-ア	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、1/2控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-

	卸売市場及びその 他機能を補完する一 定の施設に係る事業 所税の非課税措置 (59) [事業所税:地法第 701条の34第3項第 14号] (昭和50年度) (主)		1,155 (R4年3 月把握予 定)	1,155 (R4年3 月把握予 定)	1,155	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	この支持	場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されることになり、6次産業化等の取組のこと市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。	-		
政	策の予算額[百万円]	28,502 (内数を 含む)	24,314 (内数を 含む)	103,073 (内数を 含む)	25,014 (内数を 含む)	参照	נוום!				
政	政策の執行額[百万円]	24,136 (内数を 含む)	15,943 (内数を 含む)			少照	UKL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html			

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額) 30年度 元年度 2年度 [百万円] [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和3年 度事ビュニ 事号
(1) -		-	ı		-

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-②)

政策分野名 【施策名】	グローバルマーケットの戦略的な開拓		輸出·国際局(農産局、林野庁、水産庁) 【大臣官房新事業·食品産業部新事業·食品産業政策課/食品 流通課/食品製造課/外食·食文化課、輸出·国際局輸出企画 課/輸出支援課/国際地域課/知的財産課、農産局農産政策 部企画課、林野庁木材利用課、水産庁企画課/加工流通課】
政策の概要 【 ^{施策の概要} 】	農林水産物・食品の輸出促進、知的財産等の保護・活用	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重 要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の1(2) ・成長戦略2020(令和2年7月17日閣議決定) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和2年12月15日 改訂) ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年12月15日 農林水産業・地域の 活力創造本部決定)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	農林水産	物・食品の	輸出促進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	輸出阻害	要因の解え	肖等による	4等による輸出環境の整備、海外への商流構築・プロモーションの促進、食産業の海外展開の促進									
目標① 【達成すべき目標】	輸出の促	進、輸出の	取組の強化										
測定指標	++ :#-!+		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一	測定指標の選定理由		
测处担保	基準値	基準 年度	- 口保心	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
ア 農林水産物・食品の 輸出額	0.9 兆円		2 兆円	7年度	2 兆円 1 兆円	2 兆円 1.2 兆円	2 兆円	2 兆円	2 兆円	- F↑ 一 直	【測定指標の選定理由】 基本計画3の1(2)①アの「輸出の促進」及びイの「輸出の取組の強化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画等において、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円、令和7年までに2兆円とする目標を設定。この目標については、①和牛の増頭や畑地転換等による輸出向けの青果物、緑茶の生産基盤の強化、②コメの大幅な販路拡大、③付加価値の高い木材の大幅な販路開拓、④水産物の資源管理や養殖生産の拡大、⑤加工食品の輸出拡大等の取組が最大限進捗した場合に、達成される目標として設定。 なお、各年度においては、その時点での世界的な政治・経済の状況により変動し得るものであることから、年度ごとの目標値は設定せずに、目標年度の目標値を仮置きしている。		
	把握(の方法	作成時期		財務省) 度の3月頃 計中農林水産物・食品に該当するものを集計								
					当該年度実績値/令和7年度目標値×100 習、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	グローバル	レ・フードバ	ドリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開											
							ごとの目			15.12E				
測定指標	基準値		目標値			年度	年度ごとの実績値			指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)			
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可升刀炔	(及0.日保恒(水平 日保平及) (7000 区(2010))			
	124	元年度	200 社:	6年度	139 社	154 社	170 社	185 社	200 社		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)①ウの「グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 GFVC推進官民協議会は、海外展開に取り組む500社・団体以上から構成さ			
「グローバル・フード バリューチェーン(G ア FVC)推進官民協議 会」のメンバー企業	社		<u> </u>		151 社	158 社					れる協議会(農水省が事務局)であり、2019年(令和元年)12月、同協議会の今後5年間の取組方針として策定した「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」において、「協議会のメンバー企業の海外進出数を今後5年間で124社(令和元年度)から200社まで増加させる。」という目標を定めていることから、目標値として設定。			
の海外進出数	出典:農林水産省調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:東洋経済「海外進出企業総覧【国別編 人(日本企業の出資比率が10%以上の現地法人)										・フードバリューチェーン推進官民協議会のメンバー企業で海外現地法 集計			
	達成度 判定		達成度合 A'ランク								e満、Cランク:50%未満			

施策(2)	知的財産	等の保護・	活用										
色策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】			活用に向けて、日本産品の特色や適正な生産・流通管理をアピールするため、戦略的な知的財産の活用を推進するとともに、海外における育成者権取得や 我が国の優良な植物新品種が適切に保護される環境整備に取り組む。										
目標① 【達成すべき目標】	戦略的な	知的財産の	り活用を推進										
							ごとの目	127-11-					
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実 「	積値	I	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	日子刀块			
	94 産品	元年度	200	11年度	113 産品	130 産品	145 産品	157 産品	167 産品	- S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)②の「戦略的な知的財産の活用を推進」に該当する指標として設定。		
ア 地理的表示産品の 国内登録数		几千反	産品		106 産品	119 産品					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成27年6月のGI登録申請受付開始からこれまでに登録された産品数の年度別累計値のトレンドを基礎として、類似の地域ブランド制度(経済産業省、伝統工芸品の指定制度)の出願・登録傾向なども参考に設定した。		
	把握(の方法	作成時期	定農林水產:調査年度:特定農村	度末頃					,			
				度合(%)=当該年度の実績値(登録件数)/当該年度の目標値×100 ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】	海外にお	ける育成者	「権取得や	侵害対応を	を促進							
						年度ごとの目標値						
測定指標	基準値				年度ごとの実績値					指標一	測定指標の選定理由	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
輸出重点品目の海 外での1品種あたり の平均品種登録国 数	1.1 力国	元年度	2 力国	9年度	1.2 力国 1.4 力国	1.3 力国 1.4 力国	1.4 力国	1.5 力国	1.6 力国	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)②の「海外において我が国の優良な植物新品種が適切に保護される環境整備に取り組む」に該当する指標として設定。また、農産物輸出を進めるためには、我が国で開発された優良な植物品種について外での知的財産権保護を推進し、海外流出を防ぐことにより、海外の産地化や第三国への輸出を防止することが重要であることから、その品種登録を指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 海外流出リスクの高い品目については、外国のうち1カ国のみで品種登録ができても、他国から第三国マーケットに輸出されてしまえば、日本からの輸出の支障となる。このため、品種ごとに主要な外国の生産国と、輸出元国となり得る国として2カ国を目標として設定した。 なお輸出重点品目とは、令和元年度基準値までは、農林水産業の輸出力強化戦略に規定していた果樹、米(稲)、いちご、ながいも、茶及びかんしょの6品目。令和2年度以降については、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の策定及びその後の改訂を踏まえて、現在10品目(果樹(りんご、ぶどう、も、かんきつ、かき)、野菜(いちご、かんしょ)、花、茶、米(稲))。	
	把握0	の方法	作成時期	出典:農林水産省輸出・国際局 作成時期:調査年度末頃 算出方法:農林水産省により確認した登録数を集計								
				達成度合(%)=当該年度の実績値(登録国数/登録品種数)/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

71 At CD	予算	額計(執行	亍額)	3年度	関連す		令和3年度行政
政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
食品等流通持続化 モデル総合対策事 業 (令和3年度) (1) 食品等流通合理化 促進事業 (平成30年度~令和 2年度) (関連3-①)	335 (298)	278 (236)	156 (140)	305	(1)-①-ア	-	0004
6次産業化市場規模 拡大対策整備交付 金のうち大径原木加 (2) 工施設整備緊急対 策 (令和2年度) (関連:3-①)	-	_	975 (761) (132翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア		0010
農林水産物・食品輸 出促進緊急対策事 業のうち海外フード (3) バリューチェーン再 構築緊急対策事業 (令和2年度) (主)	-	_	189 (翌年度 繰越)	-	(1)-①-ア		0011
輸出環境整備推進 事業 (平成27年度) (主)	565 (378)	484 (180) (106翌年 度繰越)	1,781 (1,216)	1,692	(1)-①-ア		0012
地理的表示保護制度活用総合推進事(5)業(平成28年度)(主)	172 (152)	160 (137)	111 (100)	_	(2)-①-ア	-	0013

日本発食品安全管 理規格策定推進事 (6)業 (平成28年度) (主)	91 (91)	77 (77)	40 密年度 繰越)	-	(1)-①-ア		0014
食文化等によるイン バウンド対応推進事 (7)業 (平成28年度) (主)	52 (48)	28 (28)	24 (24)	24	(1)-①-ア	-	0015
植物品種等海外流 出防止総合対策事 (8)業 (平成29年度) (主)	95 (90)	140 (122)	137 (106)	176	(2)-②-ア	-	0016
海外需要創出等支 (9) 援対策事業 (平成30年度) (主)	3,439 (3,266)	3,406 (2,975)	2,760 (1,784)	2,917	(1)-①-ア	-	0017
【TPP関連事業】 訪日外国人の食体 験を活用した輸出促 進事業 (平成30年度) (主)	418 (0) (377翌年 度繰越)	587 (366) (193翌年 度繰越)	371 (190) 178(翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0018
【TPP関連事業】 食品産業の輸出向 けHACCP等対応施 (11) 設整備緊急対策事 業 (令和元年度) (主)	-	6,794 (0) (6,722翌 年度繰 越)	15,722 (5,514) (9,522翌 年度繰 越)	-	(1)-①-ア	-	0019
【TPP関連事業】 海外需要創出等支 (12) 援緊急対策事業 (令和元年度) (主)	-	2,400 (翌年度 繰越)	5,619 (1,644) (3,219翌 年度繰 越)	-	(1)-①-ア	-	0020

(グローバル産地づく り推進事業 (令和元年度) (主)	-	189 (166)	433 (324)	986	(1)-①-ア	-	0021
(【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう 14) ちコミュニティ形成委 託事業 (令和元年度) (主)	70 (翌年度 繰越)	147 (70) (77翌年 度繰越)	252 (77) (175翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	_	0022
(【TPP関連事業】 植物品種等海外流 出防止対策強化事 業 (令和元年度) (主)	-	312 (翌年度 繰越)	312 (149)	-	(2)-②-ア	-	0023
(【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう 16) ち加工食品の輸出 強化支援事業 (令和元年度) (主)	-	315 (翌年度 繰越)	315 (283)	-	(1)-①-ア	-	0024
(【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち輸入 17)規制撤廃・緩和の働 きかけの強化事業 (令和元年度) (主)	-	89 (翌年度 繰越)	89 (54)	-	(1)-①-ア	-	0025
(【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち証明 書発行等を行う機関 の体制整備及び輸 出事業者支援事業 (令和元年度) (主)	-	263 (5) (256翌年 度繰越)	256 (191)	-	(1)-①-ア	-	0026

【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうちイン (19) ポートトレランス申請 加速化支援事業 (令和元年度) (主)	-	74 (翌年度 繰越)	74 (翌年度 繰越)	-	(1)-①-ア	-	0027
【TPP関連事業】 地理的表示保護制 度緊急対策委託事 業 (令和元年度) (主)	-	39 (翌年度 繰越)	39 (34)	-	(2)-①-ア	-	0028
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち日本 (21) 発食品安全管理規 格活用加速化事業 (令和元年度) (主)	-	35 (翌年度 繰越)	35 (35)	-	(1)-①-ア	_	0029
【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう ち国際的認証取得・ 更新等への支援事 業 (令和元年度) (主)	-	30 (翌年度 繰越)	30 (12)	-	(1)-①-ア	-	0030
【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策事業のうち一元 (23) 的相談窓口開設の ための実態調査 (令和元年度) (主)	-	18 (4) (14翌年 度繰越)	14 (14)	-	(1)-①-ア	-	0031

維持•強化	業	-	_	3,980 (3,580) (400翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0032
維持・強化 事業のうち		-	-	2,499 (1,414) (707翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア		0033
拡大対策金のうち軸	新出先国の に対応した 製造施設 緊急支援	-	-	2,369 (1,972) (161翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0034
維持•強化		-	_	2,301 (1,903)	-	(1)-①-ア		0035
輸出環境 対策事業 (28) (令和2年 (主)		-	_	1,600 (9) (1,591翌 年度繰 越)	-	(1)-①-ア	-	0036

農林水産物・輸出力 維持・強化緊急対策 事業のうち日本産農 林水産物・食品の輸 出商談等緊急支援 事業 (令和2年度) (主)	-	—	1,550 (620) (286翌年 度繰越)	-	(1)-①-ア	-	0037
食品産業の輸出向 けHACCP等対応施 設整備事業 (前年度:食料産業・ 6次産業化交付金 (内数)) (令和2年度) (主)	ı	—	1,502 (1,076) (384翌年 度繰越)	970	(1)-①-ア		0038
農林水産物・輸出力 維持・強化緊急対策 事業のうち日本産農 林水産物・食品のビ (31) ジネスマッチング支 援・戦略的プロモー ション事業 (令和2年度) (主)	-	-	1,200 (1,036)	-	(1)-①-ア		0039
【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう ち地域の加工食品の 国際競争力強化支 援事業 (令和2年度) (主)	-	-	1,115 (翌年度 繰越)	-	(1)-①-ア	-	0040
農林水産物・輸出力 維持・強化緊急対策 事業のうち外食産業 におけるインバウンド 需要回復緊急支援 事業 (令和2年度) (主)	-	-	998 (326)	-	(1)-①-ア	-	0041

【TPP関連事業】 輸出物流構築緊急 (34) 対策事業 (令和2年度) (主)	-		505 (翌年度 繰越)	-	(1)-①-ア	-	0042
加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業 (令和2年度)	-		250 (翌年度 繰越)	-	(1)-①-ア	-	0043
農業知的財産保護・ 活用支援事業 (令和2年度) (主)	-	_	78 (63)	81	(2)-2)-7	-	0044
JASの制定・国際化 調査委託事業 (令和2年度) (主)	-	_	43 (35)	-	(1)-①-ア	-	0045
【TPP関連事業】 農畜産物輸出拡大 (38) 施設整備事業 (平成27年度) (主)	16,665 の内数 (6,394 の内数) (8,802翌 年度繰 越)	12,802 の内数 (6,775 の内数) (4,859翌 年度繰 越)	12,846 の内数 (3,494 の内数) (8,864翌 年度繰 越)	-	-	-	0046
グローバル産地づく り緊急対策事業のう ち有機JAS認証、G (39) AP認証取得等支援 事業 (令和元年度) (関連:3-⑨)	-	0 (0) (100翌年 度繰越)	182 (56) (82翌年 度繰越)	-	-	-	0050
国際園芸博覧会政 府出展委託事業 (令和2年度) (関連:3-⑨)	-	_	150 (16)	227	-	-	0051

【TPP関連事業】 コメ海外市場開拓戦 略プロジェクト推進支 援事業 (平成30年度) (主)	750 (翌年度 繰越)	1,250 (661) (500翌年 度繰越)	500 (288)	-	(1)-①-ア	-	0053
コメ・コメ加工品輸出 拡大緊急対策整備 (42) 事業 (令和2年度) (主)	-	-	1,554 (1,550翌 年度繰 越)	-	(1)-①-ア		0054
コメ・コメ加工品輸出 拡大緊急対策推進 (43) 事業 (令和2年度) (主)	-	-	201 (183)	-	(1)-①-ア		0055
【TPP関連事業】 水産物輸出産地緊 (44) 急対策 (平成30年度) (主)	300 (0.3) (300翌年 度繰越)	495 (284.1) (195.2翌 年度繰 越)	195.2 (194.8)	-	(1)-①-ア	-	0056
持続可能な水産業 の認証活用加速化 (45) 事業 (平成30年度) (主)	70 (翌年度 繰越)	120 (67) (50 翌年度繰 越)	50 (49)	-	(1)-①-ア	-	0057
農林水産物・輸出力 維持・強化緊急対策 事業のうち高付加価 (46) 値商品認証取得事 業 (令和2年度) (主)	-	-	50 (30)	-	(1)-①-ア		0058
グローバル産地づく り緊急対策事業のう ち水産エコラベルの 認証取得加速化緊 急対策事業 (令和2年度) (主)	-	-	45 (翌年度 繰越)	-	(1)-①-ア		0059

		_					
グローバル産地づく り推進事業のうち日 本発の水産エコラベ ルの普及推進事業 (48) (前年度:グローバル 産地づくり推進事業 (内数)) (令和2年度) (主)	-		36 (33)	36	(1)-①-ア	-	0060
海外農業·貿易投資 環境調查分析事業 (平成29年度) (関連:3-①、⑤)	719 (673)	684 (618)	662 (545)	529	(1)-②-ア	-	0091
新市場開拓に向けた 水田リノベーション事 (50) 業 (令和2年度) (関連:3-⑨)	-	_	29,000 (翌年度 繰越)	-	-	-	0196
地理的表示保護·活 用総合推進事業 (令和3年度) (主)	-	_	_	130	(2)-①-ア	-	新3-0004
グローバル産地づく り推進事業のうち加 工食品の品目別の (52) 課題解決支援委託 事業 (令和3年度) (主)	-	——————————————————————————————————————		104	(1)-①-ア	-	新3-0009
グローバル産地づく り推進事業のうち効 率的な輸出物流モ (53) デル構築支援委託 事業 (令和3年度) (主)	1	——————————————————————————————————————		50	(1)-①-ア	-	新3-0006
グローバル産地づく り推進事業のうちJAS 等の国際標準化によ (54) る輸出環境整備委託 事業 (令和3年度) (主)	-			43	(1)-①-ア	-	新3-0007

グローバル産地づく り推進事業のうち規 格・認証を活用した (55) 加工食品の輸出環 境整備事業 (令和3年度) (主)	-	_		40	(1)-①-ア	-	新3-0008
食肉生産流通多角 化支援事業 (令和3年度) (関連:3-⑨)	-	_	-	1,000	-	-	新3-0009
高付加価値木材製 品輸出促進事業 (令和3年度) (主)	-	_		104	(1)-①-ア	-	新3-0011
【TPP関連事業】 コメ・コメ加工品輸出 (58) 推進緊急対策事業 (令和3年度) (主)	-	_	350 (翌年度 繰越)	-	(1)-①-ア	-	新3-0023
種苗法 (59)(平成10年) (主)	-	_		-		新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、農林水産業及びその 関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促 進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。 なお、植物新品種の海外流出を防止し、新品種の開発を促進するための「種苗法の一部を改正する法 律」が令和2年12月に成立し、令和3年4月に施行。	-

	特定農林水産物等 の名称の保護に関 する法律(地理的表 (60) 示法) (平成27年、平成28 年、平成30年改正) (主)	-	_	-	-	(2)-①-ア	産地と結 護制度に この法 関連産業	育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性がび付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保こついて定める。 津の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、農林水産業及びその経の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促助財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	-
	日本農林規格等に 関する法律 (平成29年) (関連:3-①、④)	-	_	-	-		これに。 物資に関	林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 より、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林 引する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、官民一体と 林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	-
	農林水産物及び食 品の輸出の促進に (62) 関する法律 (令和2年) (主)	-	_	-	-			産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置するとともに、同本部による基本方針及び実行計画の出証明書の発行、輸出事業計画の認定等の措置を講ずることで、農林水産物・食品の輸出促進に - 。	-
絚	策の予算額[百万円]	13,372 (内数を 含む)	14,950 (内数を 含む)	36,726 (内数を 含む)	9,414 (内数を 含む)	参照	IIIDI	https://www.maff.go.in/i/hudget/review/r3/index.html	
極	策の執行額[百万円]	11,390 (内数を 含む)	12,767 (内数を 含む)			少照	UNL	L https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額) 30年度 元年度 2年度 [百万円] [百万円]	当初予算額	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和3年 度事ビュ業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(1) -		-	-	-	-

⁽注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-③)

政策分野名 【施策名】	消費者と食・農とのつながりの深化	担当部局名	大臣官房新事業・食品産業部(消費・安全局) 【大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課/外 食・食文化課、消費・安全局消費者行政・食育課】
政策の概要 【施策の概要】	食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承、消費者と 生産者の関係強化	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重 要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の1(3) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和2年12月15日 改訂)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	食育や地	産地消の推	推進と国産	農産物の泊	肖費拡大							
西策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】										⁄スに優れた「 を推進する。	日本型食生活」を、食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開する。	
目標① 【達成すべき目標】	「日本型食	(生活」を負	食生活・食	習慣の変化	どに対応し	つつ展開	1					
加中长辆	甘淮法	年度ごとの目標値										
測定指標 	基準値	基準 年度	日標値目標年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
	69	2年度	75	7年度	-	70.2 %	71.4 %	72.6 %	73.8 %	c^ ¥	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1の(3)の①の「日本型食生活」を食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】	
日本型食生活の実 ア 践に取り組む人の割	%	2年度	%	7年及	-	69.8					【日保値(小年・日保午度)の設定の依拠』 従前の目標における実績値の上昇幅(H27年度62%→R2年度69%)である約5 ポイント程度の上昇を目指し、「75%」を設定。 年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして便宜的に目 安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。	
台	把握6	の方法	公表時期	出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 公表時期:調査年度の翌年度2月頃 算出方法:「実践している」及び「おおむね実践している」の数/有効回答数								
	達成度合いの										1 /	

目標② 【達成すべき目標】	農林漁業	体験の取約	且の推進								
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	きごとの実績値			指標一	測定指標の選定理由
,,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	66		70	a tec tit	-	66.8 %	67.6 %	68.4 %	69.2 %		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1の(3)の①の「農林漁業体験」の取組の推進に該当する アウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第4次食育推進基本計画における「農林漁業体験を経験した国民(世帯)
ア 農林漁業体験を経 験した国民の割合	%	2年度	%	7年度	-	61.3				- S↑-差	を令和7年度までに70%以上とする」目標に基づき設定。 令和3年3月に決定した第4次食育推進基本計画は、おおむね5年間という計画期間を設定しており、令和7年度までの目標値を設定しているため、年度ごとに目標値を設定することにはなじまないが、便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。
	育に関する :調査年原 :農林漁	度の翌年/	度2月頃				らると答えた。	人数/有効回答数			
	達成度合いの 達 成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 判定方法 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標③ 【達成すべき目標】	学校や病	院等施設の	の給食にお	ける地場産	産食材の泊	舌用					
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値	目標値		年度ごとの実績値					測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
学校給食における地 場産物を使用する割 合(金額ベース)を現 状値(令和元年度) から維持・向上した	-	_	90 %	7年度	-	90 % 68.1 %	90 %	90 %	90 %	O=-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)①の「学校や病院等施設の給食における地場産食材の活用」に該当するアウトカム指標として設定。ただし、病院等施設についてはデータの把握が困難なことから学校給食のみを対象とした。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月農林水産省告示。令和3年4月一部改正)では、学校給食において地場産物を使用する割合(金額ベース)について、第4次食育推進基本計画における「学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合を90%以上とすることを目指す」という目標に基づき設定。
都道府県の割合	把握(の方法	公表時期	:調査年月	度内					(文部科学省)) 値(令和元年度)から維持・向上した都道府県/47都道府県
	達成度合いの 達成度合 (%) = (当該年度の実績値) / (当該年度の目標値) ×100 円定方法 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

	施策(2)	和食文化	の保護・継	承								
	意策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	次世代へ	の和食文化	との継承の	ため、学校	な給食や家	家庭におり	ける和食物	是供の機会	会の拡大、	和食の継承	活動を行う中核的な人材の育成等の取組を推進する。
	目標① 【達成すべき目標】	次世代へ	の和食文化	との継承								
								ごとの目				
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可升刀炔	(次0.日保险(水平 日保平及) (3000000000000000000000000000000000000
		44.6	0/5英	50	7年度	-	46 %	47 %	48 %	49 %	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)②の「次世代への和食文化の継承」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値は、第4次食育推進基本計画における「郷土料理や伝統料理を月1
	郷土料理や伝統料 ア 理を月1回以上食べ ている国民の割合	%	ソイト庫	%		-	61.7					目標値は、第4次長育推進基本計画における「郷土村理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合を令和7年度までに50%以上とすることを目指す」という目標に基づき設定。 年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。
出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度末頃 算出方法:郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合×100										·		
		達成度合いの 達成度合 (%) = (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 判定方法 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(3)	消費者と	生産者の関	係強化									
西策の目指すべき姿 [目標設定の考え方根拠]	消費者と	生産者の関	係強化に	向けて、地	域支援型	!農業(CS	A) 等によ	り産地と	肖費者とな	ぶ結びつく取約	且を推進する。	
目標① 【達成すべき目標】	産地と消	費者とが結	びつく取組	lを推進								
				年度ごとの目標値								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)				
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		(及び日標値(水平・日標平度)の設定の低拠/	
					-	74.8 %	76.1 %	77.4 %	78.7 %		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)③の「産地と消費者とが結びつく取組を推進」に該当するアウトカム指標として設定。	
産地や生産者を意 課して農林水産物・ 食品を選ぶ国民の割	2年度	80 % 74 以上	7年度	-	74.8意識して農林水産物・食品を選ぶ国民のすることを目指す」という目標に基づき部作度ごとの目標値については、毎年度					目標値は、「第4次食育推進基本計画」(令和3年3月)中「産地や生産者を 意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合を令和7年度までに80%以上と することを目指す」という目標に基づき設定。 年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして便宜 的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を		
台	把握여	の方法	公表時期	典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 表時期:調査翌年3月 出方法:産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいると回答した人数/有効回答数								
		達成度合いの 達成度合 (%) = (当該年度実績値-基準値) / (当該年度目標値-基準値) ×100 判定方法 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満)										

<i>ጉሁለ</i> ታ ተ ናበ.	予算	額計(執行	亍額)	3年度	関連す		令和3年度行政
政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
食料産業・6次産業 (1) 化交付金 (平成30年度) (関連:3-①、⑬)	1,678 の内数 (1,463 の内数) (44の内 数、翌年 度繰越)	1,478 の内数 (867 の内数) (444の内 数、翌年 度繰越)	1,506の 内数 (819 の内数) (544の内 数、翌年 度繰越)	1,468の内数	(1)-③-ア	_	0003
国産農林水産物等 販売促進緊急対策 (2) 事業 (令和2年度補正) (主)	-	_	85,366 (執行額: 6月末把 握予定) (22,494 翌年度繰 越)	-	-	-	0061
国産農林水産物等 販路多様化緊急対 (3) 策事業 (令和2年度補正) (主)	-	-	33,977 (翌年度 繰越)	-	-	-	0062
食育活動の全国展 (4) 開事業委託費 (平成25年度) (主)	54 (51)	58 (51)	58 (46)	71	_	-	0063
日本の食消費拡大 (5) 国民運動推進事業 (平成28年度) (主)	232 (230)	182 (176)	128 (125)	9	-	-	0064

「和食」と地域食文化 (6) 継承推進事業 (平成28年度) (主)	54 (49)	72 (72)	72 (69)	72	(2)-①-ア	-	0065
飲食業消費喚起事 業(Go To Eatキャン (7)ペーン) (平成2年度) (主)	-	-	251,777 (116,885) 134,892 翌年度繰 越)	-	-	-	0066
国産農林水産物等 販路多様化緊急対 策事業のうち食品受 入能力向上緊急支 援事業(フードバンク 支援事業) (令和2年度) (主)	-	-	395 (翌年度 繰越)	-	-	-	0067
食料安全保障の確立に向けた新たな国民運動推進事業のう(9)ち、国民運動総合推進事業(令和3年度)(主)	-	_		114			新3-0012
食料安全保障の確立に向けた新たな国民運動推進事業のうち、フードサプライチェーンの環境調和推進事業(平成2年度)(関連:3-⑫)確認中	-	-	24	43	_	-	新3-0013

	地域食農連携プロ ジェクト推進事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	222	(3)-①-ア		-	新3-0014
	地域資源を活用した 農林漁業者等による 新事業の創出等及 び地域の農林水産 (12) 物の利用促進に関 する法律(六次産業 化・地産地消法) (平成22年) (関連:3-①、(3))	1	_	1	1	(1)-③-ア	域の農林 ともに、食 国による 策定を通	源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「6次産業化」)に関する施策及び地 水水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図ると 食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 る基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の 負じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産 目解の促進に寄与する。	-
政	(策の予算額[百万円]	2,018 (内数を 含む)	1,746 (内数を 含む)			4 07	(LIDI		
政	(策の執行額[百万円]	1,793 (内数を 含む)	1,793 (内数を 含む)			参 照	URL	https://www.maff.go.ip/i/budget/review/r3/index.html	

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

	政策手段 (開始年度)		計(執行額)	3年度 度 当初予算額 円] [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和3年 度事 事ュー 事号
(1)) –	-		-	-	_	-

⁽注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-④)

政策分野名 【施策名】	食品の安全確保と消費者の信頼の確保	担当部局名	消費·安全局(大臣官房新事業·食品産業部、農林水産技術会議事務局) 【大臣官房新事業·食品産業部食品製造課(食品企業行動室/基準認証室)、消費·安全局消費者行政·食育課/農産安全管理課/畜水産安全管理課、農林水産技術会議事務局研究開発官室】
	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化、食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重 要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の1(4)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	科学の進	展等を踏ま	たえた食品の	の安全確保	Rの取組ℓ)強化					
色策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生産、製	造の段階に	こおける食品	品の安全確	E 保等						
目標①【達成すべき目標】	有機・副産	産物肥料(注	注1)を農家	えが安心し	て利用でき	きる仕組み	みの構築、	全ての飢	同料関係事	事業者におけん	るGMPの導入推進
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値				ı	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	11 开刀 块	(及00日标道(水平 日标并及)000000000000000000000000000000000000	
有機物や副産物を ア 原料とする普通肥料 の生産量の増加率	0 %	30年度	10 %	7年度	0.2 % -8.17%	2 % 令和4 年12月 把握定	4 %	6 %	8 %	· F↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)①アの「新たな肥料制度の整備・活用を進めるとともに、肥料、土づくり、畜産、食品リサイクル等の関連施策の連携により、地力の維持向上、農業の生産性の向上、資源循環を実現」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 有機・副産物肥料の生産量を、肥料の品質の確保等に関する法律が施行された令和2年12月から令和7年までに10%増加させることとしている。各年度の目標値については、毎年度一定の割合で増加すると想定し設定しているが、法施行前後の実績の確定を踏まえ、令和4年度に目標値等を見直し予定。
	世典:肥料の品質の確保等に関する法律に基づく生産数量(1月~12月分)報告等(農林水産省消費・安全局集計) 作成時期:調査年度の翌年度10月頃 算出方法:(当該年生産量-基準年生産量)/基準年生産量										
	達成度合いの 判定方法 達成度合 (%) = (当該年度実績値) / (当該年度目標値) × 100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値	基準値				年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由 (おばこはない)
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	飼料等の適正製造 規範(GMP)ガイドラ イン(注2)に基づく 管理手法の導入に 取り組む飼料製造工	48 %	元年度	100 %	7年度	57 % 57 %	66 % 65 %	75 %	84 %	93 %	· F↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)①アの「全ての飼料関係事業者におけるGMPの導入推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 広域流通する最終製品の製造かつ供給の大宗を占める配合飼料製造工場について、GMPガイドラインに基づく管理手法の導入に向けて、その取組の着手状況を令和7年度までに100%とすることを目標として設定。 なお、年度ごとに目標値を設定することは適切ではないが、毎年度、一定の割合で増加すると想定し、年度毎の目標値を設定。
	場の割合	把握0	の方法	作成時期	:調査年月	消費・安全局調べ 度の翌年度7月頃 着手している広域流通する配合飼料製造工場					易数/広域流	通する配合飼料製造工場数
		達成度 判定			(当該年度実績値)/(当該年度目標値)×100 超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満							

	目標② 【達成すべき目標】	食品等事	業者を対象	象にHACC	P(注3)に	沿った衛生	生管理の	導入				
							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	│ │基準値 _□		│ │目標値			年度	ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		(及び日保値(小牛・日保牛及/の改定の依拠)
	HACCPに沿った衛 ア 生管理を実施してい る食品製造事業者の 割合	20 %	30年度	100 %	3年度	60 %	100 % 67 %	-	-	-	·S↑−差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)①イの「食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理の導入」に該当するアウトカム指標として設定 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 目標値については、食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理が令和3年6月に義務化されることを踏まえ、令和3年度までに100%と設定した。また、令和2年度までに多くの食品・業態でHACCP手引書が作成され、導入が加速するものとして設定。 令和4年度に指標を見直し予定。
	н, п	世典:食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査(農林水産省大臣官房統計部) 把握の方法 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:導入済み(導入途中を含む)の事業者/全事業者(抽出調査から全事業者における割合を統計処理し推計)										
			合いの ?方法		達成度合(%)=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満							

	施策(2)	食品表示	情報の充領	実や適切な	表示等を									
	張の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	食品表示	の適正化等	等、食品トレーサビリティの普及啓発										
	目標① 【達成すべき目標】	食品表示	の適正化											
	測定指標	基準値		月標値		年度ごとの目標値年度ごとの実績値					指標一	測定指標の選定理由		
	测疋指標 	- 本十世	基準 年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠) 		
	ア 生鮮食品の「原産 地」の不適正表示率	1.0	30年度	1.0	7年度	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	F=-直			
		%	30千戌	%以下	7 千及	0.2	0.4				r — <u>E.</u>			
		把握印	の方法	出典:地 の 作成時期 算出方法	確認等を :調査年	テう調査 度の翌年	(農林水 度 5 月頃	:産省消費 [・安全局		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)②ア「立入検査や食品表示の監視・取締りなどを行うとともに、科学的な分析手法等を活用し、効果的・効率的な監視や食品表示の適正化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 なお、全ての加工食品における原料原産地表示義務化の経過措置期間、令和3年度末で終了することから、4年度の巡回調査結果を踏まえ目標値等			
			を 合いの 子法			: 当該年度目標値以下の場合 がある): 当該年度目標値を上回った場合						を5年度に見直す予定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】		
		1.8	30年度	1.0	7年度	1.6 %以下			1.2 %以下	1.1 %以下	- F↓—直	平成30年度時点で、生鮮食品は1.0%、加工食品は1.8%であるが、 ①調査対象事業者の中からの抽出調査であり、毎年調査対象の事業者が なること		
	加工会日の芝牧士	%	30千/文	%以下	7千尺	1.2	0.9 %				1. ↑ E.	②偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けること ③実際上、過失による一時的な違反が生じうること 等を考慮し、可能な数値として7年度までに1.0%以下を目標値として設定し		
	加工食品の義務表 示事項(品質に関す るもの)の不適正表 示率	把握(の方法		確認等を :調査年	テう調査 度の翌年	(農林水 度 5 月頃	:産省消費 [・安全局		品表示の状況	t.		
			E合いの E方法		むね有効) 性に問題 ⁷					った場合				

	目標② 【達成すべき目標】	生産者に:	生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティのB								ビリティの取約	祖率を向上
							年度	ごとの目	標値			
	 測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	経 積値		指標一	測定指標の選定理由
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		77 %	元年度	83	7年度	78 %	79 %	80 %	81 %	82 %	- S↑-差	
			儿十戌	%	1+12	89 %	85 %					
	生産者における農畜 ア 水産物の出荷記録 の保存(基礎トレー サビリティ)の取組率	把握0	D方法	(作成時期	料・農林ス 農林水産名 :調査年月 :農畜水産	旨統計部 度の翌年) 度4月頃				数	【測定指標の選定理由】
		達成度		(当該 A'ラン		直-基準 超、Aラ	ンク:9				× 100(%) (ク:50%以	基本計画第3の1(4)②イの「生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 令和3年度は、令和元年度及び2年度に策定された新たな食品トレーサビ
		41 _	元任庶	47	7年度	42 %	43 %	44 %	45 %	46 %	- S↑-差	リティ推進方策の推進に加え、農産物加工品について、食品表示の誤表示により発生している商品回収に寄与できる仕組みを構築することとしている。令和2年度から、測定指標の実績値を把握する「食料・農林水産業・農山池村に関する意識・意向調査」の調査対象が変更されたが、引き続き令和2年度と同様に各年度の目標値については、毎年度1%ずつ増加すると想定し設定。なお、令和3年度の調査結果の公表をもって、目標値の変更の是非に
		%	元年度	%	7千反	45 %	46 %					
	流通加工業者における入荷品と出荷品 ける入荷品と出荷品 の相互関係を明らかにする記録の保存 (内部トレーサビリティ)の取組率	把握 <i>0</i>	D方法	作成時期		当統計部 度の翌年) 度 4 月頃 の相互関	,			保存している	ついて検討。
		達成度 判定		(当該 A'ラン		直-基準 超、Aラ	ンク:9				× 100(%) ソク:50%以	

71 Mr - CD	予算	額計(執行	万額)	3年度	関連す		令和3年度行政
政策手段 (開始年度)	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度	当初予算額 [百万円]	指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
食品の品質・安全管 理サポート事業 (令和元年度) (関連:3-①)	-	147 (143)	63 (63)	-	(1)-2- T	-	0006
日本発食品安全管 理規格策定推進事 (2)業 (平成28年度) (関連:3-②)	91 (91)	77 (77)	40 (O)	-	(1)-2- 7	-	0014
動物用医薬品対策 (3) 事業 (昭和38年度) (主)	80 (77)	73 (69)	68 (66)	67	-	_	0068
独立行政法人農林 水産消費安全技術 センターに必要な経 費 (平成13年度) (主)	6,641 (6,641)		6,914 (6,914)	6,802	(2)-①- ア (2)-①- イ	-	0069
牛肉トレーサビリティ 業務事業委託費 (平成15年度) (主)	233 (231)	235 (232)		234	-	-	0070
生産資材安全確保 対策事業委託費 (平成18年度) (主)	283 (227)	312 (266)	264 (227)	263	(1)-①- イ	-	0071

C	有害化学物質・微生 物リスク管理基礎調 7) 査事業委託費 (平成18年度) (主)	155 (114)		168 (146)	187	-	-	0072
(1	産地表示適正化推 進事業委託費 (平成24年度) (主)	35 (34)	38 (36)		34	(2)-①- ア (2)-①- イ (2)-②- ア (2)-②- イ	-	0073
(!	動物用ワクチン緊急 時増産体制整備事 9)業 (令和元年度) (主)	-	0 (0)		351	-	-	0074
(1	消費·安全対策交付 金 (平成17年度) (関連:3-⑤)	3,710の 内数 (3,423の 内数)	[′] 内数	内数	2,210の内数	-	-	0082
(1	安全な農畜水産物 安定供給のための包 括的レギュラトリーサ 11) イエンス研究推進事 業 (令和2年度) (関連:3一⑪)	-	-	635(633)	615	-	_	0216
(1	農薬取締法 12)(昭和23年) (主)	-	_	_	-	-	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	-
(1	肥料の品質の確保 等に関する法律 (昭和25年) (主)	-	_	_	-	(1)-①- ア	肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	-

飼料の安全性の確 保及び品質の改善 (14) に関する法律 (昭和29年) (主)	-	—	_	-	(1)-①-	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び 品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産畜産物等及び食品の安全性の向上に寄与する。	-
食品の製造過程の 管理の高度化に関 する臨時措置法 (HACCP支援法) (平成10年) (主)	-	—	_	-	(1)-2- 7	食品製造業における食品の安全性向上と品質管理の高度化に資するHACCPの導入を推進するため、食品製造業者が行うHACCPの導入のための体制・施設の整備及びHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備(高度化基盤整備)に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCPの導入及び高度化基盤整備の普及・定着により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。	-
牛の個体識別のため の情報の管理及び 伝達に関する特別措 置法 (平成15年) (主)		_	_	-	(2)-②- ア (2)-②- イ	BSEのまん延防止措置の的確な実施等のため、牛を個体識別番号により一元管理するともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛トレーサビリティ法に基づくトレーサビリティ制度を牛の管理者等から特定牛肉の販売業者、特定料理提供事業者までに義務づけることにより、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることに寄与する。	ı
愛がん動物用飼料 の安全性の確保に (17) 関する法律 (平成21年) (主)	-	—	_	-	(1)-①- イ	愛玩動物用飼料の安全性の確保を図る。 当該法律に基づく安全な愛玩動物用飼料の確保により、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与する。	-
米穀等の取引等に 係る情報の記録及び 産地情報の伝達に 関する法律 (平成22年) (主)	_	_	_	-	(2)-2- 7 (2)-2- 1	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与する。	-
食品表示法 (19)(平成27年) (主)	_	<u> </u>		-	(2)-①- ア (2)-①- イ	食品の表示は、消費者の商品選択の際のよりどころとなるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を 強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実 な改善に寄与する。	-

	日本農林規格等に 関する法律(JAS法) (平成29年) (関連:2-①、②)	-	_	-	-		これに。 物資に関	株規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 より、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林 引する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、食品に対 計者の信頼の確保に寄与する。	-
政策0	の予算額[百万円]	11,228 (内数を 含む)	10,231 (内数を 含む)		10,763 (内数を含む)	参照UR		https://www.maff.go.ip/j/budget/review/R2/01f.html https://www.maff.go.ip/j/budget/review/R2/03f.html	
政策0	の執行額[百万円]	10,838 (内数を 含む)	10,006 (内数を 含む)	12,102 (内数を 含む)					

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

	予算	額計(執行	行額)				令和3年 度行政			
政策手段 (開始年度)	30年度 [百万円]	元年度 2年度 [百万円] [百万円]		3年度 関連す 当初予算額 る [百万円] 指標		政策手段の概要等				
【復興庁より】 放射性物質による農 (1) 畜産物等影響実態 調査対策 (平成24年度)	81 (68)	77 (55)	65 (51)	65	-	-	0081			
【復興庁より】 (2) 福島県農林水産業 再生総合事業 (平成29年度)	4,609 (4,601)	4,841 (4,833)	4,660 (4,652)	4,700	-		0090			

⁽注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

⁽注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

⁽注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	有機·副産物肥料	家畜ふん堆肥など動植物質のものを原料とした肥料や産業副産物を原料とした肥料。
注2		飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインは、飼料の安全確保に関する国際的な考え方の変化を背景に、原料から最終製品までの全工程において実施する基本的な安全管理である適正製造規範(GMP:Good Manufacturing Practice)を事業者自らが導入するため指針として2015年4月に制定。
注3	НАССР	食品の製造工程毎に、あらかじめ危害を予測し(危害要因分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査と比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止することができる。
注4	レギュラトリーサイエンス	科学的知見と、規制などの行政施策・措置との間を橋渡しする科学。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-⑥)

政策分野名 【施策名】	担い手の育成・確保等と農業経営の安定化		経営局(大臣官房) 【大臣官房政策課、経営局経営政策課/就農·女性課/保険課】
政策の概要 【施策の概要】	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し、経営継承や新規就農、人材の育成・確保等、次世代型の農業支援サービスの定着、多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進、収入保険制度の着実な推進等	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する 内閣の重要政策	 ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(1)(2)(4) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第1 5 (1) ⑤ ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定) Ⅲ 政策の展開方向3 ・第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定) 	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し														
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手(注	主)の経営薬	発展を後押	しするため	、担い手へ	への重点的	な支援の第	尾施、農業	経営の法人	、化の加速化	と経営基盤の強化、青色申告を推進する。				
目標① 【達成すべき目標】	担い手へ	への重点的な支援の実施													
						年度	ごとの目	標値							
測定指標	基準値		目標値	3標値		年度ごとの実績値				指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)				
		基準年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	u1 31 / 1 / 2	(人の日常に(小牛 日常干皮)の成化の低度)					
	%	- / / · · · · · · · · · · · · · · · · ·	24.0	7年度 -	21.1	21.7	22.3	22.9	23.5	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のアの「認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫 を発揮した経営を展開」に該当するアウトカム指標として設定。				
ア 農業経営体のうち認 定農業者の割合		元年度	%		21.7	把握中 (把握予 定時期10 月)					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農業経営体に占める認定農業者の割合については、平成28年度から令和元年度まで毎年0.5%の伸び率であることから、この伸び率以上に増加させることを目標として、令和7年度の目標値を24%に設定。				
	把握(<u>.</u> の方法	作成時期	: 各年度末	は時点の数	(農林水産? (値を翌年) のうち、	度の実績と	こして集計		, _ v . v	(農林水産省経営局)				
	達成度合いの 判定方法 達成度合 (%) = (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満														

	目標② 【達成すべき目標】	農業経営	の法人化の	の加速化と	経営基盤0)強化						
							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		14,600	05 fr 1th	50,000	e ter tito	39,380 法人	42,920 法人	46,460 法人	50,000 法人	_		基本計画第3の2(1)①のイの「農業経営の法人化を加速化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
	ア 農業法人経営体数	法 人	25年度	法 人	5年度	30,700 法人	31,600 法人				7 2 一直	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)において、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とすることを成果目標(KPI)としている。 このため、平成25年度の14,600法人について、令和5年度までに毎年約3,500法人/年増加させることとして目標を設定。
14,600 法人 25年度 50,000 法人 5年度 39,380 42,920 46,460 法人 法人 法人 法人 法人 法人 法人 法												
				, ,	. , . ,					,	%以上90%末	:満、Cランク:50%未満

	目標③ 【達成すべき目標】	青色申告	の推進									
							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
	,,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		39.0	元年度	60.0	7年度	42.5 %	46.0 %	49.5 %	53.0 %	56.5 %		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のウ「農業者による青色申告を推進」に該当するアウト カム指標として設定。
		%	儿午皮	%	7年度	44.0	46.3					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和元年度の実績値39%を基準値とし、平成26年度から令和元年度までの 年増加率(2%/年)について、増加率を倍近くに増加させることとして、令和7年 度の目標値を60%に設定。
	[達成すべき目標] 測定指標	把握(の方法	作成時期 算出方法 ※令和元	農林水産名:各年度ラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が計部) に時点の数 全営体数」 所得者の可 経営体数」 「農業構造	(値を翌年) のうち、 青色申告者 (※)に「国 動態調査	度の実績と 「農業所得 が数」は、 「税庁会社」 」の「組織	さして集計 計者の青色 「国税庁事 票本調査」 破経営体数	申告者数」 務年報」の の「青白区 」のうち、	」の占める割)「農業所得者 分」の資本金阝	農林業センサス」・「農業構造動態調査」 合 」の「青色申告者数」の数値及び「農林業センサス」の「農業経営体数」の 皆級5億円以下の単体法人の青色申告の割合をかけた数値により推計 生産を行う法人組織経営体数」。
			合いの 2方法		(%) = 7:150%超						%以上90%未	満、Cランク:50%未満

施策(2)	経営継承	や新規就	農、人材の	育成•確保	:等						
原策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	次世代の	担い手へ	の円滑な経	営継承、農	農業を支える	る人材の育	が成のための	の農業教育	の充実、青	青年層の新規!	就農と定着促進、女性が能力を発揮できる環境整備等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	次世代の	担い手へ	の円滑な経	営継承							
							ミごとの目	1777.112		-	
測定指標	基準値		目標値			年度	ことの実	績値 □	ı	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	m 37 77 XX	
経営継承に係る測 ア 定指標 (令和3年度に設定)	Р	P	Р	Р	Р	Р	P	P	Р	Р	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のア「経営形態に応じた計画的かつきめ細やかな経営継承を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年12月15日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う人を確保するため、事業承継等に係る施策の在り方について検討する」こと等とされており、本測定指標については、当該検討の結果を踏まえ、設定(令和3年度中)。
	把握여	の方法	出典:- 作成時期 算出方法								
		合いの 方法	_								

目標② 【達成すべき目標】	農業を支え	える人材の	う育成のたる	めの農業教	対育の充実						
測定指標	基準値		目標値				€ごとの目 €ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
MACIE IN	2712	基準 年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
					Р	Р	Р	Р	Р		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のイの「将来的に農業を職業として選択する人材を育成」に該当するアウトカム指標として設定。
農業大学校等の就 ア 農率 (令和3年度に設定)	Р	Р	Р	P						Р	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年12月15日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」におて、「本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う人を確保するため、新規就農等に係る施策の在り方について検討する」こと等とされてもり、本測定指標については、当該検討の結果を踏まえ、設定(令和3年度中)。
	把握여	: D方法	出典:- 作成時期 算出方法		I		l	l			
		合いの 方法	-								

目標③ 【達成すべき目標】	青年層の	新規就農と	七定着促進								
						年度	ぎごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	31.1	05左床	40.0	r /r ····	37.3 万人	38.2 万人	39.1 万人	40.0 万人	-		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のウの「青年層の農業内外からの新規就農と定着促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「開せる 英茂 かばりがまする (アプログラング) 「開せる 英茂 かばりがまする) (アプログラング)
10小リエの曲米公	万人	25年度	万人	5年度	22.7 万人	22.6 万人					「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)において、「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」という目標を設定している。このため、令和5年度までに40代以下の農業従事者数を40万人に拡大することとし、8,900人/年増加することとして目標を設定。
ア 40代以下の農業従 事者数	把握6	の方法	作成時期 算出方法 ※平成25 の数を差	年度は、	2月1日時 ドセンサス 「2010年農 後、(iii)	点の数値を 」の「基	登年度の 幹的農業の サス」の数 歳以下の新	送事者数」 数値をベー 新規就農者	及び「常 スに、機	械的な方法(計した数値(※) ((i)前年の49歳以下の農業従事者の数から、(ii)当年に50歳になる者 従事しなくなった者の数は考慮していない))により計算した数値。
		合いの 方法		(%) = ク:150%						50%以上90%	未満、C ランク:50%未満

目標④ 【達成すべき目標】	女性が能	力を発揮で	できる環境	整備							
議成すべき目標					年度	ごとの目	標値				
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
(八人)日1示		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
ア 認定農業者に占める 女性の割合		元年度	5.5 %	8年度	4.9 % 5.0 %	5.0 % 5.1 %	5.1	5.2	5.3	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請等を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)の成果目標となっている「認定農業者に占める女性の割合」(令和7年度までに5.5%)を測定指標として設定。(注:政策評価書の記載上の整理においては、令和8年度の目標値として5.5%)。 このため、令和元年度の4.8%について、令和8年度までに毎年0.1%/年増加させることとして目標を設定。
	把握0	の方法	作成時期	: 各年度>	ド時点の数	で値を翌年	度の実績と	E状況」(さして集計 女性の単			る共同申請数の割合
		合いの 方法						F度目標値 6以下、B		50%以上90%	未満、Cランク:50%未満

測定指標 イ農業委員に占める女	基準値		目標値				€ごとの目: €ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
从[足]日际	坐 干佢	基準 年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	11.8	30年度	30.0	7年度	17.0 %	19.6	22.2 %	24.8	27.4		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「農業委員への女性登用を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
イ 農業委員に占める女 性の割合	%	30 	%	一十次	12.3 %	12.4					第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)の成果目標となっている「農業委員に占める女性の割合」(令和7年度までに30%)を測定指標として設定。 このため、平成30年度の11.8%について、令和7年度までに毎年2.6%/年増加させることとして目標を設定。
	把握0	の方法	作成時期	農業委員^ :各年度1 :農業委員	0月1日時	F点の数値	を当該年原	度の実績と			
		合いの 方法		(%)= 7:150%超						%以上90%末	満、Cランク:50%未満

						年度	ぎごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	どことの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算が領	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	8.0	元年度	15.0	8年度	9.0	10.0 %	11.0	12.0	13.0		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「農協役員への女性登用を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)の成果目標となって
農業協同組合の役 ウ 員に占める女性の割 合	%	九十尺	%	0千戌	8.4	9.0					いる「農業協同組合の役員に占める女性の割合」(令和7年度までに15%)を測定指標として設定。(注:政策評価書の記載上の整理においては、令和8年度の目標値として15%) このため、令和元年度の8%について、令和8年度までに毎年1%/年増加させることとして目標を設定。
	把握여	の方法	作成時期	: 各農業物	協同組合の	(農林水産)事業年度 員数のう	末時点の数			として集計	
		合いの 方法				実績値) ク:90%じ				%以上90%未	満、C ランク:50%未満

施策(3)	次世代型	の農業支	援サービスの	の定着							
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業者が	営農活動の	の外部委託	など様々な	は農業支援	サービスを	活用する	ことで経営の	の継続や郊	か率化を図るこ	とができるよう、次世代型の農業支援サービスの定着を促進する。
目標①【達成すべき目標】	次世代型	の農業支	援サービスの	の定着							
							ごとの目	127.12		11- 1 	
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	積値 T	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	H1 5F73 /A	
2025年までに農業支 援サービスの利用を 希望する農業の担い ア 手のうち、実際に利 用している担い手の 割合 (令和4年度に設定)	Р	P	Р	Р	Р	Р	Р	Р	Р	Р	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)の②の「次世代型の農業支援サービスの定着」において、生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応し、農業者が営農活動の外部委託など様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、ドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品関連事業者と連携した収穫作業などの次世代型の農業支援サービスの定着を促進することとしている。このため、農業支援サービスを利用又は利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用している担い手の割合を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年度に農業者等へのアンケートを実施し、実績を把握するため、令和4年度より目標値を記載する。
(77年4年及(2成年)	把握(の方法	出典:- 作成時期 算出方法								
	達成度		_								

施策(4)	多様な人	材が活躍~	できる農業の	の「働き方は	改革」の推議	進					
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の現	場で必要な	な人材を確	保していく	ため、誰も	がやりがい	があり、働き	きやすい環	境づくりを:	惟進する。	
目標①【達成すべき目標】	誰もがやり)がいがあ	り、働きやす	トい環境づ	くりの推進						
							ごとの目				
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値 		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	ш эт /	
					Р	Р	Р	Р	Р		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)の③の「誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりの 推進」に該当するアウトカム指標として設定。
「働き方改革」に係る ア 測定指標 (令和3年度に設定)	Р	P	Р	Р						Р	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年12月15日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う人を確保するため、新規就農等に係る施策の在り方について検討する」こととされており、また、「これを支える仕組み等を整えるため、働き方改革等に係る施策の在り方について検討する」こと等とされており、本測定指標については、当該検討の結果を踏まえ、設定(令和3年度中)。
	把握6	の方法	出典:- 作成時期 算出方法								
	達成度	合いの 方法	_								

	施策(5)	収入保険	制度等の	音実な推進	į							
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業経営	における槍	を々なリスク	に対応し、	農業経営の	の安定を図	るため、収	入保険制度	度等を着実	に推進する。	
	目標① 【達成すべき目標】	収入保険	の普及促済	進•利用拡	大							
							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可开刀块	(及00日标准(小牛*日标牛皮/0000足071000)
		2.3万	00 F II	10万	A FE ITE	5.5万 経営体	7.1万 経営体	10万 経営体	-	-		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(4)①のアの「収入保険の普及促進・利用拡大を図る」に該当するアウトカム指標として設定。
上	収入保険の実施主体が令和4年度を見据えた早期に達成すべき加入推進目標を10万経営体と設定しており、その目標が達成できるよう国は推進する立場であることから、令和5年1~12月に保険期間が始まる収入保険の加入経営体											
	アツス保険の加入経営体数	把握여	の方法	作成時期	: 各年の ※令和 令和	1月から12 3年度の実	2月までに 経績値は、**	保険期間が 令和4年の	が始まる収 01月から	12月まで	に保険期間が	が始まる収入保険の加入経営体数を集計。7.7万経営体は
			合いの 方法						F度目標値 以下、Bラ		%以上90%未	-満、Cランク:50%未満

=1 th -= =0	予算	額計(執行	亍額)	3年度	関連		令和3年度
政策手段 (開始年度)	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	する指標	政策手段の概要等	行政事業 レビュー 事業番号
農業共済事業の実 施 (1) (昭和22年度) (主)	94,383 (84,870)		88,396 (81,882)	88,639	-	-	0099
被害農家営農資金 (2) 利子補給等補助金 (昭和28年度) (主)	5 (-)			4	-		0100
農林年金給付事業 (3) (昭和33年度) (主)	261 (261)	213 (206)	613 (613)	3	-	-	0101
農業近代化資金利 子補給金 (4) (昭和41年度) (主)	2.5 (0.3)			0.7	(1)-②-(ア)	-	0102
特定地域経営支援 対策事業 (5) (昭和51年度) (主)	952 (743)	405 (289)	758 (598)	573	-	1	0103
人権問題啓発事業 (6) (平成9年度) (主)	11 (11)	11 (10)	10 (9)	10	-	1	0104
農業者年金事業 (7) (平成15年度) (主)		119,121 (118,908)		117,622	=	1	0105
独立行政法人農業 者年金基金運営費 (平成15年度) (主)	3,352 (3,352)		3,410 (3,410)	4,529	-	1	0106
株式会社日本政策 金融公庫農林水産 業者向け業務補給 金 (平成20年度) (主)	16,171 (14,774)	16,143 (16,143)		17,041	(1)-2-(7)	-	0107

		:			1		
株式会社日本政策 金融公庫危機対応 (10) 円滑化業務 (平成20年度) (主)	120 (106)	120 (103)	626 (615)	120	-	_	0108
農業経営基盤強化 資金利子助成金等 (11) 交付事業 (平成22年度) (主)	4,829 (3,485)			2,807	(1)-②-(ア)	-	0109
農業改良資金利子 補給金 (平成22年度) (主)	242 (202)	167 (143)	119 (96)	80	(1)-②-(ア)	-	0110
農業経営改善利子 補給金交付事業 (平成23年度) (主)	26 (19)	22 (18)	18 (14)	18	(1)-②-(ア)	_	0111
経営体育成支援事業 (平成23年度) (主)	16,059 (11,582)	16,462 (11,223)	305 (285)	-	(2)-③-(ア)	_	0112
農業人材力強化総 合支援事業 (平成24年度) (主)	23,265 (21,683)			20,501	(2)-③-(ア)	-	0113
経営継承・発展等支援事業 (旧「人・農地問題解 (16) 決加速化支援事業」) (平成24年度) (主)	68 (51)		503 (214)	1,503	(1)-②-(ア)	-	0114
青年等就農資金 (17) (平成26年度) (主)	219 (136)	184 (150)	288 (153)	293	(2)-③-(ア)	_	0115
農業界と経済界の連 携による生産性向上 モデル農業確立実 証事業 (平成26年度) (主)	282 (242)	163 (106)	94 (58)	-	-	-	0116

農業信用保証保険 基盤強化事業 (平成27年度) (主)	23 (2)	21 (1)	4,768 (216)	113	-	-	0117
【TPP関連事業】 担い手確保・経営強 (20) 化支援事業 (平成27年度) (主)	4,938 (4,492)	4,793 (4,423)	2,090 (1,955)	ı	(2)-3-(7)	-	0118
農業経営法人化支 援総合事業 (平成27年度) (主)	910 (468)	907 (621)	593 (408)	538	(1)-②-(ア)	-	0119
農協監査·事業利用 実態調査費 (平成28年度) (主)	62 (57)	213 (183)	158 (150)	57	=	-	0120
日本公庫資金円滑 化貸付事業出資金 (平成30年度) (主)	350 (350)	300 (300)		-	-	-	0121
【TPP関連事業】 収入保険制度の実 ⁽²⁴⁾ 施 (平成30年度) (主)	25,645 (23,951)			17,736	(5)-①-(ア)	-	0122
外国人材受入総合 支援事業 (平成30年度) (主)	173 (92)	359 (305)	366 (193)	369	-	-	0123
女性が変える未来の 農業推進事業 (平成30年度) (主)	96 (92)	79 (76)	75 (72)	85	(2)-④- (ア)(イ)(ウ)	-	0124
【TPP関連事業】 新規就農支援緊急 (27) 対策事業 (令和元年度) (主)	-	0 (0)	3,807 (1,700)	-	(2)-③-(ア)	-	0125

経営継続補助事業 (28) (令和2年度) (主)	-	_	34,640 (34,402)	-	-	-	0126
農業労働力確保緊 急支援事業 (令和2年度) (主)	-	-	1,918 (1,490)	-	-	-	0127
新規就農者確保加 速化対策 (令和2年度) (主)	-	_	0 (0)	-	-	_	0128
農業経営継承保証 保険支援事業 (令和2年度) (主)	-	_	38 (0)	34	-	-	0129
担い手育成農地集 積資金利子補給金 (平成22年度) (主)	393 (274)	:	438 (236)	437	(1)-②-(ア)	_	0130
経営所得安定対策 等推進事業 (平成25年度) (主)	6,464 (6,382)			6,391	-	-	0131
経営所得安定対策 (34) (平成25年度) (主)	281,124 (177,267)	273,962 (224,874)		264,144	-	_	0132
農業保険法 (35) (昭和22年) (主)	-	-	-	-	(5)-①-(ア)	災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補塡する農業共済事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営の影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施することにより、農業者の経営安定に寄与する。	-
天災による被害農 漁業者等に対する 資金の融通に関する 暫定措置法 (昭和30年) (主)		_	-	-	_	天災によって被害を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要な低利の経営資金等の融通を円滑にするため、国が地方公共団体に対し利子補給等を実施。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。	-

農業改良資金融通 法 (昭和31年) (主)	-	-	-	-	-	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う農業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が無利子の資金を貸し付ける場合に、国が日本政策金融公庫等に対して利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	-
農業近代化資金融 通法 (昭和36年) (主)	-	-	-	-	-	農業者等に対し、民間金融機関が行う長期・低利の農業近代化資金の融通を円滑にするため、国が農林中央金庫に利子補給を実施。 農業者等に対し、長期かつ低利の施設資金等の融通が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金 調達の円滑化に寄与する。	-
農業信用保証保険 法 (昭和36年) (主)	-	-	l	-	-	農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、民間金融機関の農業者等に対する 貸付けに係る債務保証等を実施。 農業信用基金協会が債務保証等をすることにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	-
農業経営基盤強化 促進法 (昭和55年) (主)	_	-	1	_		自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者、新たに農業経営を営もうとする認定就農者、農用地の利用集積を行う特定農業法人・特定農業団体を育成する等により、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進し、農業の健全な発展に寄与する。	-
独立行政法人農業 者年金基金法 (平成14年) (主)	-	-	-	-	-	(独)農業者年金基金において農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、担い手の確保に寄 与する。	-
農業の担い手に対 する経営安定のため の交付金の交付に 関する法律 (平成18年) (主)	-	-	-	-	(1)-2-(7)	米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付。 上記の交付金を交付し、農業経営の安定を図ることにより、担い手の育成・確保に寄与する。	_
株式会社日本政策 金融公庫法 (平成19年) (主)	-	-	-	-	-	農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害 (危機)に対処するために必要な金融等を実施。 農林漁業者の経営改善を支援するため、長期かつ低利の資金を融通、また、危機の際に指定金融機関からの融資が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	-
保険会社等の異常 危険準備金[法人 税:租税特別措置法 (44) 第57条の5、第68条 の55] (昭和28年度) (主)	10,508 (10,508)	,	,	-	-	共済連が毎年度積み立てる異常危険準備金の一定額を損金に算入することができる。 異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保することで、大地震等通常の危険率を超える損害が発生した 場合に、共済連が農業者等に円滑かつ確実に共済金を支払うことが可能となり、農業者の生活の再建が円滑に 進むことによる農業経営の維持に寄与する。	-

((農業協同組合等が 一定の貸付けを受け て、共同利用する施 設を取得した場合の 課税標準の特例[不 動産取得税:地方税 法附則第11条第10 項] (昭和30年度) (主)	49 (108)			-		日本政策金融公庫(沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金)又は農業近代化資金の貸付けを受けて取得する共同利用施設については、不動産取得税の課税標準の算定において、取得価格に対する貸付金額の割合を控除することができる(控除額の上限は価格の1/2)。 減税措置により共同利用施設の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与する。	-
(農業信用基金協会 が受ける抵当権の設 定登記に係る税率の 軽減[登録免許税: 租税特別措置法第 78条第2項] (昭和48年度) (主)	534 (501)	;		-	ı	農業者等が融資機関からの資金の借入れに際し、農業信用基金協会から債務保証を受け、同協会の債権を担保するために設定する抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率を軽減(4/1,000 → 1.5/1,000)。 農業信用基金協会の債務保証を利用する際の負担を軽減することにより担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	-
(農業協同組合等が 取得した共同利用機 械等に係る特例措 置[固定資産税:地 47) 方税法349条の3第3 項、附則第15条第45 項、第15条第46項] (昭和49年度) (主)	265 の内数 (438	の内数 (470	の内数 (9月頃	-		農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した農林漁業者又は中小企業の共同利用に供する機械及び装置について、課税標準について3年度分(認定新規就農者が利用する場合は5年度分)に限り価格の1/2(認定新規就農者が利用する場合は2/3)とすることができる。 減税措置により共同利用に供する機械等の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与する。	-
(特定の基金に対する 負担金等の損金算 入の特例[法人税: 租税特別措置法第 66条の11、第68条の 95、同施行令第39条 の22第2項第11号] (農業信用基金協 会:昭和50年度) (主)	31 (22)		30 (17)	-	-	農業信用基金協会に設置された債務保証業務に係る基金に充てるための負担金を法人が支出した場合は、 当該負担金を法人税における所得の金額の計算上損金の額に算入することができる。 法人の税負担が軽減され、円滑な基金造成が図られることにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。	-

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税: 租税特別措置法第34条の2第2項第14号、第65条の4第1項第14号、第68条の75] (昭和49年度)(主)	は、特別 控除の見 込み額を 記載)	統) (所得化 につ、特の は、 な には、 な な 、 た の 類 を 、 記 の れ 、 れ の り の り の り の り の り の り の り り の り の り	統) (所のい は、 は、 ない がの が が が が が が が が が が の を の の を の の を の の を の の の も の の も の も	-	-	組合員等の有する土地について、土地利用に関する国等の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件の下で農業協同組合法に規定する宅地等供給事業の用に供するために譲渡した場合、その譲渡所得金額から1,500万円を控除することができる。 本措置により、都市近郊農地の開発利用が進む中で、農協等が農業上の土地利用に留意した計画的な土地利用を推進し、無計画な農地等の壊廃を防止し、農業と他目的利用とが調和した土地利用の推進に寄与する。	-
企業年金等の積立 金に対する課税の特 例[法人税:租税特 (50) 別措置法第68条の 4] (平成11年度) (主)	4,437 (4,437)			1	-	共済連が行う企業年金業務に係る退職年金積立金について、法人税を課税しないことができる。 少子高齢化が進展している状況において、本措置により公的年金を補完する企業年金の積立状況の悪化が 回避され、企業年金の安定した運営が図られることにより農業関係者等の生活の安定向上に寄与する。	-
農業協同組合等の 合併に係る課税の特 例[法人税:租税特 ⁽⁵¹⁾ 別措置法第68条の 2] (平成13年度) (主)	1,066 (3,346)	= =	-,	-		農協等の合併について、簿価による合併が認められる要件の一部を緩和し、①事業の関連があること、②事業継続されること、③従業員の8割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として簿価での合併ができる。 本措置により、農協等の合併を促進することにより、農協系統組織の効率化及び経営の健全性の確保に寄与する。	-
農業経営基盤強化 準備金及び農用地 等を取得した場合の 課税の特例[所得 税・法人税:租税特 別措置法第24条の 2、第24条の3、第61 条の2、第61条の3、 第68条の64、第68条 の65] (平成19年度) (主)	, , ,	12,730 (14,148)		-	_	経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費(損金)に算入することができる。 当該交付金及び準備金により農業用固定資産等(農用地、農業用の建物・機械等)を取得した場合、圧縮記帳して必要経費(損金)に算入することができる。 農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、担い手の育成・確保に寄与する。	-

政策の予算額[百万円]	599,717 588,473 643,828 543,6	8 参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/02m.html
政策の執行額[百万円]	474,019 523,174	≥ Sincone	Incups.// www.mam.go.jp/ j/ budget/ review/ ro/ m/ ozm.mam

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

T- 647 - 7 FD.	予算	額計(執行	万額)	3年度	関連		令和3年度 行政事業
政策手段 (開始年度)		元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	する 指標	政策手段の概要等 	
【参考:復興庁より】 農業経営復旧・復興 対策特別保証事業 (平成24年度)	29 (20)	21 (17)	16 (14)	12	-	_	復-0082
【参考:復興庁より】 農業経営復旧·復興 (2)対策利子助成金等 交付事業 (平成24年度)	1,138 (1,044)		821 (778)	724	1	-	復-0083
【参考:復興庁より】 農業改良資金利子 補給金 (平成24年度)	7 (7)	6 (6)	5 (5)	4	I	-	復-0084
					参照	Https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20210420101240.html	

- (注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
- それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。 (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注	担い手	担い手の範囲は以下のとおり。 (○認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体(個人・法人) (○認定新規就農者 新たに農業経営を営もうとする青年等で農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体(個人・法人) (○基本構想水準到達者 以下のいずれかに該当する経営体(個人・法人) (① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者 (② 農業経営改善計画の周期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者 (○集落営農経営 以下のいずれかに該当する任意組織 (① 特定農業団体 農業経営基盤強化促進法に基づき地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織 (② 集落営農組織 (② 集落営農組織 (② 集落営農組織)

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3一⑦)

政策分野名 【施策名】	農地集積・集約化と農地の確保		経営局(農村振興局) 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/地域振興課】
政策の概要 【施策の概要】	担い手への農地集積・集約化の加速化、荒廃農地(注1)の発生防止・解消、農地転用許可制度等の 適切な運用	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する 内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(3) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)第1 5 (1)⑤ ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定) Ⅲ 政策の展開方向 ・土地改良長期計画(注2)(令和3年3月23日閣議決定) 第4 2 (1) 政策目標1 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	担い手への	の農地集積	・集約化の加	速化							
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手への	の農地集積	・集約化の加	速化に向けて	て、人・農地	プランの実	尾質化、農 均	也中間管理	!機構(注3))のフル稼働等を	を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	担い手への	の農地の集	債·集約化								
						~	きごとの目			₩.1 =	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	2年度	3年度	ぎごとの実 4年度	類個 5年度	6年度	指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
ア 担い手が利用する農地 面積の割合	48.7	25年度	80.0	5年度	70.6 % 58.0 %	73.7 % 58.9 %	76.9 %	80.0 %		S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)の①「担い手への農地の集積・集約化」に該当するアウトカムとして設定。 担い手が利用する農地面積の割合は、平成12年から平成22年の10年間で、農地面積全体の3割から5割に増加しているが、農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速化する必要がある。このため、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)において、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造本部)の成果目標とプラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)の成果目標となっている、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を測定指標として設定。このため、平成25年度の48.7%について、令和5年度までに毎年約3%/年増加させることとして目標を設定。
	把握	の方法	作成時期:	地及び作付 各年度末時 「耕地面積	点の数値を	と当該年度	の実績と	して集計		への農地集積面	積」(農林水産省経営局)
		€合いの ∈方法	達成度合(A'ランク:							上90%未満、C	ランク:50%未満

施策(2)	荒廃農地の	の発生防止	•解消、農地區	転用許可制度	度等の適切	な運用						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	荒廃農地の	の発生防止	•解消、優良	農地(注4)の	確保と有効	が利用に向	けて、基盤	整備の効果	と的な活用	、農業振興地域	(注5)制度の適切な運用等を推進する。	
目標① 【達成すべき目標】	荒廃農地の	の発生防止	· •解消									
							ぎことの目					
測定指標	基準値	#:#	目標値	- tm		年月	₹ごとの実 	績値 		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
	0 千ha/年			12年度	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年		【測定指標の選定理由】 ・基本計画第3の2(3)の②「荒廃農地の発生防止・解消」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】	
ア 荒廃農地の再生利用 面積		2年度	48 千ha		5.9 千ha (暫定値)					r — (<u>.</u>	・農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(令和2年12月変更)」において、令和12年時点で確保される農用地区域(注6)内農地面積の目標を397万ヘクタールとしている。これを達成するためには、令和12年までに荒廃農地を4.8万ヘクタール再生することが必要と想定されており、これを目標として設定。 ・各年の目標値については、目標年までの11年間(R2~R12)において、毎年同程度の荒廃農地が再生されるものとして目標面積を設定。	
	把握(出典:農林 作成時期: 算出方法:	調査年度の	翌年度12月	月頃 (暫定				予定) ついて報告を受	け集計	
		合いの 方法	達成度合(A'ランク:							上90%未満、C	ランク:50%未満	

	目標② 【達成すべき目標】	優良農地の	つ確保と有効									
	測定指標	基準値		日標値	日標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由
		2712	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	ア農用地区域内農地面で積	400.2 万ha	元年度	397 万ha	12年	399.9 万ha 399.6 万ha (暫定値)	399.6 万ha	399.3 万ha	399.0 万ha	398.7 万ha	S↓一直	【測定指標の選定理由】 ・基本計画第3の2(3)②「優良農地の確保と有効利用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(令和2年12月変更)」において、令和12年の確保すべき農用地区域内農地面積の目標を、基準年となる令和元年(400.2万ヘクタール)よりも3万ヘクタール減の397万ヘクタールとしたことから、これを目標年度及び目標値として設定。・年度ごとの目標値については、基準年(RI)から目標年(R12)までの期間(11年間)に毎年均等で減少することとして設定。
		把握(の方法	出典:農林 作成時期: 算出方法:	調査年度の	翌年度12月	月頃 (暫定					
			合いの 方法	達成度合(A' ランク:							上90%未満、C	ランク:50%未満

	予算	算額計(執行	亍額)	3年度	関連		令和3年度
政策手段 (開始年度)	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	する指標	政策手段の概要等	行政事業 レビュー 事業番号
経営継承・発展等支援 事業 (旧「人・農地問題解決 加速化支援事業」) (平成24年度) (関連:2-⑥)	68 (51)	257 (185)	503 (214)	1,503	(1)-①-ア	-	0114
農地調整費交付金 (2) (昭和21年度) (主)	72 (49)	62 (45)	63 (42)	57	(1)-①-ア	-	0133
都道府県農業委員会 (3) ネットワーク機構負担金 (昭和29年度) (主)	514 (514)	515 (513)		523	(1)-①-ア	-	0134
農業委員会交付金 (4) (昭和60年度) (主)	4,718 (4,718)	4,718 (4,696)	4,718 (4,718)	4,718	(1)-①-ア	-	0135
農地中間管理機構によ る集積・集約化活動 (平成25年度) (主)	11,160 (8,739)		9,500 (8,414)	9,411	(1)-①-ア	-	0136
国有農地等管理処分 事業 (平成26年度) (主)	2,070 (1,829)		2,070 (1,806)	2,024	(1)-①-ア	-	0137
農地利用最適化交付 (7) 金 (平成28年度) (主)	8,010 (2,817)			5,176	(1)-①-ア	-	0138
農家負担金軽減支援 対策事業 (平成21年度) (主)	3,256 (3,254)		1,939 (1,743)	1,275	(1)-①-(ア)	-	0139
農地耕作条件改善事 (9) 業 (平成27年度) (主)	32,232 (32,137)		29,050 (28,718)	24,790	(1)-①-(ア)	-	0140
中山間地域所得向上 支援事業 (平成27年度) (主)	10,028 (7,333)		3,622 (2,822)	ı	(1)-①-ア	-	0141

					•	,	
中山間地域所得確保 推進事業 (令和2年度) (主)	-	-	0 (0)	-	(1)-①-ア	-	0142
農地の整備(直轄) (12) (昭和24年度) (関連:3-⑧、⑩)	4,081 (4,032)	3,730 (3,705)	5,537 (5,504)	8,297	(2)-①-(ア)	-	0145
農山漁村地域整備交付金 (13) (平成22年度) (関連:3-⑧、⑬、⑰、 ⑲、㉑)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	76,536 の内数 (75,944 の内数)	83,664 の内数 (81,755 の内数)	66,387 の内数	(1)-①-(イ)	-	0150
農業競争力強化基盤 整備事業 (平成24年度) (関連:3-8、⑩、⑬)	48,406 (48,260)	58,143 (57,417)		48,225	(1)-①-ア	-	0151
中山間地域等直接支 払交付金 (平成12年度) (関連:3-⑭、⑮)	26,340 (26,183)	26,344 (26,328)	26,100 (25,600)	26,100	(2)-①-ア	_	0226
鳥獣被害防止総合対 策交付金 (16) (平成20年度) (関連:3-13、49、19、 24)	11,547 (10,810)	10,886 (10,591)	11,154 (10,977)	11,005	(2)-①-ア	-	0227
多面的機能支払交付 金 (平成26年度) (関連:3-®、⑭)	48,401 (48,401)	48,652 (48,652)	48,652 (48,652)	48,652	(2)-①-ア	-	0228
農山漁村振興交付金 (平成28年度) (18) (関連:3-8)、⑩、⑬、 ⑭、⑮、⑰、⑲、⑳、 ②、②)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	8,451 の内数 (6,453 の内数)		(2)-①-(ア) (2)-②-(ア)	-	0229
土地改良法 (19) (昭和24年) (関連:3-8、(3)、(7)	-	-	-	-	(2)-①-(ア)	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 本法に基づき、耕作放棄地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、荒廃農地の解消に寄与する。	-
農業委員会等に関する 法律 (昭和26年) (主)	-	_	-	-	(1)-①-(ア)	農地法等の法令に基づく業務や農地利用の最適化の推進業務を行う農業委員会の組織運営について規定。 【(1)-①との関連】 農業委員会が農地の出し手及び受け手との調整活動等を実施することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 【(2)-①との関連】 農業委員会が遊休農地及び遊休農地化の恐れのある農地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、当該農地を中間管理機構に貸付ける方向に誘導することにより、遊休農地対策の推進に寄与する。	-

農地法 ⁽²¹⁾ (昭和27年) (主)	-	_	_	_	(2)-(2)-(7)	農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図る。 【(1)-①との関連】 農地の権利移動を許可制にし、農地を効率的に利用する耕作者の農地の権利取得の促進に寄与する。 【(2)-①との関連】 遊休農地及び耕作放棄されるおそれのある農地の所有者等に対して、農業委員会が利用意向調査を実施し、当該農地を農地中間管理機構に貸し付ける方向に誘導することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与する。 【(2)-②との関連】 農用地区域内の農地等の優良農地は原則として転用許可を認めないこととする一方、市街地にある農地等においては原則許可を認めることとすることにより、転用を市街地にある農地等に誘導することで、農用地区域内の農地等の確保に資する仕組みとし、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化に寄与する。	-
農業振興地域の整備に 関する法律 (昭和44年) (主)	-			_	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	国の農地確保に関する基本指針、都道府県の基本方針等の変更を中心として、優良農地の確保と農業振興施策の計画的な推進を図るもの。 【(1)-①との関連】 農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画では「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整に関する事項」を定めることとしており、この方向性に即して各種施策が実施されることとなるため、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。【(2)-①との関連】 農用地区域内の荒廃農地の再生を図り、荒廃農地対策の推進に寄与する。【(2)-②との関連】 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」における確保すべき農用地区域内農地の面積目標を達成するために、農業振興地域制度等の適切な運用を推進し、優良農地の確保と有効利用の取組の推進に寄与する。	-
農業経営基盤強化促 進法 (昭和55年) (主)	=	—	_	-	(1)-①-(ア)	農地の利用集積を円滑に実施するため、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業、農用地利用改善事業等を措置することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	=
集落地域整備法 (24) (昭和62年) (主)	-	——————————————————————————————————————	_	-	(3)-①-(ア)	良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、その地域の振興と秩序ある整備を推進するため、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。	-
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成4年) (主)	-	_	_	-	(3)-①-(ア)	地方拠点都市地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上等の一体的な整備の促進並びに当該地域への産業業務施設の移転の促進に際し、農山漁村の整備の促進等に配慮。 産業業務施設等の整備に必要な用地について、優良農地の確保等農林漁業の健全な発展との調和に配慮しつつ、農業上の土地利用との調整を行うことにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。	=
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年) (関連:3-8、13、17)	-			-	(2)- (1) - $(7)(2)$ - (2) - (7)	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(2)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与する。 【(2)-②との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。	-

		_					
農地中間管理事業の 推進に関する法律(平 成26年) (主)	-	-	_	-	(1)-①-(ア)	都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を整備し、機構が農地を借り受け、担い手の規模拡大や農地の集約化の意向に配慮して転貸することで、担い手への農地の集積・集約化の推進に寄与する。	-
農業の有する多面的機 能の発揮の (28) 促進に関する法律 (平成27年) (関連:3-⑧、⑫、⑭)	_	_		-	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。加えて、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加、及び地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加、並びに中山間地域等の農用地面積の減少防止に寄与する。	=
交換処分等、換地処分 等に伴い資産を取得し た場合の課税の特例 [所得税・法人税:租税 (29) 特別措置法第33条の 2、第65条、第68条の 72] (昭和26年度) (主)	1 (1)	3 (3)	15 (15)	-		個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に交換処分等をした場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、土地改良法による土地改良事業が施行された場合、及び農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 【(1)-①との関連】 土地改良法による土地改良事業が施行された場合に措置される当該課税特例において、換地処分の円滑な実施が図り2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するという政策目的に寄与する。 【(2)-②との関連】 農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置される当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。	
収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 [所得税・法人税: 租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和38年度) (主)	303 (303)			ı	(2)-②-(ア)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡又は換地をした場合、その譲渡所得金額から5,000万円を控除。 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。	ı
農地等を贈与した場合 の贈与税の納税猶予 [贈与税: 租税特別措 置法第70条の4] (昭和39年度) (主)	301 (465)	307 (397)		-	(1)-①-(ア)	農業を営む個人が、その推定相続人のうちの1人に一括して農地の全部等を贈与した場合には、一定の要件のもと、その年分の贈与税額のうち農地等の価額に対応する部分の税額が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
贈与税納税猶予の適 用農地等の取得に係る 特例措置[不動産取得 (32) 税:地方税法附則第12 条] (昭和41年度) (主)	33 (20)			-	(1)-①-(ア)	贈与税の納税猶予の適用者が取得した農地、採草放牧地及び準農地については、その徴収が猶予され、当該贈与者又は受贈者が死亡したときは、納税義務が免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	_

特定住宅地造成事業等(農地中間管理機構等への買い取り)のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2第2項第25号、第68条の4第1項第25号、第68条の75](昭和42年度)(主)	1,300 (1,153)	, ,	1,197	-	(2)-(1)-(7)	農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて農地中間管理機構等に買い取られる場合には、1,500万円までの譲渡所得について特別控除。 買入協議によって農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に農地を売り渡すこととなった農地所有者の譲渡所得の特別控除を行うことによって、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなることにより、それにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人(34)税:租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76](昭和45年度)(主)	係 8,837 (9,243)	9,355 (10,413) 60 (60)	9,740	-	(1)-①-(ア) (2)-②-(ア)	・農業振興地域の整備に関する法律に規定する市町村長の勧告に係る協議、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除・農地中間管理機構等の行う農地売買等事業により、農用地区域内にある農地等又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除・個人が土地改良法による換地処分において、創設換地の用に供するための不換地・特別減歩により清算金を取得した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除等。 【(1)-①との関連】・農業経営基盤強化促進法等による譲渡に対して、その譲渡所得(譲渡利益)を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。・換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。【(2)-②との関連】農振法第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に資するため、農振法第23条に規定する市町村長の勧告に係る協議、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんを行うもの。当該勧告に係る協議、調停又はあっせんにおいて、土地の譲渡に伴う税の負担を軽減することにより、経営規模の拡大、優良農地の確保等に寄与する。	_
農地中間管理事業等 に係る農地の取得に対 して課する不動産取得 税の納税義務の免除等 [不動産取得税:地方 税法第73条の27の6] (昭和46年度) (主)	16 (20)			-	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農用地区域内の農地等又は開発して農地とすることが適当な 土地を取得し、5年以内(5年以内に土地改良事業等が開始され、事業の完了の日が5年を超えるときは、その完了の 日から1年以内)に売渡し又は交換したときは、納税義務を免除。 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農地を取得する際の不動産取得税の納税義務を免除することによって、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなり、それにより、担い手への農地集積の推進に寄与する。	-
農地等についての相続 税の納税猶予等[相続 税:租税特別措置法第 70条の6] (昭和50年度) (主)	41,858 (46,659)			-	(1)-①-(ア)	相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地等を取得して農業を営む場合には、相続税額のうち当該農地等の価額の農業投資価格を超える部分については、一定の要件のもと納税が猶予される。相続によって農地の所有者が変わっても農地としての利用が永続的に確保される仕組みを講じることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-

農業振興地域の整備に 関する法律の規定によ る交換分合により農業 振興地域内にある土地 を取得した場合の課税 標準の特例[不動産取 得税:地方税法第73条 の14] (昭和50年度) (主)	0 (0)		-	-	(2)-2-(7)	農振法に基づく、交換分合により土地を取得した場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額を土地の価格から控除。 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地(注2))の確保と有効利用に寄与する。	-
利用権設定等促進事 業により農用地等を取 得した場合の所有権の 移転登記の税率の軽減 [登録免許税:租税特 別措置法第77条] (昭和56年度) (主)	52 (55)			-		利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→10/1,000)。 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、登録免許税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法附則第11条第1項](昭和56年度)(主)	73 (76)			-	(1)-①-(ア)	農用地区域内の土地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除(交換による取得の場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額)。 地域の中心となる経営体への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、不動産取得税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
特定の交換分合により 土地等を取得した場合 の譲渡所得の課税の特例[所得税・法人税:租 (40) 税特別措置法第37条 の6、第65条の10、第68 条の81] (昭和60年度) (主)	0 (0)	-	_	-	(2)-②-(ア)	個人又は法人の有する土地等で、一定の要件の下で交換分合をした場合、その譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、農振法第13条の2第2項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。	-

相続税の納税猶予を適 用している場合の特定 貸付けの特例[相続税: (41) 租税特別措置法第70 条の6の2] (平成21年度) (主)	41,858 の内数 (46,659 の内数)	42,755 の内数 (37,137 の内数)	41,400 の内数	-	(1)-①-(ア)	相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、当納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地について農業経営基盤強化促進法又は農地中間事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 - 相続税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能になることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
特定貸付けを行った農 地又は採草放牧地に ついての相続税の課税 の特例[相続税:租税 特別措置法第70条の6 の3] (平成21年度) (主)	41,858 の内数 (46,659 の内数)	の内数 (37,137	41,400 の内数	-	(1)-①-(ア)	農業経営基盤強化促進法等に基づき貸し付けられた農地等を相続等した場合には、その農地等は被相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなし、相続税の納税猶予の適用対象とする。相続税の納税猶予の適用対象農地について、現に農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けが行われ、又は相続に伴い当該貸付が行われた場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能となることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
贈与税の納税猶予を適 用している場合の特定 貸付けの特例[相続税・ (43) 贈与税:租税特別措置 法第70条の4の2] (平成24年度) (主)	301 の内数 (465 の内数)	307 の内数 (397 の内数)	328 の内数	ı		贈与税の納税猶予の適用を受けている推定相続人が、当該納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地等について農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 - 贈与税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
農地中間管理機構が 農用地等を取得した場 合の所有権の移転登記 の税率の軽減[登録免 許税:租税特別措置法 第77条の2] (平成26年度) (主)	21 (14)	18 (15)	15	-	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構が農地売買等事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→ 10/1,000)。 農地中間管理機構が農地を取得する際のインセンティブ措置を講じることにより、機構を介した所有権移転による担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
農地中間管理機構へ の貸付けによる農地の 利用の効率化及び高 度化の促進を図るため の農地の保有に係る課 (45) 税の軽減措置 [固定資産税・都市計 画税・地方税法附則第 15条第42項] (平成28年度) (主)	161 (164)	234 (234)	217	-	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、所有する全農地(10 アール未満の自作地を残した全農地)を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準額を2分の1に軽減する(軽減期間は貸付期間15年以上で5年間、10年以上で3年間)。 上で5年間、10年以上で3年間)。 農地中間管理機構が地域内の分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
政策の予算額[百万円]	292,814	297,237	310,520	267,948	参照	IURL https://www.maff.go.jp/i/budget/review/r3/m/02m.html
政策の執行額[百万円]	278,642	283,456			e e	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR

※租税特別措置の令和2年度減収額について

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)等が未公表のため、来年度の事前分析表に記載する(31~36、38、39、41~45)。

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

	予算	算額計(執行	亍額)				
政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等	令和3年度 行政事業 レビュー 事業番号
【参考:国土交通省より】 (1) 北海道開発事業のうち 農地の整備(直轄) (昭和24年度)	15,018 (14,992)	36,603 (36,578)	36,807 (36,800)	23,974	(2)-①-(ア)	-	国-0484
【参考:復興庁より】 原子力災害被災12市 (2) 町村の農地集積・集約 化対策事業 (令和3年度)	-	——————————————————————————————————————	_	123	-	-	復-新03 -0005
					参照	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05 hy 002275.html https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20210420101240.html	

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1 荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
注2 土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注3 農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する農地中間管理事業を行うことを目的として都道府県知事の指定を受けた法 人。
注4 優良農地	集団的な農地(効率的な農作業が可能な10ha以上の団地規模をもった農地)や農業用用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注5 農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する地域。
注6 農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定めた優良農 地等の区域。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-⑧)

政策分野名 [施策名]	農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	担当部局名	農村振興局 【農村振興局水資源課/農地資源課/防災課】
政策の概要 【施策の概要】	農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備、農業水利施設の戦略的な保全管理、 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策等	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の2(5) ・新成長戦略(平成22年6月18日) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果(4)観光立国・地域活性化戦略 ・我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月25日) Ⅲ 戦略6(1)地震・津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し ・土地改良長期計画(注1)(令和3年3月23日閣議決定) 第42(3)政策目標4 施策7防災重点農業用ため池に係る劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事の集中的かつ計画的な推進施策8農業水利施設の耐震対策、排水機場の整備・改修及び既存ダムの洪水調節機能強化、水田の活用(田んぼダム)による流域治水の推進 ・国土強靱化基本計画(注2)(平成30年12月14日)第3章 2(9)農林水産・社会資本整備重点計画(注3)(令和3年5月28日) ・農業・農村の復興マスタープラン(注4)(平成29年6月13日)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1) 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備													
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の成	長産業化に	こ向けて、月	農地の大区	区画化、産地収益力向上のための高収益作物の導入を推進する。								
目標①【達成すべき目標】	農地の大	区画化、高	5収益作物	益作物の導入									
						年度	ごとの目	標値					
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値	T	指標一	測定指標の選定理由		
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
	0万 ha	2年度	3.8万	7年度	_	0.7万 ha	1.4万 ha	2.2万 ha	3.0万 ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)①の「農地の大区画化等を推進」に該当するアウトカム 指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】		
水田の大区画化の ア 整備面積(0.5ha以 上)		2十尺	ha		-	令和5 年3月 末把握 予定					令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、生産コストの削減に資する0.5ha以上の大区画化ほ場の整備の推進に向け、その事業量の標を長期計画期間の5年間で3.8万haすることとしていることから、これを測措標として設定。		
	把握の	の方法	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:翌年度末 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出										
		合いの 方法	達成度合 A'ラン							ンク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満		

							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		目標値			年度ごとの実績値					測定指標の選定理由
			基準 年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		0%	2年度	80%	7年度	-	80%	80%	80%	80%	F= — 直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)①の「産地の収益力を向上させるために、関係部局と 連携しつつ、高収益作物に転換するための水田の汎用化や畑地化、畑地や 樹園地の高機能化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。
イ 前後で高収益作物 の生産額が2割以上	において、事業実施	0.70		30%		_	46%					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、基盤整備完了地 区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している 地区の割合を約80%としていることから、これを測定指標として設定。
	割合	把握 <i>0</i>	の方法	作成時期	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:毎年度末 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出							
達成度合いの 判定方法 達成度合= (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											上90%未満、Cランク:50%未満	

施策(2)	農業水利	施設の戦闘	各的な保全	管理								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業水利	施設機能の	の安定的発	揮に向け	て、戦略的	りな保全管	管理を推済	進する。				
目標① 【達成すべき目標】	農業水利	施設の機能	能を安定的	に発揮								
							ごとの目					
測定指標	基準値 年度ごとの実績値									指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异刀块	(次) 日际性(水平 日际十尺) (7) (1) (1)	
更新が早期に必要と 判明している基幹的 ア 農業水利・更新等の 対策等である	0%	2年度	100%	7年度	-	20%	40%	60%	80%	S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)②の「農業水利施設の機能を安定的に発揮」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、農業水利施設の戦略的な保全管理の推進に向け、更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合を令和7年度までに10割とすることとしていることから、これを測定指標として設定。	
対策着手の割合	把握の	の方法	作成時期	: 毎年度								
		合いの 方法	達成度合 A'ラン							/ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満	

	施策(3)	農業•農林	寸の強靱化	に向けた『	方災•減災	対策								
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業•農村	寸の強靱化	とに向けて、農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策等を推進する。										
	目標① 【達成すべき目標】	国土強靱化計画を踏まえた農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策等の推進												
	測定指標	基準値	値目標値		日無估			ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由		
	WINC 10 IM	基準年度			目標年度		3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
	ため池等の整備によ り湛水被害等が防止 される農地及び周辺 地域の面積	0 万ha 2 ^左		約21 万ha			約4.2 万ha	約8.4 万ha		約16.8 万ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)③の「農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策」 に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、頻発化・激甚化す		
			- 9任世		7年度	-	7月末 把握予 定					る豪雨、地震等の自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」、「5か年加速化対策」等を踏まえ、農業水利施設の耐震化、排水機場の改修等による排水対策等のハード対策と、ハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせて推進するため、活動指標を湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積を「約21万ha」としており、これを測定指標の目標値として設定。		
		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出												
		達成度 判定			= (当該 ⁴ ク:150%						/ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満		

						年度	ごとの目	標値				
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標一	測定指標の選定理由 (おばた)の現場の選定理由	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
予防保全に向けた イ 海岸堤防等の対策 実施率	約84%	元年度	約87%	7年度	-	約87% 約86%	約87%	彩987%	彩987%	S↑一直	【測定指標の選定理由】・社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、持続可能なインフラメンテナンスを推進することから、「予防保全に向けた堤防等の対策実施率」を指標として、令和7年度までに約87%と設定。なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、農村振興局においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。	
	把握0	の方法	作成時期	:調査年	要の翌年.	度6月頃	- 17-24		, , ,, ,-		省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) の修繕が完了している延長を集計し把握	
	達成度合いの 達成度合= (年度実績値)/(令和7年度目標値)×100 6超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (水準・日標年度)の記字の担拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計界が類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
南海トラフ地震、首 都直下地震、日本海 着・千島海溝周辺海 溝型地震等の大規 模地震が想定されて いる地域等における 海岸堤防等の耐震 化率	約56 %	元年度	約59 %	7年度	_	約59% 約59%	約59%	彩59%	約59%	- S↑—直	【測定指標の選定理由】 ・社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、切迫する地震・津波等による被害軽減のため、公共土木施設等の耐震化を推進することから「海岸堤防の耐震化率」を指標として、令和7年度までに約59%と設定。なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。
	把握0	の方法	作成時期	:調査年	度の翌年!	度6月頃					省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 保が完了している延長を集計し把握
		年度実績値)/(令和7年度目標値)×100 6超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						上90%未満、Cランク:50%未満			

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
W.W. 272 W.		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
ェ 海岸堤防等の整備 率	約53 %	元年度	約64 %	7年度	_	約64% 約55%	約64%	約64%	約64%	· S↑—直	【測定指標の選定理由】 ・社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策を推進することから「海岸堤防の計画高までの整備率」を指標として、令和7年度までに約64%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、農村振興局においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。
	把握6	の方法	作成時期	:調査年	度の翌年	度6月頃			, , ,, ,-		省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) いる延長を集計し把握
	算 達成度合いの 達						令和7年 0%以上1				上90%未満、Cランク:50%未満

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
南海トラフ地震、首都直下地震、日本海洋・千島海溝周辺海溝型地震等の大規 横地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率	約77 %	元年度	約85 %	7年度	-	約85% 約80%	約85%	※	約85%	· S↑—直	【測定指標の選定理由】 ・社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、統廃合や、常時閉鎖、自動化遠隔操作化等、津波到達前に安全な閉鎖体制を確保する必要があることから「水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」を指標として、令和7年度までに約85%と設定。なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、農村振興局においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。
	把握0	の方法	作成時期	:調査年	度の翌年/	度6月頃					省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 制確保のための対策を実施した施設数を集計し把握
	達成度合いの 達成度合= (上90%未満、Cランク:50%未満

		71 htt - 7 FB	予算	額計(執行	行額)	3年度	関連す		令和3年度行政
		政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額[百万円]	る指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
	(1)	農地の防災保全(補助) (昭和24年度) (主)	73,278 (71,090)	74,276 (73,324)	87,874 (86,963)	46,778	(3)-①-ア	-	0143
((2)	農業用用排水施設 の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (主)	71,802 (71,130)	71,231 (70,428)	72,074 (71,510)	57,603	(1)-①-ア (2)-①-ア	-	0144
((3)	農地の整備(直轄) (昭和24年度) (主)	4,081 (4,032)	3,730 (3,705)	5,537 (5,504)	8,297	(1)-①-ア	-	0145
((4)	海岸事業(農地) (昭和33年度) (主)	2,731 (2,718)	3,221 (3,214)	3,195 (3,192)	3,450	(3)-①-イ (3)-①-ヴ (3)-①-エ (3)-①-オ	_	0146
((5)	農業用用排水施設 の維持・保全 (昭和37年度) (主)	8,700 (8,623)	9,014 (8,963)	9,247 (9,030)	9,141	(2)-①-ア	-	0147
((6)	農地の防災保全(直轄) (平成元年度) (主)	17,467 (17,081)	22,369 (22,132)	25,119 (25,026)	18,156	(3)-①-ア	-	0148
(7)	有明海再生関係事業 (平成21年度) (主)	1,000 (984)	1,000 (991)	1,000 (986)	1,000	(1)-①-ア	-	0149

農山漁村: 交付金 (平成22年 (主)	の内装	数 の内数 3 (75,944	の内数 (81,755	66,387 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	_	0150
農業競争 (9) 盤整備事 (平成24年 (主)	業 48,406		69,292 (68,891)	48,225	(1)-①-ア	_	0151
特殊自然 施設緊急 (平成24年 (主)	整備事業 282	356 (318)	432 (366)	300	(3)-①-ア	_	0152
TPP等関道 付整備事 (平成27年 (主)	業 46,440		42,788 (42,695)	-	-	_	0153
農業水路 (12) 化·防災洞 (平成30年 (主)	成災事業 10,614	21,625	24,674 (24,447)	25,813	(2)-①-ア (3)-①-ア	_	0154
農業用用: の整備・係 (昭和24年 (主)	R全(特会) 8,969	6,587	6,304 (6,265)	4,657	(2)-①-ア	_	0155
農地の防 会) (14) (平成元年 (主)	災保全(特 7,703 (7,549)	3,979 (3,964)	3,117 (3,105)	1,659	(3)-(1)-7	-	0156
多面的機 (15) 付金 (平成26年 (関連:3-	48,401 (48,401		48,652 (48,652)	48,652	(2)-①-ア	_	0228

農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:3-⑦、⑩、 ⑬、⑭、⑮、⑰、⑲、 ⑳、㉑、㉑、㉑)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(7,026	の内数 (6,453	9,805 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア	-	0229
中山間地域農業農 村総合整備事業 (令和2年度) (関連:3-⑬)	_	_	2,123 (2,122)	4,928	(1)-①-ア (2)-①-ア	-	0231
土地改良法 (18)(昭和24年) (主)	_	-	l	_	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-①-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1) 一①との関連】 本法に基づき、農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与し、良好な営農条件を備えた農地の確保に寄与するものである。 【(2) 一①との関連】 本法に基づき、農業用用排水施設の整備に当たっては、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。 【(3) 一①との関連】 本法に基づき、農業用用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	_
海岸法 (19)(昭和31年) (主)	_	-	_	-	(3)-①-エ	津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全に資する。 本法に基づく海岸事業により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある農地及び周辺地域の減少に寄与するものである。	-
地すべり等防止法 (20) (昭和33年) (主)	_	-	-	-	(3)-①-ア	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。 本法に基づき、地すべり防止対策を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	-
活動火山対策特別 措置法 (昭和48年) (主)	_	-	-	-	(3)-①-ア	火山の爆発による被害を防除し、住民の生活及び農林漁業等の経営の安定に資する。 本法に基づき策定される防災営農施設整備計画に基づく事業を実施することにより、農地の降灰被害等 の防止に寄与するものである。	-

農山漁村の活性化 のための定住等及 び地域間交流の促 進に関する法律 (平成19年) (主)	-	_	_	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(1) 一①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、水田汎用化等の農業生産基盤を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与するものである。 【(2) 一①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設を対象に機能診断が図られることに寄与するものである。 【(3) 一①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	-
農業の有する多面 的機能の発揮の促 進に関する法律 (平成27年) (関連:3-⑦、⑫、 ⑭)	-	-	-	-	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与するものであり、加えて、施設の保全管理の充実、強化に寄与するものである。	-
農業用ため池の管 理及び保全に関す (24) る法律 (平成31年) (主)	-	-	-	-	(3)-①-ア	ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、ため池の保全に資する。 本法に基づきため池の防災工事を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	-
政策の予算額[百万円]	431,785 (内数を 含む)	456,306 (内数を 含む)	493,543 (内数を 含む)	354,851 (内数を含む)	发 昭	程URL https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	
政策の執行額[百万円]	425,441 (内数を 含む)	450,516 (内数を 含む)			少照	HUNL ILLUS://www.mair.go.jp/j/budget/review/r3/index.ntml	

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

		予算	額計(執行	亍額)				令和3年
	政策手段 (開始年度)	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	度行政 事業レ ビュー 事業番 号
(【参考:内閣府より】 農業農村整備事業 に必要な経費のうち 農業用用排水施設 の整備・保全(直轄) (昭和24 年度)	6,127 (6,115)	8,907 (6,732)	6,771 (6,762)	6,534	(2)-①-ア	_	内-0087
(:	【参考: 国土交通省 より】 奄美群島振興開発 2)事業のうち農業用用 排水施設の整備・保 全(直轄) (昭和24年度)	2,111 (2,105)	3,024 (2,366)	2,217 (2,212)	827	(2)-①-ア	-	国-0480
(【参考:国土交通省 より】 北海道開発事業のう かち農業用用排水施 設の整備・保全(直 轄) (昭和24年度)	31,132 (30,511)	42,638 (32,339)	29,389 (29,306)	23,745	(2)-①-ア	-	国-0484
(.	【参考:内閣府より】 農業農村整備事業 に必要な経費のうち 農業競争力強化基 盤整備事業 (平成24年度)	4,754 (4,754)	5,934 (5,931)	7,469 (7,467)	6,338	(1)-①-ア (2)-①-ア		内-0087
(【参考:国土交通省 より】 離島振興事業のうち 農業競争力強化基 盤整備事業 (平成24年度)	910 (907)	1,173 (1,173)	1,099 (1,099)	909	(1)-①-ア (2)-①-ア	-	国-0479

_									
(6)	【参考:国土交通省 より】 奄美群島振興開発 事業のうち農業競争 力強化基盤整備事 業 (平成24年度)	2,684 (2,684)	3,265 (3,265)	2,882 (2,882)	2,907	(1)-①-ア (2)-①-ア	-	国-0480
(7)	【参考: 国土交通省 より】 北海道開発事業のう ち農業競争力強化 基盤整備事業 (平成24年度)	15,780 (15,779)	42,013 (41,915)	43,922 (43,879)	16,037	(1)-①-ア (2)-①-ア	-	国-0484
(8)	【参考:国土交通省 より】 北海道開発事業のう ち農地の整備(直 轄) (昭和24年度)	15,018 (14,992)	36,603 (36,578)	36,807 (36,800)	23,974	(1)-①-ア	-	国-0484
(9)	【参考:内閣府より】 農業農村整備事業 に必要な経費のうち 農地の防災保全(直 轄) (昭和63年度)	2 (1)	161 (153)	38 (12)	26	(3)-①-ア	-	内-0087
(10)	【参考:国土交通省 より】 北海道開発事業のう ち農地の防災保全 (直轄) (昭和63年度)	6,357 (6,349)	10,004 (9,988)	15,366 (15,326)	3,723	(3)-①-ア	-	国-0484
(11)	【参考:内閣府より】 農業農村整備事業 に必要な経費のうち 農地の防災保全(補 助) (昭和24年度)	93 (93)	170 (164)	320 (310)	112	(3)-①-ア	_	内-0087

【参考:国土交通省 より】 離島振興事業のうち 農地の防災保全(補 助) (昭和24年度)	594 (594)	695 (666)	969 (946)	310	(3)-①-ア	_	国-0479
【参考:国土交通省 より】 奄美群島振興開発 事業のうち農地の防 災保全(補助) (昭和24年度)	105 (105)	84 (84)	207 (197)	178	(3)-①-ア	_	国-0480
【参考:国土交通省 より】 14)北海道開発事業のう ち農地の防災保全 (補助) (昭和24年度)	1,019 (1,018)	967 (955)	1,564 (1,546)	610	(3)-①-ア	-	国-0484
【参考:国土交通省 より】 離島振興事業のうち 農山漁村地域整備 交付金 (平成22年度)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	4,925 の内数 (4,885 の内数)	4,853 の内数 (4,809 の内数)	3,865 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	-	国-0479
【参考:国土交通省 より】 奄美群島振興開発 事業のうち農山漁村 地域整備交付金 (平成22年度)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	1,456 の内数 (1,456 の内数)	1,577 の内数 (1,577 の内数)	1,110 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-ウ (3)-①-エ	-	国-0480

【参考:国土交通行 より】 北海道開発事業の ち農山漁村地域動 備交付金 (平成22年度)	10,294 の う の 内数	11,657 の内数 (11,619 の内数)	12,590 の内数 (12,552 の内数)	9,363 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ヴ (3)-①-エ	_	国-0484
【参考:復興庁より 農山漁村地域整例 交付金 (平成24年度)	10,975 前の内数 (10,021 の内数)	15,085 の内数 (14,271 の内数)	13,025 の内数 (12,683 の内数)	1,035 の内数	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	_	復-0114
【参考: 内閣府より 農業農村整備事業 に必要な経費のう 農業用用排水施設 の維持・保全 (昭和37年度)	套	1,279 (1,188)	1,215 (1,215)	1,259	(2)-①-ア	-	内-0087
【参考: 国土交通行 より】 (20) 離島振興事業のう 農業用用排水施設 の維持・保全 (昭和37年度)	ち 10	8 (8)	10 (9)	11	(2)-①-ア	-	国-0479
【参考:国土交通名 より】 奄美群島振興開発 (21)事業のうち農業用 排水施設の維持・ 全 (昭和37年度)	男 22	17 (17)	30 (30)	35	(2)-①-ア	_	国-0480
【参考:国土交通行 より】 北海道開発事業の た農業用用排水が 設の維持・保全 (昭和37年度)) う 875	949 (940)	967 (964)	981	(2)-①-ア	-	国-0484

【参考:国土交通省 より】 水資源開発事業のう ち農業生産基盤整 備事業費補助 (平成15年度)	7,389 (7,389)	10,225 (8,164)	8,319 (8,319)	7,450	(2)-①-ア	-	国-0046
【参考:国土交通省 より】 離島振興事業のうち 中山間地域農業農 村総合整備事業 (令和2年度)	-	_	114 (114)	222	(1)-①-ア (2)-①-ア	-	国-0479
【参考:国土交通省 より】 奄美群島振興開発 (25)事業のうち中山間地 域農業農村総合整 備事業 (令和2年度)	-	_	62 (62)	148	(1)-①-ア (2)-①-ア	-	国-0480
【参考:国土交通省 より】 北海道開発事業のう ち中山間地域農業 農村総合整備事業 (令和2年度)	-	_	132 (132)	404	(1)-①-ア (2)-①-ア	-	国-0484
		-			参照	https://www.cao.go.jp/yosan/review_3_3.html https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20210420101240.html https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05 hy 002275.html	•

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を1期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2	国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定により策定。計画期間は、概ね5年を1期として策定。
注3	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。概ね5年を1期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を決定。
注4	農業・農村の復興マスタープラン	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に示された農業・農村の方向性を進化させ具体化するためのもの。
注5	ライフサイクルコスト	施設の建設に要する経費に供用期間中の運転、補修等の管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3-9)

政策分野名【施策名】	需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	担ヨ마何石	農産局(畜産局) 【農産局総務課/穀物課/園芸作物課/果樹・茶グループ/ 企画課/技術普及課/農業環境対策課/畜産局総務課/企 画課/畜産振興課/飼料課/牛乳乳製品課/食肉鶏卵課】
政策の概要	肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化、新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化、米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物への転換、農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開、良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重 要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)(第3の2(6))	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	肉用牛•酪	啓農の生産	拡大など畜	産の競争力	強化						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	畜産の競争	争力強化に	に向けて生産	差盤 の強	化、生産	基盤強化	を支える	環境整備	を推進す	る。	
目標①【達成すべき目標】	牛肉•牛乳	1乳製品な	ど畜産物の	国内需要の)増加への	の対応、国	国産畜産物	勿の生産・	流通の円]滑化、国産飼	料の生産・利用を推進
測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
MIZIAM	2712	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	728万トン	20年度	700 - 1	ини и и и и и и и и и и и и и и и и и и	737万 トン	741万 トン	745万 トン	750万 トン	754万 トン	□ ↑ ¥	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】
ア 生乳の生産量	728万トン 30年度		780万トン	12年度	743万 トン	765万 トン				F 一定	基本計画に掲げる生産努力目標の生乳生産量780万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年 度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度 ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法		出典:「生作成時期: 作成時期: 算出方法:	:調査年度	の翌年度	ほ4月頃	(速報値))	! 省統計部)	
		「合いの 「方法								標値-基準値 ク:50%以上	近)×100 ⊏90%未満、Cランク:50%未満

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	33万トン	30年度	40万トン	12年度	34万トン	35万トン	35万トン	36万トン	37万トン		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 まな計画に根ばる生産祭力と標の生物が下いる。
イ 牛肉の生産量	33/1/2	30十尺	40/01/2	12十反	34万トン	把握中 (令和4 年8月 頃)					基本計画に掲げる生産努力目標の牛肉40万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年 度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度 ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握0	D方法	出典:「食肉流通統計」(部分肉生産量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:上記統計の生産量から記載(部分肉ベース)								
	達成度 判定	合いの								標値-基準値 ク:50%以上	宜)×100 :90%未満、Cランク:50%未満

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	90万トン	30年度	92万トン	12年度	90万トン	91万トン	91万トン	91万トン	91万トン		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の豚肉92万トンを設定。
ウ 豚肉の生産量	90/17	30十尺	927110	12十段	92万トン	把握中 (令和4 年8月 頃)				下 一左	展示的画に有りる生産労力自標の版内92カトンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度 ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握0	D方法	出典:「食肉流通統計」(部分肉生産量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:上記統計の生産量から記載(部分肉ベース)								
	達成度 判定	古いの	全成度合(%) = (当該年度実績値-基準値) / (当該年度目標値-基準値) ×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 ※達成度合は、当該年度実績値及び基準値について、小数点第1位の値(小数点第2位を四捨五入)を用いて算出								

						年度	ごとの目	標値			
) 測定指標	基準値		目標値,			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
					162万 トン	163万 トン	164万 トン	165万 トン	166万 トン		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の鶏肉170万トンを設定
エ 鶏肉の生産量	160万トン	30年度	170万トン	12年度	165万 トン	169万 トン				F↑一差	基本計画に掲げる生産努力目標の鶏肉170万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年 度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度 ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握0	の方法	出典:「食肉の需給動向」(鶏肉需給の推移) (独立行政法人農畜産業振興機作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:上記調査の鶏肉需給の推移から記載								县機構)
	達成度合いの 判定方法 達成度合(%)= (当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	±27.5%	16-21年 度の変動	±25%以内	毎年度	±25% 以内	±25% 以内	±25% 以内	±25% 以内	±25% 以内	O=-他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。
オ 鶏卵価格の安定化	-21.570	幅を基に 算出	- 20 /0eAr 1	两十尺	±13.7%	± 15.1%					【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 過去の1エッグサイクル(6年)における変動幅の実績(平成16-21年度までの各年度の鶏卵の卸売価格の変動幅の平均:±27.5%)を踏まえ、年度ごとの目標値を±25%以内に設定。
	把握6		出典: J A 作成時期: 算出方法:	調査年度	の翌年度		印売価格)				
	達成度 判定	合いの 方法	A(おおt	』ね有効)	: ±25%	以内、E	3 (有効性	生の向上に	が必要で	ある): ±2	5%超±27.5%以下、C (有効性に問題がある): ±27.5%超

目標② 【達成すべき目標】	国産飼料の	の生産・利	用を推進								
: 四 亡 + 七 + 西	###		口抽法				ごとの目			指標一	測定指標の選定理由
測定指標	基準値		目標値			牛皮	ごとの実	領但		計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 飼料作物の生産量	350万 TDNトン	30年度	519万 TDNトン	12年度	332万	392万 TDNトン 9月把 握予定		420万 TDNトン	435万 TDNトン		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「国産飼料の生産・利用を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の飼料作物519万TDNトンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の	D方法	出典:作物統計、農林水産省畜産局調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:作物統計の作付面積と単収等より算出。								
		合いの 方法									

施策(2)	新たな需要	要に応える	園芸作物等	の生産体制	制の強化							
西策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな需要	要に応える	園芸作物等	の生産体制	制の強化に	に向けて、	、野菜、果	具樹、花き	、茶及び	薬用作物等の	取組を推進する。	
目標① 【達成すべき目標】	加工·業務	5用野菜の	生産体制の	強化、豊作	三時の価格	各低落やス	不作時の	価格高騰	の防止・総	爰和		
							ごとの目					
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	€績値 	ı	指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	ш эг уу да		
	98万トン	29年度	145万トン	12年度	103万 トン 106万	107万 トン 102万	112万 トン	117万トン	122万 トン		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「加工・業務用野菜の国産シェアの奪還」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 現在、増加している国産野菜の加工・業務用需要について、今後も増加が 見込まれると見込み、過去10年の増加率の2倍のペースと見通して5割増として目標値を設定。	
指定野菜(ばれい しょを除く)における 加工・業務用野菜の 出荷量					トン	トン	(m) 1 7 4 10		(1,4+ =)	/ tth 11. 1 / 1	※施策(3)の水田の高収益作物等への転換の指標としても使用	
山肉墨	把握6	の方法	作成時期 算出方法	出典:「野菜生産出荷統計」(加工向け及び業務用の出荷量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度12月末頃 算出方法:上記統計の品目毎の用途別出荷量から加工向、業務用向を集計し算出 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を把握し記入。								
		合いの 方法								標値-基準値 ク:50%以上	直)×100 ⊵90%未満、Cランク:50%未満	

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
	56%	28年	68%	7年	63%	64%	65%	66%	67%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「豊作時の価格低落や不作時の価格高騰を防止・緩和」に該当するアウトカム指標として設定。
, 野菜の取引価格の	30%	204	00%	7+	60%	54%					【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 野菜の取引価格の安定化(±20%以内の変動幅)に収まる期間の年間割合 を過去の割合から算出。
1 安定化	把握6	の方法	出典:東京 作成時期 算出方法	: 調査年の	翌年3月	頃	易価格が相	既ね平年	並みであ	る平年比±20	0%以内の変動幅に収まる期間の割合
		合いの 方法	の (当該年の実績値/当該年の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	省力樹形	や優良品目	・品種の導	入推進等	を通じた、	産地の生	産基盤の)強化によ	る果実の	生産量の拡力	
						年度	ごとの目	標値			
 測定指標	基準値		】 】目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
ア果実の生産量	283万トン	30年度	308万トン	12年度	287万 トン 269万ト ン	289万 トン 8~9月 把握定	291万トン	293万トン	295万 トン		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「高品質な国産果実への国内需要や輸出拡大に対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる果実の生産努力目標308万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握0	D方法	出典:「負作成時期 算出方法:	:調査年度	の翌年度	₹8月頃)果実のエ	項目から	記載		
	達成度判定		達成度合 A'ランク								190%未満、C ランク:50%未満

目標③ 【達成すべき目標】	国内需要~	への安定側	共給及び国内	 シェアの	回復						
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値,		目標値			年度	ごとの実	績値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异刀短	(及び日保値(小学・日保平度)の設定の依拠)
ア 花きの産出額	3,687億円	29年	4,500億円	12年	3,567 億円 3,563 億円	3,745 億円 3,484 億円	3,829 億円	3,913 億円	3,997 億円	F↑一他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「国内需要への安定供給及び国産シェアの回復」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等を通じ施策の効果が発揮されることを前提として、令和12年に4,500億円と設定。 目標年度及び目標値は花きの振興に関する法律に基づく基本方針に定められているが、年度ごとの目標値は定められていないため、2年度は直近年度(平成30年度)の水準、3年度は2年度の補正事業の効果等により5%増を見込むとともに、4年度以降は目標値を直線で結んだ目安値を便宜的に記載。
	把握 <i>0.</i> 建成度 判定:	合いの	作成時期: 算出方法: 植物類年ごと 達成度合 以降の経過	調査年の 生産農業 合 での実績値 (%) = [** 過年数) })翌々年 8 所得統計 算し算出 [と目標値 当該年実施]×100	月頃 かうち年 は、前々 猿値ー {	三次別農 京年の値。 基準値-	業総産出 (年平均	額の切り	花類、鉢物類	周査」(花きの産出額)(農林水産省農産局園芸作物課調べ) 頃、花き苗類、球根類の項目と花木等生産状況調査の花木類、芝、地被 の経過年数)}]/[当該年目標値-{基準値-(年平均減少額×基準値 こ90%未満、Cランク:50%未満

目標④ 【達成すべき目標】	茶の更なる	5輸出拡大	、薬用作物	の産地の育	育成						
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
,,,, <u>_</u> ,,,		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
ア 茶の輸出額	153億円	30年	312億円	7年		195億円		250億円	280億円	F↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の、「茶の更なる輸出拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 令和2年4月3日に開かれた農林水産物・食品輸出本部会合において、新たな輸出額の目標について、2030年に750億円の達成を目指すこととし、中間目標として、2025年に312億円の達成を目指していくとされたことから、これを目標値として設定。 年ごとの目標値については、最近の輸出動向等を踏まえ、毎年25~30億円程度増加すると設定。
	把握0		出典:「貸 作成時期: 算出方法:	調査年の	翌年2月	頃				00、09022010 合算し算出	00及び090220900)(財務省)
	達成度 判定		達成度合 A'ランク	(%) = (7:150%計	(当該年実 超、Aラン	軽績値−基 ンク:90	基準値)/ %以上15	/ (当該 60%以下	年目標値 、Bラン	ー基準値) > ク:50%以上	(100 £90%未満、Cランク:50%未満

	基準値					年度	ごとの目	標値			
 測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	550ha	30年	C201 -	7年	573ha	584ha	596ha	607ha	618ha		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「薬用作物について、産地の育成」に該当するアウトカム指標として設定。
イ 薬用作物の栽培面	30年	630ha	7年	523ha	494ha				F↑−差	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 栽培面積の過去のすう勢及び今後の事業効果を踏まえ基準値を平成30年 の550haから令和7年の630haに増大することとし、年ごとの目標値は、すう勢 値を設定。	
· 植	把握の	D方法	出典:「均作成時期: 算定方法: ※ 年度ご	: 調査年の : 上記資料	翌々年3から薬用	月頃 月作物の品	品目を集計			に関する資料	∤」(公益財団法人日本特産農産物協会)
		合いの 方法								ー基準値) > ク:50%以上	(100 190%未満、Cランク:50%未満

施策(3)	米政策改	革の着実な	は推進と水田	における語	高収益作4	勿等への!	転換				
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】			企推進と水田 用米・飼料用								ぶじた多様な米の安定供給、麦・大豆の需要に応じた生産、野菜等(高収益f
目標① 【達成すべき目標】	米の1人当	当たり消費量	量の減少傾口	向への歯止	こめ、事前	契約					
							ごとの目			11.5 1999	
測定指標	基準値	++ >#	目標値			年度	ごとの実 T	積値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 1人あたり米の消費 量	53.6kg/人/年	30年度	50.0kg/人/年	12年度	52.5kg/ 人/年 50.7kg 人/年			51.3kg/ 人/年	51.0kg/ 人/年	F↑一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる食料消費の見通し米の1人当たり消費量50kgを設定した。目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が減少するとした目安を便宜的に記載している。
	把握(の方法		調査年度	の翌年度	8月頃	(調査年)	度とは調	査の対象	握 となる年度を あたり数量だ	
		合いの 2方法	A (おおむ B (有効性	いね有効) 生の向上が	: 前年度必要である	での一人 ioo こう	当たりの 前年度の	米の年間 一人当た	消費量の りの米の	増減率と同等消費量の増減	度の前年度実績値×100 等以上 載率△1ポイントまで しポイント未満

測定指標	基準値,		日標値,				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
从足泪垛	坐干吧	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
事前契約に係る指標	Р	Р	Р	Р	Р	Р	Р	Р	Р	Р	【測定指標の選定理由】 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ※ 令和3年度までの検討結果を踏まえ、令和3年度中に新たな指標を設 定。
イ(令和3年度中に設定) 定)	把握 <i>0</i>	D方法	出典: - 作成時期: 算出方法:	- -							
	達成度 判定		_								

目標② 【達成すべき目標】	実需者の対	対める量に	着実に応え	3							
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値,		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
ア 小麦の生産量	764,900h>	30年度	1,080,000トン	12年度	810,167 トン 949,300 トン	トン	858,113 トン	883,139 トン	908,896 トン		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める量に着実に応える」に該当する アウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる小麦の生産努力目標108万トンを設定した。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年 度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとした目安値 を便宜的に記載している。
	把握の)方法	出典:「作 作成時期: 算出方法:	調査年度	の翌年度	3月頃(調査年度		林水産省 達を示す		
	達成度:									標値-基準値 ク:50%以上	近)×100 ⊑90%未満、Cランク:50%未満

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値,		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
イ 大豆の生産量	211,300トン	30年度	340,000 トン	12年度	228,733 トン 218,900 トン	237,982 トン 246,500 トン	247,605トン	257,617トン	268,034 トン	F↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める量に着実に応える」に該当する アウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる大豆の生産努力目標34万トンを設定した。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年 度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとした目安値 を便宜的に記載している。
	把握0)方法	出典:「作 作成時期: 算出方法:	:調査年度	その翌年度	[4月頃(調査年度	は収穫年	速を示す	農林水産省紛 广)	z計部)
	達成度									標値-基準値 ク:50%以上	① ×100 :90%未満、Cランク:50%未満

目標③ 【達成すべき目標】	美帯有の	求める安定	りな供給								
							ごとの目				
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	積値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	H1 51-73 /X	(XO I MIE (N. + I M I X / V IX K / V IX K /
ア飼料用米・米粉用米の生産量	454,216 トン (飼料用 米: 426,521 トン、 米粉用 来: 27,695 トン)	30年度	830,000 トン (飼料用 米: 700,000 トン、 米粉用 米: 130,000 トン)	12年度	トン (飼料: 472,101 トン、用 37,582ト ン) 413,893 に り 413,893 に り 413,893 に り 413,893 に り り り り り り り り り り り り り り り り り り	トン (飼料用 米: 494,891 トン、米 粉用米: 42,297ト ン) 704,339 トン (飼料用 米: 662,724 トン、米	粉用米: 47,708ト ン)	トン (飼料用 米: 540,471 トン、米 粉用米:	トン (飼料用 米: 563,261 トン、米 粉用米:	F↑—差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める安定的な供給」に該当するアトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 飼料用米・米粉用米については、米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づき、同じ新用途米穀として一体的に基本方針を定め、それに基づく生産を推進していることから、基本計画に掲げる生産努力目標70万トン(飼料用米)及び13万トン(米粉用米)の合計値である83万トンを設定した。当該項目については需要が減少傾向にある主食用米から麦、大豆、野菜果樹、輸出用米等への生産転換の見通しを踏まえて設定しているものの、策の実施に当たってはその時々の国内外の需要に臨機応変に対応することしているため、目標の評価に当たってもこの点を考慮する必要がある。目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、度ごとの目標値は定められていない。なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとした目安付を便宜的に記載している。
	把握6	の方法	作成時期	: 調査年度	の翌年度	ぎ 7月頃(調査年度	は収穫年	度を示す	-)	、農業者等からの報告(農林水産省農産局企画課調べ) 基づく農業者等からの報告の飼料用米及び米粉用米の生産量から記載
		合いの 方法								標値-基準値 ク:50%以」	直)×100 上90%未満、Cランク:50%未満

目標④ 【達成すべき目標】	効率的•安	定的に消	費者まで届	ける流通構	背造を確立	-					
測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
MINE III IM	基準年度			目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
輸送効率に係る指標 ア(令和3年度中に設	Р	P	Р	P	Р	Р	Р	Р	Р	P	【測定指標の選定理由】 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ※ 令和3年度までの検討結果を踏まえ、令和3年度中に新たな指標を設定。
定)	把握0	り方法	出典: - 作成時期 算出方法:	: - : -	I		<u> </u>	ļ	<u> </u>		
	達成度 判定	合いの 方法	_								

施策(4)	農業生産	工程管理の)推進と効果	見的な農作	業安全対	策の展開	1				
五策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	農業生産	工程管理の)推進、農作	業等安全	対策の展	開					
目標① 【達成すべき目標】	令和12年	までにほぼ	全ての産地	で国際水道	準GAPの	実施					
							ごとの目			指標一	測定指標の選定理由
】 測定指標	基準値	基準 年度	. 目標値	目標年度	2年度	3年度		5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
ア 国際水準GAPを実施 する農業者数	0 経営体	元年度	240,000 経営体	12年度		44,000 経営体 7月上旬 把握予 定	経営体			S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)④の「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPの実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 GAPの推進にあたっては東京2020大会までを第1期、大会終了後から2030年までの第2期として施策を進めているところ。第2期は「2030年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されること」を目標としていることから、「国際水準GAPを実施する農業者数」を目標として設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に「ほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施」と定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、基準値と直線で結んだ年度毎の目安値を便宜的に記載。
	把握 <i>0</i>	D方法	出典:農林 作成時期 算出方法	: 調査年度	の翌年度	₹6月頃	受け国際	水準GAPを	実施する	う農業者数を	集計
	達成度 判定									標値-基準値 ク:50%以」	直)×100 上90%未満、Cランク:50%未満

目標② 【達成すべき目標】	農作業事	故の防止対	け策を効果的	りに推進							
						年度	ごとの目	標値			
 測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由 (7.4%)
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
ア 農作業事故による死亡者数	304人	30年度	185人	5年度	287人	253人	219人	185人	-		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)④の「農作業事故の防止対策を効果的に推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 平成29年の死亡者数304人を基準値 [※] とし、死亡事故が多く発生している農業機械作業に係る死亡者数(29年:211人)を令和4年に半減させるとともに、農業機械作業以外の死亡者数も減少させる目標を設定。 なお、「令和2年春の農作業安全確認運動の実施について(令和2年1月30日生産局長通知)」においても、農業機械作業に係る死亡者数の半減について目標を設定。 ※死亡者数は、翌々年の春頃(通常3月迄)に取りまとまる。このため、ある年度の死亡者数を翌年度の数値として取り扱っている。
	達成度	の方法 <u></u> E合いの	達成度合	: 調査年の : 農林水産 (%) = (翌年度3 省が人口 (当該年度	月頃 動態調査 実績値-	至の死亡! 基準値)	票及び死 [*] / (当該	亡個票(票値-基準値)	から取りまとめ。

施策(5)	良質かつ	低廉な農業	業資材の供 網	合や農産物	の生産・泊	流通・加コ	この合理化	Ł			
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農産物の	生産・流通	・加工の合理	里化に向け	けて農業者	が自らの	努力のみ	では対応	できない。	良質かつ低廉	兼な農業資材の供給を推進
目標① 【達成すべき目標】	良質かつ	低廉な農業	業資材の供 網	合と農産物	流通•加]	匚の合理化	Ł				
						年度	ごとの目	標値			
 測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	議値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异刀块	(及び日保値(小学・日保平度)の設定の依拠)
担い手の米の生産 ストにおける生産資 ア 材費(農機具費、服 料費、農業薬剤費) と労働費	営)	26年度	5,470円/ 60kg (個別経 営·組織 法人経営)	6年度	営: 円	/60kg 組織法 人経営: 5,776円 /60kg 個別経 営: 6,463円 /60kg 組織営: 人経2円	営: 5,675円 /60kg 組織法 人経営:	営: 5,573円 /60kg 組織法	/60kg 組織法 人経営:	· F↓—差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通・加工の合理化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基準値は、産業競争力会議実行実現点検会合(27年12月開催)におけ当該指標の初年度評価の比較対象となった平成26年度の担い手のコメの産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費を別経営及び組織法人経営でそれぞれ設定。 目標値は、担い手のコメの生産コストのKPIのうち、生産資材費(農機具費肥料費、農業薬剤費)と労働費の合計(5,470円/60kg)を設定。 目標年度及び目標値は日本再興戦略で定められているが、年度ごとの標値は定められていないため、一定の割合で減少させた数値を目標として定。
	把握	の方法	出典:「 作成時期 算出方法	: 調査年0)翌年度5	月頃(調	査年は収	種年を示	ミす)		具費、肥料費、農業薬剤費及び労働費を集計し算出
		賃合いの 受力法	達成度合 A'ランク	(%) = 7 : 150%	(当該年度 超、Aラ	変実績値- ンク:90	- 基準値) %以上15	/(当 50%以下	該年度目 、Bラン	標値-基準値 ク:50%以」	直)×100 上90%未満、Cランク:50%未満

	予算	額計(執行	亍額)	3年度	関連す		令和3年 度行政
政策手段 (開始年度)	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額	指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
食品安定供給施設整備資金(米穀新用(i)途利用促進)(平成21年度)(主)	200 の内数	100 の内数	100 の内数	100 の内数	(3)-③-ア	米穀の新用途への利用の促進に関する法律の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う新用途米穀加工品の製造施設等の整備を図るのに必要な資金を(株)日本政策金融公庫から融通することによって、米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立を促進する。 米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立が図られることにより、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	-
【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう (2) ち緑茶輸出産地緊 急対策 (平成30年度) (関連:3-②)	0 (0)	200 (27)		-	(2)-4)-7	緑茶の輸出拡大に向けて、輸出向け産地を育成するため、海外ニーズの高い茶の生産拡大に向けて必要な栽培技術・加工技術の導入、円滑に輸出が行えるよう、輸出相手国の残留農薬基準に対応していることを確認するため、輸出用茶葉の残留農薬の分析を支援する。 輸出向け産地を育成することにより、緑茶の輸出促進に寄与する。	-
果樹農業好循環形 成総合対策事業 (平成28年度) (主)	5,783 (4,818)	202 (202)	-	-	(2)-2)-7	果樹農業の持続的発展を図るため、産地自らが策定した産地計画に基づき、目指すべき産地の実現に向けた優良品目・品種への転換、小規模園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援することにより、優良果実の生産拡大等を図ることで、国産果実の需要の安定確保及び果樹経営の安定的発展に寄与する。	-
産地活性化総合対 策事業 (平成22年度) (主)	3,392 の内数 (2,846 の内数)	の内数 (61	-	-	(2)-①-7 (2)-①-1 (2)-②-7 (2)-③-7 (2)-④-7 (2)-④-1	産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産体制の高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援する。 新品種・新技術等を活用した産地形成等を図ることにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与する。	-
【TPP関連事業】 飼料生産基盤利活 用促進緊急対策事 業 (平成28年度) (主)	503 (443)	485 (435)	-	-	(1)-②-ア	自給飼料増産に向けて、草地の生産性向上を図るため、以下の取組を支援 ①従来の草地改良では防除の難しい難防除雑草の駆除及び駆除対策の活用・普及等の取組 また、飼料生産基盤を有効活用するため、以下の取組を支援 ②公共牧場の活用拡大と機能強化に係る取組 ③高品質な完全混合飼料(TMR)の安定供給に係る取組 これらの取組により、飼料作物の増産に寄与。	-
中国·北京国際園芸 博覧会政府出展事 (6) 業 (平成30年度) (主)	187 (187)	187 (186)	-	-	(2)-(3)-7	花きの最大の輸出先である中国で平成31年4月から開催される北京国際園芸博覧会に政府出展することにより、花きの輸出拡大に寄与する。	-

(7	国際養蚕委員会日 本大会開催事業 (平成30年度) (主)	(0.8)	25 (25)	-	-	_	平成31年度の国際養蚕委員会日本大会の開催に当たり、必要な経費を支援する。これにより、需要の拡大を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	-
(9	【TPP関連事業】 グローバル産地づく り緊急対策事業のう) ち青果物グローバル 産地緊急対策 (平成30年度) (関連:3-②)	0 (0)		-	-	-	国産農畜産物の輸出促進の取組を進めるために輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を支援する。 輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を推進することにより、青果物の輸出促進に寄与する。	-
(1	【TPP関連事業】 農畜産物輸出拡大 の施設整備事業 (平成27年度) (関連:3-①、②)	7,863 の内数 (6,394 の内数)	の内数 (6,775	3,982 の内数 (3,494 の内数)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア	-	0046
(1	国際園芸博覧会政 府出展委託事業 (令和2年度) (主)	-	-	150 (16)	227	-	-	0051
(1	経営所得安定対策 等推進事業 (平成25年度) (関連:3-⑥)	6,464 (6,382)		6,422 (6,347)	6,391	-	_	0131
(1	経営所得安定対策 3)(平成25年度) (関連:3-⑥)	281,124 (177,267)	273,962 (224,874)		264,144	_	_	0132

野菜価格安定対策 事業 (昭和41年度) (主)	2,115 (2,029)	3,000		6,600	(2)-①ーア (2)-①ーイ	_	0159
協同農業普及事業 交付金 (昭和58年度) (主)	2,409 (2,409)	2,431 (2,431)	2,431 (2,431)	2,431	_	-	0160
独立行政法人家畜 改良センターの運営 (16) に必要な経費 (平成13年度) (主)	7,205 (7,205)	6,861)	7,392 (7,391)	8,243	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-②-ア	-	0162
独立行政法人農畜 産業振興機構運営 (17) 費 (平成15年度) (主)	2,441 (2,441)	2,608 (2,608)	2,653 (2,653)	2,699	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-①-ア (2)-①-イ	-	0164
強い農業づくり交付 金 (平成17年度) (主)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	13,065 の内数 (12,394 の内数)	1,405 の内数 (1,386 の内数)	-	(1)-①-ア (1)-①-オ (1)-①-ユ (1)-①-ユ (1)-①-オ (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-①-ア (4)-②-ア	-	0165
鶏卵生産者経営安 (19) 定対策事業 (平成23年度) (主)	4,862 (4,862)	4,862 (4,315)	5,174 (5,170)	5,174	(1)-①-才	-	0166

畜 (20) 事	「PP関連事業】 「産・酪農収益力強 ・総合対策基金等 ・業 平成27年度) 主)	59,533 (54,386)		64,044 (51,976)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	_	0167
産 (21) ア	『PP関連事業』 近地生産基盤パワー ップ事業 平成27年度) 主)	53,083 (35,670)	27,475 (21,183)	24,888 (18,656)	-	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-②-ア	-	0168
加(22) 急	「PP関連事業】 「工施設再編等緊 は対策事業 平成27年度) 主)	2,500 (2,151)		1,284 (1,180)	-	(1)-①-ア (3)-②-ア	-	0169
外 (23) た 業	平成27年度)	399 (339)	200 (167)	200 (107)	ŀ	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ヴ (1)-①-エ (1)-①-エ (1)-①-オ		0170
(04) 緊	・業用ハウス強靭化 ・急対策事業 平成30年度) 主)	0.8 (0.7)	1,038 (582)	523 (460)	-	(2)-①-イ	-	0172

強い農業・担い手づ (25) くり総合支援交付金 (令和元年度) (主)	_	16,086 (9,139)	51,912 (35,196)	16,214	(1)-①-ア (1)-①-オ (1)-①-オ (1)-①-末 (1)-②-ア (2)-①-イ (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (4)-②-ア		0173
持続的生産強化対 策事業 (令和元年度) (主)	-	21,769 (19,773)	20,974 (17,894)	17,021	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-①-ア (4)-①-ア	-	0174
【TPP関連事業】 食肉流通再編·輸出 (27) 促進事業 (令和元年度) (主)	-	(O)	7,665 (26)	1,400	(1)-①-イ	_	0175
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち家畜能力等向上強化推進(令和元年度)(主)	-	352 (333)	334 (305)	334	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	-	0176
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策(令和元年度)(主)	-	440 (229)	177 (167)	157	(1)-②-ア	-	0177

畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち飼料生産利用体系高効率化対策(令和元年度)(主)	-	150 (30)	93 (56)	147	(1)-②-ア	-	0178
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち草地生産性向上対策 (令和元年度) (主)	-	247 (219)	158 (142)	163	(1)-②-ア	-	0179
畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち繁殖肥育一貫経営等育成支援(令和元年度)	-	145 (25)	105 (25)	36	(1)-①-イ	_	0180
花き産業成長・花き 文化振興調査委託 (33) 事業 (令和元年度) (主)	-	13 (13)	13 (7)	-	(2)-③-ア	-	0181
公共牧場活用和子 牛等増産対策事業 (34) (令和元年度) (主)	-	(0)	1,831 (479)	-	(1)-①-イ (1)-②-ア	_	0182
草地難防除雑草駆 (35) 除技術等実証事業 (令和2年度) (主)	-	_	0 (0)	-	(1)-②-ア	-	0187

_								
	園芸産地における事 業継続強化対策 (令和2年度) (主)	-	-	260 (0)	-	(2)-①ーイ	-	0188
	麦買入費(輸入飼料) 料) (昭和28年度) (主)	48,654 (19,516)		42,621 (1,669)	28,405	(1)-②-ア	-	0189
	甘味資源作物生産 者等支援安定化対 38) 策 (昭和40年度) (主)	11,237 (10,652)			11,132	ı		0190
	水田活用の直接支 払交付金 (平成25年度) (主)		295,425 (293,768)		305,000	(3)-②-ア (3)-②-イ (3)-③-ア	-	0191
	米活用畜産物等ブラ ンド化推進事業 (平成28年度) (主)	35 (28)			-	(3)-3)-7		0192
	畑作構造転換事業 41) (平成29年度) (主)	2,892 (2,405)		3,048 (3,001)	-	-	-	0193
	甘味資源作物·砂糖 製造業緊急支援事 42)業 (平成30年度) (主)	579 (514)	1,390 (916)	16 (14)	-	_	-	0194

甘味資源作物産地 生産性向上緊急支 (43) 援事業 (令和元年度) (主)	-	585 (482)	1,305 (1,013)	-	ı		0195
新市場開拓に向けた 水田リノベーション事 (44)業 (令和2年度) (主)	-	—	29,000 (翌年度 繰越)	1	(3)-②-ア (3)-②-イ	1	0196
麦・大豆収益性・生 産性向上プロジェクト (令和2年度) (主)	-	_	6,000 (21) (5,975翌 年度繰 越)	100	(3)-②-ア(3)-②-イ		0197
甘味資源作物生産性向上緊急対策事(46)業(令和2年度)(主)	-	_	439 (403)	-	_	-	0198
国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構農業 技術革新工学研究 (47) センター農業機械化 促進業務に要する経 費 (平成15年度) (関連:3-⑪)	1,669 (1,669)			1,943	(4)-②-ア		0201
花き産業成長・花き 文化振興対策等委 (48) 託事業 (令和3年度) (主)	-	_	-	13	(2)-③-ア	-	新3-0003
公共牧場機能強化 等体制整備事業 (令和3年度) (主)	-	-	-	118	(1)-①-イ	-	新3-0017

畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち和牛の信頼確保対策 (50)対策 (令和3年度) (主)	-	_	—	50	(1)-①-イ	-	新3-0019
米需要創造推進事 業 (51) (令和3年度) (主)	-	_	_	23	(3)-①-ア	-	新3-0020
農業改良助長法 (52) (昭和23年) (主)	-	_	_	-	-	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及 事業を実施する。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄 与する。	-
家畜商法 (53) (昭和24年) (主)	-	_	_	-	(1)-①-1	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施する。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-
家畜改良増殖法 (54) (昭和25年) (主)	-	_	_	-	(1)-①-7 (1)-①-イ (1)-①-ウ	関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する措置を実施する。	-
牧野法 (55) (昭和25年) (主)	-	_	—	-	(1)-2)-7	牧野管理規程の作成・遵守により、牧野の適正な管理を図るとともに、牧野の荒廃を防止するための措置等を実施する。 国土の保全及び牧野利用の高度化を図ることにより、飼料自給率の向上を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
飼料需給安定法 (56) (昭和27年) (主)	-	-	_	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	政府は毎年飼料需給計画を定め、これに基づき輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しを実施する。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、畜産の振興を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
酪農及び肉用牛生 産の振興に関する法 (57) 律 (昭和29年) (主)	-	_	_	-	(1)-①-イ	酪農及び肉用牛生産振興に資するため、 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措置を実施する。 本法に基づき、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給確保等に寄与する。	_

<u></u>							
家畜取引法 (58) (昭和31年) (主)	_	_	—	-	(1)-①-イ	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して最小限度の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定等を実施する。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑化を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-
養鶏振興法 (59) (昭和35年) (主)	-	_	_	-	(1)-①-エ(1)-①-オ		-
果樹農業振興特別 措置法 (60) (昭和36年) (主)	-	_		-	(2)-2)-7	果樹農業の健全な発展に資するため、 ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化等の措置を実施する。 本法に基づき、令和2年4月に農林水産省が公表した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者・実需者ニーズの高い優良果実の供給を拡大することにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の供給拡大及び消費拡大に寄与する。	-
畜産経営の安定に 関する法律 (61) (昭和36年) (主)	-	_	_	-	(1)-①1	・肉用牛又は肉豚の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、(独)農畜産業振興機構が交付金を交付 ・取引条件が不利な加工原料乳向け(脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け)の生乳を対象として、(独)農畜産業振興機構が補給金等を交付主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは補給金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産及びその関連産業の健全な発展が促進され、目標である牛乳及び乳製品や牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-
砂糖及びでん粉の 価格調整に関する法 (62) 律 (昭和40年) (主)	-	_		-	-	・輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施する。 ・輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施する。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化が図られることにより、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保に寄与する。	1
野菜生産出荷安定 法 (63) (昭和41年) (主)	-	_	_	-	(2)-①-7 (2)-①-1	主要な野菜について、 ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付等を実施する。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な国産野菜の供給確保に寄与する。	-
肉用子牛生産安定 等特別措置法 (昭和63年) (主)	-	_	—	-	(1)-①1	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に資する施策を実施する。 肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	-

米穀の新用途への 利用の促進に関する (65) 法律 (平成21年) (主)	-	—	—	-	(3)-③-ア	新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品(米粉・飼料用等)の製造事業者(必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。)と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計画(生産製造連携事業計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが可能としている。 生産製造連携事業計画の認定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	
お茶の振興に関する 法律 (66) (平成23年) (主)	-	_	_	-	(2)-4)-7	①農林水産大臣による基本方針の策定 ②お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進 ③お茶の輸出の促進 ④お茶の伝統に関する知識等の普及等の措置を実施する。 茶業及びお茶の文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与する。	-
花きの振興に関する 法律 (67) (平成26年) (主)	-	_		-	(2)-3)-7	花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に資するため、 ・花きの生産者の経営の安定 ・花きの加工及び流通の高度化 ・花きの輸出の促進 ・公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を実施する。 本法に基づき、令和2年4月に農林水産省が策定した「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に沿って支援事業を措置し、花きの需要の拡大及び生産量の拡大に寄与する。	-
養豚農業振興法 (68) (平成26年) (主)	-	_	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	-	(1)-①ーウ	養豚農業の振興を図るため、基本方針の策定や養豚農家の経営の安定、国産由来飼料の利用増進、豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、養豚農業の健全な発展を図ることにより、豚肉の安定供給の確保に寄与する。	_
農業競争力強化支 援法 (69) (平成29年) (関連3-⑥)	-	_		-	(5)-①-7	良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることから、農業者による農業の競争力の許可の取組を支援し、農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。	-
農業用軽油に係る軽 油引取税の課税免 (70) 除の特例措置 (昭和31年度) (主)	-	_		-	_	農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除の措置を行う。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の 安定供給の確保に寄与する。	-

(71	肉用牛の売却による 農業所得の課税の '1) 特例 (昭和42年度) (主)	>	<26,517 > (<26,904 >)	< 20,517 >	-	(1)-①-イ	農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、個人にあっては所得税及び住民税を免除し、農地所有適格法人にあっては損金の額に算入する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。	-
(72	農林漁業用A重油に 係る石油石炭税の特 ② 例措置 (昭和53年度) (主)		_	1	-	_	ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る 還付措置の特例措置を行う。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与する。	_
(7:	中小企業者等が機 械等を取得した場合 の特別償却又は税 額控除 (平成10年度) (主)	-	-	-	-	_	農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万円以下)の適用を認める。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-

特定中小企業者等 が経営改善設備を取 得した場合の特別償 却又は法人税額等 (74) の特別控除(商業・ サービス業・農林水 産業活性化税制) (平成25年度) (主)	-		_	-	がに、 に、 一 が が で が 行 定 行	連申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた者の指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備又は器具・備品を取得した場合は得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置を行う。 達者等が行う農畜産物の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円つ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農業者等の経営の安定化・活性化や国産農畜産物の安全の確保に寄与する。 6、本税制は、適用期限(令和3年3月31日)をもって廃止された。
政策の予算額[百万円]	831,188	817,148	862,333	678,165	参照UR	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/03 bunya02.html グローバルマーケットの戦略的な開拓 https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/03 bunya06.html 担い手の育成・確保等と農業経営の安定 化 https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/03 bunya09.html 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
政策の執行額[百万円]	659,975	698,148			少 _{用UN}	https://www.maff.go,jp/j/budget/review/r3/m/03 bunya10.html 農業のデジタルトランスフォーメーションの推進 https://www.maff.go,jp/j/budget/review/r3/m/03m.html 新たな価値の創出による需要の開拓 https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/m/03m.html 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執名 30年度 元年度 [百万円]	行額) 2年度 [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和3年 度事ビュ 事ご 事 号 等 り り 事 り り ま り り り り り り り り り り り り り り
(1) -		_	-	-	_	-

- (注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
 - それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3一⑫)

政策分野名 【施策名】	環境政策の推進		大臣官房環境バイオマス政策課(消費・安全局、輸出・国際局、 農産局、畜産局、農林水産技術会議事務局、水産庁) 【大臣官房環境バイオマス政策課、消費・安全局農産安全管理 課、輸出・国際局参事官(新興地域)室、農産局総務課/園芸 作物課/農業環境対策課、畜産局畜産振興課、農林水産技術 会議事務局研究企画課/研究開発官(基礎・基盤、環境)室、 水産庁増殖推進部栽培養殖課】
政策の概要 【 ^{施策の概要} 】	気候変動に対する緩和・適応策の推進、生物多様性の保全及び利用、有機農業の更なる推進、土づくりの推進、農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応、農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(8) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・気候変動適応計画(令和3年10月27日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・革新的環境イノベーション戦略(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議 決定) ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	気候変動	かに対する	緩和•適	応策の推議	進						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	温室効果	 見ガスの排	出削減目	標の確実	な達成に	こ向けて、	、農林水	産分野の	の温室効	果ガスの排と	出削減対策や農地による吸収源対策等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農地によ	る吸収源	対策等の	推進、農	林水産分	野の温室	室効果ガ	この排出	引削減対	策の推進	
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実 I	積値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	1131333	
「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13 日閣議決定)におけ る農地土壌炭素吸収 源対策による土壌炭	145 万t- CO2	25年度	Р	12年度	P 332万t -CO2	P 252万 t-CO2	Р	Р	Р	F↑一他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)①の「農地による吸収源対策等を推進」に該するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 令和3年1月に算定方法の見直しを行い、それも踏まえて目標の見しを検討しているところでありPとしている。
る農地土壌炭素吸収	把握(の方法	作成時期 第出方法 ※ 年月 値を記り	期:調査3 去:全国の 度ごとの3 入	翌々年度 D農地・ 実績値は	3月末り 草地の銀 、調査3	頁 広質土壌 翌々年度	における この3月	る土壌炭 末に公表		
		合いの 2方法								厚値の下限値 Bランク:	I)×100 50%以上90%未満、Cランク:50%未満

							ごとの目						
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	u1 37 73 AS			
	4,953	25年度	4,650	12年度	4,842 万t- CO2	4,822 万t- CO2	4,803 万t- CO2	4,785 万t- CO2	4,766 万t- CO2	F↓-差	【測定指標の設定理由】 基本計画第3の2(8)①の「農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】		
イ 農林水産分野の温 全効果ガスの排出量	万t-CO2		万t-CO2		5084万 t-CO2	令和5 年4月 頃把握 予定					基準年(2013年度)の農林水産分野の温室効果ガス総排出量から、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)における農林水産分野の排出削減量の目標値の合計を差し引いた値を目標値として設定。 ※ 基準値、目標値及び実績値は、毎年の日本国温室効果ガスインベントリ報告書の更新により変化する場合がある。		
	把握⊄	D方法	作成時期	典:「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(国立環境研究所地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス) 成時期:対象年度の翌々年度4月頃(日本国温室効果ガスインベントリ報告書により対象年度の排出量が公表された時点) 出方法:農林水産分野の温室効果ガス総排出量を集計									
	達成度 判定				(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 6超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

	施策(2)	生物多様	性の保全力	及び利用、	有機農業の	の更なる丼	進進									
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生物多様	性の保全な	や有機農業	の更なる技	推進に向!	けて、生物	多様性例	早全に効!	果の高い	取組を推進す	るとともに、有機農業の取組面積の拡大等を図る。				
	目標① 【達成すべき目標】	有機農業	等、生物多	5様性保全	に効果の高	高い取組(い取組の推進、有機農業の取組面積拡大									
							年度	ごとの目	標値		<u>-</u>					
	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)				
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	H1 31 73 75C					
		23.5 ±ho	29年度	63 Ebo	12年度	29 +Tha	31 +Tha	33 Fha	35 千ha	38 Fha	S↑一直	【測定指標の設定理由】 基本計画第3の2(8)②の「有機農業等、生物多様性保全に効果の高い取組の推進」及び基本計画第3の2(8)③の「有機農業の取組面積」に該当するアウトカム指標として設定。				
	ア 有機農業の取組面 積	千ha	29年度	于ha	12十尺	令和4 年3月 把握予 定	25.2 千ha	R5年5 月 把握予 定				【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 「新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について」において、令和 12年までに有機農業の取組面積を6万3千haにする目標を定めていることか ら、これを目標値として設定した。				
		把握여	出典:「国内における有機 J A S ほ場面積」(農林水産省食料産業局食品製造課調べ) 「有機農業の取組面積に係る実態調査」(有機農業の取組面積)農林水産省生産局農業環境対策課調べ 作成時期:調査翌々年度7月頃 算出方法:上記調査から有機 J A S 認証を取得している農地と、有機 J A S 認証を取得していないが有機農業が行われている農地の面積を合算し算出 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入													
			合いの 方法	達成度合 A'ラン								上90%未満、Cランク:50%未満				

施策(3)	土づくりの	推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	土づくりを	推進するだ	とめ、農地への堆肥等の活用を促進									
目標①【達成すべき目標】	堆肥等の	活用の促進	É									
			目標値				ごとの目			_		
測定指標	基準値				年度ごとの実績値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
	0.60		1.05		0.64 トン	0.67 トン	0.71 トン	0.75	0.79		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)④の「堆肥等の活用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。	
■ 単位面積(1ha)当た	0.60 トン	30年度	1.05トン	12年度	0.56 トン	0.62 トン				F↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 堆肥の施用量について、近年減少傾向にあるため、基本計画の目標年度となる令和12年度に、20年前の施用量に戻すことを目標として設定。	
ア りの堆肥の施用量	把握(の方法	出典:「農業経営統計(米生産費)」(農林水産省) 作成時期:調査翌年度10月頃 算出方法:上記統計の原単位量(10a当たり)のうち、肥料費の「たい肥・きゅう肥」及び自給肥料の「たい肥」、「きゅう肥」を合計 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度の12月頃に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入									
	達成度 判定	合いの 方法		(%) = ク:150%							上90%未満、Cランク:50%未満	

施策(4)	農業分野	におけるフ	プラスチック	ごみ問題~	への対応						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業分野	のプラスチ	ックごみ問	題の対応	こ向けて、	廃プラス	チックの[回収・適正	三処理の徿	敬底や循環利	用の促進、排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大を推進する
目標① 【達成すべき目標】	廃プラスラ	チックの回り	仅•適正処3	理の徹底や	₽循環利月	月の促進、	, 排出抑制	別のための)生分解(生マルチの利	用拡大
						年度	ごとの目	標値			
 測定指標	基準値		▋▋██			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
施設園芸におけるプ ア ラスチック排出量に 対する再生処理量	72.5 %	28年度	80 %	8年度	74 % 74.5 %	75 % 74.5 %	76 %	77 %	78 %	F↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑤の「廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循野利用の促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 プラスチック資源循環戦略(消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、厚労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)では、2035年まにプラスチックのリサイクル率(熱回収を含む)100%とされている。そのため、2019年の最新のリサイクル値(H28)が70%台であったことから、2025年80%、2030年90%、2035年100%を経過目標とし、隔年の調査周期もまえて設定。 なお、調査を実施しない年度に目標値を設定することは適切ではないが便宜的に目安値として基準値と目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を記載している。
	把握(の方法	作成時期 算出方法		々年度3. 査の農業	月末頃 用廃プラ	スチック	処理量の	うち再生	園芸作物課調 生処理された 票値は、奇数	,
				·い(%) = ケ:150%ま							上、90%未満、Cランク:50%未満

							ごとの目			+K-1==	別点に無る場点でよ
測定指標	基準値	基準	目標値	口捶		平	ごとの実 	:槇旭		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
	3,400	30年度	4,600	5年度	3,400	3,600	3,900	4,200 トン	4,600 トン	・F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑤の「排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大」に該当するアウトカム指標として設定。
イ 生分解性マルチの 年間利用量	トン	30千/文	トン	0千及	3,606 トン	3,822					【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 生分解性マルチについて事業終了予定である2023年度(令和5年)までの 目標値を、これまでの利用実績及び今後の利用見込みを考慮し設定。
平 阆州里	把握0	の方法	作成時期 算出方法	分解性マ/ :調査翌年 :農業用生 ごとの実績	F度12月 上分解性	末頃 資材普及	会が行う	生分解マ	ルチの種	分解性資材普 利用状況(出 引末に把握す	及会調べ) 荷量調査)を集計 るため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記
	達成度 判定	合いの 方法	達成度合 A'ランク								上、90%未満、Cランク:50%未満

	施策(5)	農業の自	然循環機能	もの維持増	進とコミュ	ニケーショ	シ						
				て、有機農		とする生	物多様性	と自然の	物質循環	が健全に	維持され、自	然資本を管理・増大させる取組について消費者等に分かりやすく伝え、持続	
	目標① 【達成すべき目標】	持続可能	な消費行動	めを促す取	組の推進								
								ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由	
	】 測定指標 	基準値	基準 年度	目標値	目標年度	2年度		4年度		6年度	計算分類	脚だ指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
	環境に配慮された マークのある食品・商 ア 品を選ぶことを意識 している消費者の割	32.2 % 2年度		50 %	7年度	30 %	34 %	38 %	42 %	46 %	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑥の「持続可能な消費行動を促す取組の推進」に該当するアウトカム指標として設定。	
			》。 2年度	%		32.2	6~7月 頃把握 予定					【目標値(水準・目標年度)設定の根拠】 現状の数値と、今後のフードサプライチェーンにおける関係者の行動変容と 相互連携を促す環境整備の支援の取組の進捗を考慮して設定。	
	合	把握6	の方法	作成時期	:調査翌年								
		達成度			幸成度合(%)=(当該年度実績値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

	-1 44	予算	額計(執行	亍額)	3年度	関連す		令和3年度行政
	政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	る指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
(1)	農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業のうち農畜産業プラスチック対策強化事業(令和2年度)(主)	-	_	11 (9)	8	(4)-(1)-7 (4)-(1)-1	-	0009
(2)	国際機関を通じた農 林水産業協力拠出 金 (昭和48年度) (関連:3-⑤、②)	1,906 (1,906)		1,920 (1,898)	1,775	(1)-①-ア(1)-①-イ	-	0076
(3)	産地生産基盤パワー アップ事業(平成27 年度)(関連:3-⑨)	53,083 (35,670)	27,475 (21,183)		-	(3)-①-ア	-	0168
(4)	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (令和元年度) (関連:3-⑨)	-	16,086 (9,139)		16,214	(3)-①-ア	-	0173
(5)	持続的生産強化対 策事業 (令和元年度) (関連:3-⑨)	-	21,769 (19,773)		17,021	(1)-①-┤ (2)-①-ア	-	0174
(6)	農林水産研究推進 事業 (令和2年度) (関連:3-⑪)	-	-	2,293 (2,285)	2,150	ŀ	-	0215
(7)	気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進事業 (平成29年度) (主)	28 (28)	31 (28)	28 (28)	28	(1)-①-イ (2)-①-ア	-	0219

(農林水産分野にお ける地域気候変動適 8) 応推進事業 (令和元年度) (主)	—	18 (17)	17 (17)	17	(1)-①-イ	-	0220
(フードサプライチェー ンの環境調和推進事 9) 業 (令和2年度) (主)	_	_	25 (24)	-	(1)-①-イ (2)-①-ア (5)-①-ア	-	0221
(輸入栽培用種子中 の未承認遺伝子組 換え体検査対策事 業委託費 (平成24年度) (主)	12 (11)	10 (10)	10 (10)	10	1	-	0222
(環境保全型農業直 接支払交付金 (平成23年度) (関連:3-個)	2,460 (2,383)	2,451 (2,406)	2,451 (2,356)	2,450	(1)-①-7 (1)-①-1 (2)-①-7	_	0223
	農地土壌炭素貯留 12)等基礎調査事業 (平成29年度) (主)	47 (47)	48 (48)	48 (47)	48	(1)-①-ア (1)-①-イ	-	0224
(養殖対策 13) (平成22年度) (関連:3-22)	245 (234)	582 (357)	387 (267)	387	(1)-①-イ	-	0276
(食料安全保障の確立に向けた新たな国民運動推進事業のうちフードサプライチェーンの環境調和推進事業(令和3年度)(主)	-	_	-	43	(1)-①-イ (2)-①-ア (5)-①-ア	-	新21- 0013

地力増進法 (15)(昭和59年) (主)	_	-	——————————————————————————————————————	-		地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定している。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の標準的な施用量を示すことにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図る。	-
地球温暖化対策の 推進に関する法律 (平成10年) (主)	-	——————————————————————————————————————	——————————————————————————————————————	-	(1)-①-ア(1)-①-イ	地球温暖化対策計画の策定、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講じること等により、地球温暖化対策の推進を図る。	-
持続性の高い農業 生産方式の導入の (17) 促進に関する法律 (平成11年) (主)	-	-	_	-	(2)-1)-7	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	1
家畜排せつ物の管 理の適正化及び利 用の促進に関する法 律 (平成11年) (関連:3-⑨)	-	_		-		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることにより、たい肥が生産・有効利用され、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	I
有機農業の推進に (19) 関する法律 (平成18年) (主)	-	—		-	(2)-①-7 (3)-①-7	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定している。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	ı
生物多様性基本法 (20) (平成20年) (主)	-	_		-	(2)-①-7	生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定等を規定している。生物多様性の保全及び利用に関する政策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与する。	-
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原(21) 材料としての利用の促進に関する法律(平成20年)(関連:3-③)	-	_		-	(1)-①-イ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策の推進に寄与する。	-

農業の有する多面的 機能の発揮の促進 (22) に関する法律 (平成27年) (関連:3-⑦、⑧、⑭)	-	-	-	-	(1)-①-7 (1)-①-1 (2)-①-7	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 加えて、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を通して、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献する。
気候変動適応法 (23) (平成30年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-イ	政府による気候変動適応計画の策定、気候変動影響評価の実施等の措置を講ずることにより、気候変動へ の適応を推進する。
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木(24)質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第20項](平成20年度)(関連:3-⑤)	15 (28)		18 (21)	22	(1)-①-イ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間、()内の率を掛けた額に軽減する。 【対象となるバイオ燃料】 木質固形燃料(2/3)、エタノール(2/3)、バイオディーゼル(2/3)、ガス(メタン、木質等)(1/2) この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策の推進に寄与する。
政策の予算額[百万円]	57,796	70,339	104,982	40,173		URL https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html
政策の執行額[百万円]	40,307	54,818			罗州	nttps.//www.man.go.jp/j/buaget/feview/fo/maex.ntmi

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

	予算額計(執行額)				令和3年
政策手段 (開始年度)	30年度 元年度 2年度 [百万円] [百万円] [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和3年 度業 事ュニ 事 号
(1) -		-	-	-	-

⁽注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3一個)

政策分野名 [施策名]	地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	担当部局名	農村振興局(大臣官房環境バイオマス政策課/新事業・食品産業部) 【大臣官房環境バイオマス政策課/新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課、農村振興局農村計画課/地域振興課/都市農村交流課/鳥獣対策・農村環境課/地域整備課】
政策の概要 【施策の概要】	中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進、地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保、地域経済循環の拡大、多様な機能を有する都市農業の推進	政策評価体系上の 位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の3(1) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和2年12月15日改訂) Ⅲ.7.人口減少社会における農山漁村の活性化 ① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進 ② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり ④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興 ⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み・明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) 6.(2) v) ① ア)生産現場の強化(農地の集積・集約化) 6.(2) v) ① ア)生産現場の強化(農地の集積・集約化) 6.(2) ix) ① 観光立国の実現 ・経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)第3章2.(2) ① 観光の活性化 第3章2.(2) ② 農林水産業の活性化 ・まち・ひと・しごと創生基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)第3章1.(2) ② (a) 地域資源を活用した農山漁村(むら)づくり第3章 2.(2)関係人口の創出・拡大 4.(1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	中山間地	1域等の特付	生を活かし	た複合経営	営等の多権	様な農業網	経営の推	進			
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		1域等の特に 推進する。	生を活かし	た複合経営	営等の多権	様な農業網	経営の推	進に向け	て、農業生	生産を支えるカ	K路、ほ場等の総合的な基盤整備と、生産・販売施設等との一体的な整備等
目標① 【達成すべき目標】	中山間地	2域等の特1	色を活かし	た営農と所	得の確保	1					
					年度ごとの目標値						
測定指標	基準値		┃ ┃目標値			年度	ごとの実	ミ績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	基準 年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	引 昇 刀 独	(及び日保値(小学・日保千度)の設定の依拠)
	0	元年度	350	350 7年度	60 地区	100 地区	140 地区	280 地区	320 地区	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)①の「中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保」に向けて各種整備等を行う旨の基本計画の内容に対応するアウトカム指標として設定。
中山間地域の特色 活かした営農と所得 の確保に取組む地 区のうち、新たに事 業目標を達成した地	1		地区		84 地区	123 地区					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組む地区のうち、地域の中で自らの創意工夫により事業目標を達成した地区の割合が「8割」となるように目標値(地区数)を設定。
区数	把握	の方法	作成時期	4:農林水産省農村振興局調べ は時期:調査年度の翌年度6月頃 日方法:事業目標を達成した地区数を集計(累計)							
		度合いの ∈方法		·=(当該 ⁴ ·ク:150%						/ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2)	地域資源	の発掘・磨	き上げと他	見分野との約	組合せ等を	を通じた原	「得と雇用	機会の確	雀保			
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】			き上げと他農村への農					機会の確	催保に向け	ナて、農村発ィ	(ノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化、農泊、ジビエ利活用	
目標① 【達成すべき目標】	農村発イ	ノベーション	/をはじめ	とした地域	資源の高	付加価値	化の推進	1				
						年度	ごとの目	標値				
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値	1	指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (水準・日標年度)の設定の担拠)	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠) 	
	4648	元年度	30	7年度	5 地域	10 地域	15 地域	20 地域	25 地域	- S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②アの「農村を舞台として新たな価値を創出し、所得 と雇用機会の確保」に該当するアウトカム指標として設定。	
地域資源を活用し、 所得と雇用機会を創 出する取組を実施す る地域のうち、新たに			地域	7 千皮	3 地域	6 地域				3 一區	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農山漁村振興交付金(地域活性化対策)において、農村発イノベーション に取り組む地区のうち、事業目標を達成した地区の割合が8割程度となるよな目標値(地域数)を設定。	
事業目標を達成した地域数		の方法	作成時期	林水産省 計調査年月 :調査年月 :事業実施	度の翌年	度7月頃				,	•	
		合いの 方法			年度実績値)/(当該年度目標値)×100 超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満							

目標② 【達成すべき目標】	農泊の推	進									
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度	目標年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	II 升刀 炔	(及び日保値(小学・日保平度)の設定の依拠)
グリーン・ツーリズム 施設年間延べ宿泊 ア 者数及び訪日外国 人旅行者数のうち農 山漁村体験等を行っ た人数	1,212 万人/年	30年度	1,540 万人/年	7年度	万人/年	1,340 万人/年 553 万人/年				F↑−直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②イの「農泊の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成30年度の実績値1,212万人を基準とし、以下の要素を合計して設定。①「グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊者数」については、当該施設の利用状況におけるH27~H30年度のトレンドを基に増加傾向を算出。②「訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数」については、「明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)」における訪日外国人旅行者数の目標(2030年に6,000万人)から求めた各年度の増加傾向を基準とし、観光庁の訪日外国人消費動向調査において農漁村体験等を行った割合を乗して算出。
	把握0		出典:「, 作成時期 算出方法	:調査年	度の翌年	度7月頃		0.00		十部)、「訪	日外客数統計」(日本政府観光局)及び農林水産省農村振興局調べ 集計
	達成度 判定		達成度合 A'ラン		1					/ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満

目標③ 【達成すべき目標】	ジビエ利活	舌用の拡大	ξ										
測定指標	基準値		日標値		年度ごとの目標値年度ごとの実績値				指標一	測定指標の選定理由			
がりたり日刊示	本干佢	基準 年度	目標年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
	2,008	元年度	4,000	7年度	2,340 トン/年	2,672 トン/年		3,336 トン/年	3,668 トン/年		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②ウの「ジビエ利活用の拡大」に該当するアウトカム指標として設定。		
ア ジビエ利用量	トン/年	儿干及	トン/年	7十反	1,810 トン/年	9月末 把握予 定					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ジビエ利用量を令和7年度までに令和元年度の水準から倍増させる目標を 設定。各年度の目標値については毎年度、一定値(332トン/年)増加するも のと想定し設定。		
	把握0	の方法	出典:野生鳥獣資源利用実態調査(農林水産省大臣官房統計部) 作成時期:調査年度の翌年度9月末(速報) 算出方法:食品衛生法に基づき食肉処理業の許可を有し、野生鳥獣の食肉処理を行っている食肉処理施設を対象に調査を実施										
	達成度合いの 判定方法 達成度合= (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 料定方法 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満												

目標④ 【達成すべき目標】	農福連携	の推進									
測定指標	基準値	基準値		. 目標値			ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
MACIETA	& +IE	基準 年度	目標年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
ァ 農福連携に新たに取	O 件	元年度	3,000 件	6年度	500 件 454 件	1,050 件 8月頃把 握予定	1,650 件	2,320 件	3,000 件	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②エの「農福連携の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農福連携等推進ビジョン(令和元年6月農福連携等推進会議決定)」において定められた目標(農福連携に新たに取り組む主体を新たに3,000創出:令和6年度まで)に基づき、令和元年度時点で既に農福連携に取り組んでいる主体数(5,000と推計)から、対前年度10%程度増加するものとして設定。
, り組む主体数	達成度	の方法	作成時期 算出方法 達成度合	= (当該年	度の翌年 動省及び 手度実績	度7月頃 各県から 値)/(の聞き取 <u></u> 当該年度	目標値)	×100	産省にて集計 /ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満

目標⑤ 【達成すべき目標】	農村への	農業関連	産業の導入									
測定指標	其淮值	基準値			年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一	測定指標の選定理由	
MACIA M	<u> </u>	基準 年度	目標値 目標 年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
	0	元年度	60	7年度	10 社	20 社	30 社	40 社	50 社	S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②オの「農村への農業関連産業の導入」に該当するアウトカム指標として設定。	
農村産業法を活用した産業の立地・導入アに向け、新たに市町村との調整を了した。	社	儿干皮	社		6 社	40 社				3 一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 直近約10年である平成17年~平成26年までの間に調査を3回実施しており、その間に増加した操業企業数を根拠に目標値を設定した。	
企業数	把握여		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:農村産業法に基づき農林水産大臣に送付される市町村実施計画を基に、必要に応じて市町村に対し聞き取りを行い把握									
		合いの 方法	達成度合= (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施	i策(3)	地域経済	循環の拡大	大								
	目指すべき姿 Eの考え方根拠】	地域経済	循環の拡大	大に向けて	、バイオマ	ス・再生同	可能エネノ	レギーの草	算入・地域	內活用、	農畜産物や加	加工品の地域内消費、農村における SDGs の達成に向けた取組を推進する。
	目標① 成すべき目標】	バイオマフ	ス発電、小	水力発電、	営農型太阳	陽光発電	等の再生	可能工ネ	ルギーの	導入、活	·用	
							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
用 ア 業 た 能	土地改良施設の使 電力量に対する農 水利施設を活用し 小水力等再生可 エネルギーによる 電電力量の割合	※330%	2年度	40% 以上	7年度		32% 7月頃 把握予 定	34%	36%	38%	- S↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)③アの「小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、活用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 土地改良長期計画では、「農業用水を活用した小水力発電等再生可能エネルギーの導入、を促進することが重要である」と位置づけていることから、「土地改良施設の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等早生可能エネルギーによる発電電力量の割合を令和7年度までに約4割以上にする」ことを測定指標として設定。 目標年度及び目標値は土地改良長期計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目標値を便宜的に記載している。
出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:整備済小水力等発電施設の発電容量を集計												
		達成度合いの 達成度合=(当該年度実績値)/(当該年度目標値)×100 判定方法 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								上90%未満、Cランク: 50%未満		

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	司异刀短	(及び日保値(小学・日保牛皮)の設定の依拠)
再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る 7 取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模	296.6 億円	30年度	600 億円	5年度	420 億円 448.3 億円	480 億円 520.7億 円	540 億円	600 億円	-	· S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)③アの「バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入、活用」に該当するアウトカム指標として設定。 農山漁村再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが肝要であり、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ペースを勘案し、令和5年度末時点の経済規模として600億円を設定。 長期にわたる戦略的な取組であり、必ずしも短期間で効果が現れるものではないが、施策の進捗を適時適切に評価する観点から、年度毎の目標値を設定するように見直し、基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。
	把握 <i>0</i>	D方法	出典:農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:取組主体からの調査結果(発電容量、供給熱量等)及び固定価格買取制度調達価格(経済産業省公表データ)により試算								
	達成度 判定		達成度合 (%) = (当該年度の実績値) / (当該年度の目標値) ×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		農産物直	売所等での	の提供・販売	売							
								ごとの目 ごとの実			指標一	御中作権の選や組み
測定指標		基準値	基準	目標値	目標年度	2年度	3年度		^{預値} 5年度	6年度	計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	年間販売額1億円以 ア 上の通年営業の直	3,000 件	元年度	5,700 件	7年度	_	3,900 件 令和5 年3月 把握定	4,350 件	4,800 作	5,250 件	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)③イの「農産物直売所での提供・販売」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月農林水産省告示。令和3年4月一部改正)において、「主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、令和7年度までに50%以上とすることを目指す」とされていることから、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所数」を把握するための指標として選定。
7L/// 9A			の方法合いの方法	達成度合	: 調査年月 : 常設施記 (%) =	度の翌年。 設・通年 (当該年)	度3月 営業の事 度の実績	業体数× 値)/(1 億円以 当該年度	(上の事業 この目標値		:90%未満、Cランク:50%未満

施策の目指すべき姿 [1 標課定の考え方根拠] タ様な機能を有する都市農業の推進に向けて、農業経営の維持発展等を促進するとともに、都市の農地の有効な活用や適正な保全を図り、農と住の調和するまちづくりを推進る。 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用	施策(4)		多様な機	幾能を有する都市農業の推進											
「建成すべき目標]															
測定指標			「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用										切な活用		
選集							年度ごとの目標値								
日標 12年度 120 165 120 165 120 165 120 165 120 165 120 165 120 165 120 165 120 165 120 165 120 1	測定指標		基準値		目標値		年度ごとの			績値					
30 ha お市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用」に該当する法律」(平成30年法律第68号)の設定の根拠】 「大年度 ha お市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年3月31日時点)のうち将来農地を貸す可能性がある農業者の割合が2割(東京都都市農地保全調査(令和元年度)より)があるとから、12,700ha×20%=2,540ha うち5年間で貸付を希望する面積の割合1割を目標値として見込む。2,540ha×10%⇒255ha(目標値)						目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	11 开刀双	(及0.日标厄(小十 日标十及) (
	- 円滑化に関する	法律		元年度		6年度	ha 51	ha 77				S↑-直	基本計画第3の3(1)④の「「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用」に該当す。アウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 生産緑地12,700ha(平成30年3月31日時点)のうち将来農地を貸す可能がある農業者の割合が2割(東京都都市農地保全調査(令和元年度)より)あることから、12,700ha×20%=2,540ha うち5年間で貸付を希望する面積の割合1割を目標値として見込む。2,540ha×10%=255ha(目標値)		

		予算	額計(執行	行額)	3年度	関連す		令和3年 度行政
	政策手段 (開始年度)	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
(1)	持続可能な循環資源活用総合対策事業 (平成30年度) (関連:2-①)	167 (153)	99 (97)	98 (93)	79	(3)-①-イ	-	0001
(2)	食料産業・6次産業 化交付金 (平成30年度) (関連:2-①、③)	1,634 の内数 (1,463 の内数)	1,034 の内数 (867 の内数)	962 の内数 (819 の内数)	924 の内数	(3)-①-イ(3)-②-ア		0003
(3)	中山間地域所得向 上支援事業 (平成27年度) (関連:3-⑦)	10,028 (7,333)			-	(1)-①-ア		0141
(4)	中山間地域所得確保推進事業 (令和2年度) (関連:3-⑦)	-	-	0 (0)	-	(1)-①-ア	-	0142
(5)	農業用用排水施設 の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:3-⑧)	71,802 (71,130)	71,231 (70,478)	72,074 (71,510)	57,603	(3)-①-ア	-	0144
(6)	農山漁村地域整備 交付金 (平成22年度) (関連:3-⑦、⑧、 ⑰、⑲、ᅆ)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	の内数 (75,944	の内数 (81,755	66,387 の内数	(3)-①-ア	-	0150

(7	農業競争力強化基 盤整備事業) (平成24年度) (関連:3-⑦、8、 ⑩)	48,406 (48,260)	58,143 (57,417)	69,292 (68,891)	48,225	(1)-①-ア	-	0151
(8	農業水路等長寿命 化·防災減災事業 (平成30年度) (関連:3-⑧、⑰)	10,614 (10,614)	21,625 (21,529)	24,674 (24,447)	25,813	(3)-①-ア	-	0154
(9	【TPP関連事業】 畜産バイオマス地産) 地消対策事業 (令和元年度) (主)	-	18 (0)	650 (568)	-	(3)-①-イ	-	0225
(1	鳥獣被害防止総合 対策交付金 0)(平成20年度) (関連:3-⑦、⑭、 ⑲、⑭)	11,547の 内数 (10,810 の内数)	10,886の 内数 (10,591 の内数)	11,154 の内数 (10,977 の内数)	11,005 の内数	(2)-③-ア	-	0227
(1	農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (主)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	の内数 (7,026	の内数 (6,453	9,805 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア		0229
(1	中山間地域農業農 村総合整備事業 (令和2年) (主)	-	-	2,123 (2,122)	4,928	(1)-①-ア	-	0231
(1	土地改良法 (昭和24年) (関連:3-⑦、⑧、 ⑦)	-	-	-	-	(1)-①-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1) - ①との関連】 本法に基づき、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を事業対象地域として農地、 農業水利施設、農道等の生産基盤の総合的な整備を行うことにより、中山間地域の特色を活かした営農の 確立や所得の確保に寄与する。	-

農山漁村電気 促進法 (昭和27年) (主)	導入	-	—	——————————————————————————————————————	-	(1)-①-ア	都道府県農山漁村電気導入計画に基づき、全国農山漁村電気導入計画を策定。農山漁村地域に電気を導入し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上の促進。 本法を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られるものである。	ı
山村振興法 (15)(昭和40年) (主)		-	_		-	(1)-①-ア	山村振興基本方針、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の実施により山村における住民の福祉の向上、地域格差の是正等に資する。 本法を活用し、山村の産業基盤や生活環境の整備、地域資源を活用した産業振興等を行うことにより、当該地域の特色を活かした営農の確立や所得の確保に寄与する。	-
農村地域への の導入の促進 (16) 関する法律 (昭和46年) (主)		-	-	-	-	(2)-⑤-ア	農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される産業に就業することを促進するための措置を講ずる。	-
特定農地貸付 関する農地法等 (17) 例に関する法 (平成元年) (主)	等の特	-	-	-	-	(4)-①-ア	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定し、趣味的な利用を目的とした都市住民等への農地 の貸付けを可能とするもの。 市民農園の整備により、都市農地の保全、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解醸成の役割 といった多様な機能の発揮に寄与する。	-
市民農園整備 法 (平成2年) (主)	促進	-	-	——————————————————————————————————————	-	(4)-①-ア	特定農地貸付けに加え市民農園施設の整備を促進するため、都市計画法等の特例を規定し、健康的でゆとりのある国民生活の確保、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。 市民農園の整備により、都市農地の保全、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解醸成の役割といった多様な機能の発揮に寄与する。	-
特定農山村地 おける農林業等 性化のための3 (19) 備の促進に関 律 (平成5年) (主)	等の活 基盤整	-	_		-	(1)-①-ア	傾斜地が多くまとまった平地が少ないため、生産コストが割高となるなど、農業生産条件が不利な地域において、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住み良い農山村の育成に資する。本法を活用し、農林業その他の事業の振興を図るための新規作物の導入による農業経営の改善や需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売等を通じて、雇用と所得の確保が図られるものである。	-
農山漁村滞在 暇活動のための整備の促進に 法律 (平成6年) (主)	の基盤	-	_		-	(2)-②-ア	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に資する。 農林漁業体験民宿業の登録制度等を実施することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。	-

農山漁村の活性化 のための定住等及び 地域間交流の促進 (21) に関する法律 (平成19年) (関連:2-⑦、⑧、 ①)	-	-		-	(2)-②-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。	-
観光園の整備による 観光旅客の来訪及 び滞在の促進に関 する法律 (平成20年) (主)	-	-		-	(2)-②-ア	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、観光圏整備計画を作成し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化に資する。 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化及び都市と農山漁村の共生・対流を推進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。	-
鳥獣による農林水産 業等に係る被害の防 止のための特別措置 に関する法律(平成 20年) (関連:3-⑭)	-	-	_	-	(2)-③-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な 支援措置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与するとともに、捕獲した鳥獣の食品 (ジビエ)としての利用等を推進する。	-
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年)(主)	-	_	——————————————————————————————————————	-	(3)-①-イ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。	-
地域資源を活用した 農林漁業者等による 新事業の創出等及 び地域の農林水産 (25) 物の利用促進に関 する法律(六次産業 化・地産地消法) (平成22年) (関連:2-①、③)	_	_	_	-	(3)-②-ア	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「6次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進に寄与する。	-
電気事業者による再 生可能エネルギー電 気の調達に関する特 別措置法 (平成23年) (主)		-	_	-	(3)-①-イ	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行により再生可能エネルギー供給設備の導入促進が図られ、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-

(2	農林漁業の健全な 発展と調和のとれた 再生可能エネルギー 7) 電気の発電の促進 に関する法律 (平成25年) (主)	-	_		-	(3)-①-イ	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、農林漁業の発展に資する再生可能エネルギー供給設備の適切な導入促進が図られ、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。	-
(2	都市農業振興基本 法 (平成27年) (主)	_	_		-		都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の 形成に資するもの。 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとと もに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に寄与する。	-
(2	都市農地の貸借の 9) 円滑化に関する法律 (平成30年) (主)	_	_		-	(4)-①-ア	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって健全な 発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に寄与する。	-
(3	振興山村·過疎地域 経営改善資金 (昭和45年度) (主)	《貸付枠》 300 (0)	《貸付枠》 150 (137)	《貸付枠》 150 (0)	《貸付枠》 200	–	振興山村又は過疎地域において、農林漁業の振興等を図ることにより、所得の安定確保や地域の活性化を実現できるよう、必要な資金を融通。 本資金の融通による農林漁業関係施設等の改良・造成・取得等により、経営改善が進展し、農林漁業の振興、所得の安定確保や地域の活性化が図られるものである。	-
(3	中山間地域活性化 資金 (平成2年度) (主)	《貸付枠》 14,300 (26,100)	《貸付枠》 12,400 (16,104)	《貸付枠》 23,000 (7,677)	《貸付枠》 21,000	(1)-①-ア	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興、地域の活性化を図るために必要な資金を融通。 中山間地域において、本資金の融通による新商品の開発、需要の開拓等により、地域の農林畜水産物の加工の増進、流通の合理化等が進展し、所得の安定確保や地域の活性化が図られるものである。	-

特定地域(過疎: 域、振興山村、 振興対策実施地 離島振興対策島 がある工業用機 の割増償却 (昭和45年度) (主)	半島 地域、 施 りに 482 (784)	513 (776)	897 握)	_	(1)-①-ア	租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 (振興山村)※令和2年度まで 産業振興施策促進区域のうち振興山村地域内において、地域資源を活用する製造業又は農林水産物等 販売業の事業の用に供する一定規模以上の施設を取得した事業者に対して、5年間の割増償却を行う。 (機械・装置等)普通償却限度額の24%の割増償却 (違物等)普通償却限度額の36%の割増償却 (過疎地域) 過疎市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められてい る区域内において、機械等を取得等し、対象事業の用に供した場合に、5年間の割増償却。 (機械・装置)普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物)普通償却限度額の48%の割増償却 (半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島) 市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機 械等を取得等し、対象事業の用に供した場合に、5年間の割増償却。 (機械・装置)普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物)普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物)普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物)普通償却限度額の48%の割増償却 本特例により、民間事業者等の特定地域への進出や設備投資を促し、雇用と所得の確保を図られるもの である。	-
農地保有の合理 等のために農地 譲渡した場合の (33) 所得の特別控除 定農山村法関連 (平成5年度) (主)	等を 譲渡 (特 0)	0 (0)	0 (0)	_	(1)-①-ア	租税特別措置法第34の3条、第65条の5第1項、第68条の76 農地所有適格法人が農林地等を譲渡した場合に、年800万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができる。 本措置の適用により、農林地等の所有権の移転等を促し、譲渡後も農林地等の農林業上の利用が確保されることで地域の特性に即した農林業その他の事業の振興が図られ、豊かで住みよい農山村の育成に寄与する。	-
バイオエタノーバ 揮発油に係る課 準の特例[揮発注 税・地方揮発油: 租税特別措置注 88条の7] (平成20年度) (主)	税標 由 说: 44,90	= /	把握中	_	(3)-①-イ	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。	-

	(35)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料表に関する法律に造設備(エタノル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第20項](平成20年度)(主)	15 (20)	29 (8)	18 (21)	22	(3)-①-イ	連携事業を掛けた 【対象とれ 木質固形	業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造 差計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間、()内の率 額に軽減する。 よるバイオ燃料】 - 必燃料(2/3)、エタノール(2/3)、バイオディーゼル(2/3)、ガス(メタン、木質等)(1/2) 接措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の 1じて、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。
	(36)	再生可能エネルギー 発電設備に係る課税 標準の特例措置[固 定資産税:地方税法 附則第15条第27項] (平成25年度) (主)	8,561 (11,450)	2,150 (3,886)	1,822 (令和4 年2月把 握予定)	1,828	(3)-①-イ	バイオマ 備以外に 新たに固 から、発 この特を 元される	能エネルギー発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、ス発電設備。※太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。)について、固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格電源種と発電容量に応じて定められた割合を軽減する。 例措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還ことを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、農村に由来する資した新産業の創出に寄与する。
Į	女策の)予算額[百万円]	236,107 (内数を 含む)	256,786 (内数を 含む)	276,764 (内数を 含む)	224,769 (内数を含む)	≠ 02	ZIIDI	
Į	対策σ)執行額[百万円]	229,278 (内数を 含む)	249,832 (内数を 含む)			少州	RURL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

		予算	額計(執行	亍額)				令和3年
	政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	度行政 事業レ ドユー 事業番 号
(1)	【参考:内閣府より】 農業農村整備事業 に必要な経費のうち 農業用用排水施設 の整備・保全(直轄) (昭和24年度)	6,127 (6,115)	8,907 (6,732)	6,771 (6,762)	6,534	(3)-①-ア	-	内-0087
(2)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業のうち農業用用 排水施設の整備・保 全(直轄) (昭和24年度)	2,111 (2,105)	3,024 (2,366)	2,217 (2,212)	827	(3)-①-ア	-	国-0480
(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度)	31,132 (30,511)	42,638 (32,339)	29,389 (29,306)	23,754	(3)-①-ア	-	国-0484
(4)	【参考:内閣府より】 農業農村整備事業 に必要な経費のうち 農業競争力強化基 盤整備事業 (平成24年度)	4,754 (4,754)	5,934 (5,931)	7,469 (7,467)	6,338	(3)-①-ア	-	内-0087
(5)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち 農業競争力強化基 盤整備事業 (平成24年度)	910 (907)	1,173 (1,173)	1,099 (1,099)	909	(3)-①-ア	-	国-0479

(6)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業のうち農業競争 力強化基盤整備事 業 (平成24年度)	2,684 (2,684)	3,265 (3,265)	2,882 (2,882)	2,907	(3)-①-ア		国-0480
(7)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化 基盤整備事業 (平成24年度)	15,780 (15,779)	42,013 (41,915)	43,922 (43,879)	16,037	(3)-①-ア		国-0484
(8)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち 農山漁村地域整備 交付金 (平成22年度)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	4,925 の内数 (4,885 の内数)	4,853 の内数 (4,809 の内数)	3,865 の内数	(3)-①-ア	-	国-0479
(9)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業のうち農山漁村 地域整備交付金 (平成22年度)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	1,456 の内数 (1,456 の内数)	1,577 の内数 (1,577 の内数)	1,110 の内数	(3)-①-ア	-	国-0480
(10)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	11,657 の内数 (11,619 の内数)	12,590 の内数 (12,552 の内数)	9,363 の内数	(3)-①-ア	-	国-0484
(11)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち 中山間地域農業農 村総合整備事業 (令和2年度)	-	_	114 (114)	222	(1)-①-ア	-	国-0479
(12)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業のうち中山間地 域農業農村総合整 備事業 (令和2年度)	-	_	62 (62)	148	(1)-①-ア	-	国-0480

【参考:国土ダ り】 (13) 北海道開発事 ち中山間地域 農村総合整備 (令和2年度)	事業のう 法農業	 -	132 (132)	404	(1)-①-ア	-	国-0484
					参照	https://www.cao.go.jp/yosan/review_3_3.html https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05 hy 002275.html	

- (注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3一個)

政策分野名 【施策名】	農村に人が住み続けるための条件整備	担当部局名	農村振興局(農産局) 【農村振興局農村計画課/地域振興課/鳥獣対策·農村環境課/ 農地資源課、農産局農業環境対策課】
政策の概要 【 ^{施策の概要} 】	地域コミュニティ機能の維持や強化、多面的機能の発揮の促進、生活インフラ等の確保、鳥獣被害対策等の推進	政策評価体系上の 位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の3(2) ・土地改良長期計画(令和3年3月23日閣議決定) 第4 2 (2) 政策目標3 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるため の条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	地域コミュ	ュニティ機能	色の維持や	強化							
西策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	地域コミュ	ュニティ機能	色の維持や	強化に向い	ナて、世代	た超えた	人々によ	る地域の	ビジョンつ	づくり、「小さな	拠点」の形成等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農用地や	集落の将え	を像の明確 かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	化を支援	、地域の流	舌動計画·	づくり等を	·支援			
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	養値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	11 异刀炔	(及び日標値(水学・日標半度)の設定の依拠)
農業生産活動等の 体制整備に取り組む ア 集落協定のうち、新 たに集落戦略を策定 した協定の割合	O %	元年度	100 %	6年度	-	_	60 %	80 %	100 %	- S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)①アの「農用地や集落の将来像の明確化、地域の活動計画づくり等を支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 中山間地域等直接支払制度(第5期対策:令和2年度~令和6年度)において、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定に対し、令和6年度までに集落戦略の作成を了することを求めていることから、令和6年度における目標値を100%に設定している。また、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、随時見直しを行うことが望ましいことから、令和4年度の目標値を過半となる60%に設定している。集落戦略の作成にあたっては、集落協定の参加者全員で集落全体の将来像、課題、対策について十分に話し合いを行い合意形成を図る必要があることから、令和2年度、令和3年度の目標値は定めない。
	把握여	∞ ±:+	出典:農 作成時期 算出方法 定数を把	:調査年月: : 毎年度	度の翌年	度8月頃	接支払制	度の実施	面状況調3	査により、農	業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定及び集落戦略を策定した協
		E合いの E方法	達成度合 A'ラン							ンク:50%以	.上90%未満、Cランク:50%未満

目標② 【達成すべき目標】	「小さな拠	『点』の形成	文の推進								
測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
WINCH DE	坐 中區	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	0 地区	元年度	90 地区	7年度	15 地区	30 地区	45 地区	60 地区	75 地区	♀↑ _ 古	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)①イの「地域活性化の拠点等として活用していくための支援の在り方を示す」に該当する指標を設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
地域活性化対策に おいて、新たに地域 アの将来を構想する計 画等を策定した地区					16 地区	29 地区					地域の将来ビジョンづくりに取り組む令和2年度の地区数を15地区程度見込んでおり、この見込みを各年度毎に令和7年度まで積み上げた地区数を目標値として設定。
数	把握(の方法	出典:農 作成時期 算出方法	:調査年	度の翌年,	度7月頃					
		€合いの ≧方法	達成度合 A'ラン							/ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2)	多面的機	能の発揮の)促進								
歴策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】		能の発揮の									全型農業直接支払制度の3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や
目標① 【達成すべき目標】	多面的機	能支払制度	度、中山間	地域等直接	妾支払制。	度及び環	境保全型	!農業直接	安払制度	度による多面的	り機能の発揮の促進
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標一 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异刀短	(及び自保値(小牛・自保井及/の政定の依拠)
多面的機能支払交	35 %	元年度	50 %	7年度	-	40% 8月末	42.5%	45%	47.5%	○↑ 古	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 土地改良長期計画においては、地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率を令和7年度までに約5割以上とす
付金における、地域 による農地・農業用 水等の保全管理へ の農業者以外の多 様な人材の参画率	把握(出典:農 作成時期 算出方法	:調査年月	度の翌年!	度8月頃		握調査に	こより把握		ることを活動指標としていることから、同指標を測定指標として設定。
		合いの 方法	達成度合= (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	44.7	元年度	60	7年度	-	50%	52.5%	55%	57.5%	S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
多面的機能支払交付金において、地域による農地・農業用水等の保全管理が イ実施される農用地のうち、持続的な広域	%	几十段	%	7 十/支	ı	8月末 把握予 定				3 一區	日標値(水平・日標午度)の設定の依拠 土地改良長期計画においては、地域による農地・農業用水等の保全管理 が実施される農用地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合 を令和7年度までに約6割以上とすることを重点指標としていることから、同指 標を測定指標として設定。
体制の下で保全管 理される農地面積の 割合	管										
	達成度合いの										

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异刀块	(及び日標値(小学・日標平度)の設定の依拠)
	7.5	30年度	7.5	6年度	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「中山間地域等直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
中山間地域等直接 支払交付金の第5期	万ha/年	30千度	万ha/年	0年度	7.2 万ha/年	8月末 把握予 定				r — <u>ш</u>	中山間地域等直接支払制度の対象となり得る地域であって、未だ本制度に取り組んでいない地域における農用地面積の減少率11.3%(平成22年及び平成27年の耕地面積の比較)に、平成30年度の本制度の実施面積66.4万haを乗じた7.5万haの農用地の減少防止を目標とする。
ウ 対策期間(R2~R6) において減少が防止 される中山間地域等 の農用地の面積	把握 <i>0</i>	出典:「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」(農林水産省農村振興局)及び農林業センサス(農林水産省統計部)作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:① 毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、本制度の取組面積を把握。 ② 農林業センサスから本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率(5年間)を把握。 ①に②を乗じて中山間地域等の農用地面積の減少防止面積を算出。 注:各年度の目標値の7.5万haについては、第4期対策期間最終年度(令和元年度)の協定対象農用地面積と、2010年及び2015年センサス結果を基に、上記の方法により算出した。									
	達成度 判定		達成度合 A'ラン							/ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満

						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値,			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	14万	30年度	14万	6年度	14万 tCO2/ 年	14万 tCO2/ 年	14万 tCO2/ 年	14万 tCO2/ 年	14万 tCO2/ 年		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「環境保全型農業直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。
環境保全型農業直 エ 独立 ないたいまった。	tCO2/年	30平度	tCO2/年	0平度	16万 tCO2/ 年	8月末 把握予 定				r — <u> E</u>	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 環境保全型農業直接支払交付金の第1期(平成27年度~令和元年度)の最終評価において、本交付金の取組による温室効果ガス削減量が14万tCO2/年と算出されたため、第2期(令和2年度~令和6年度)においては、14万tCO2/年を目標とする。
* 組を通じた温室効果 ガス削減量	出典:「環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」(農林水産省調べ) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:単位面積当たり温室効果ガス削減量に、地球温暖化防止効果のある取組の実施 取組を通じた温室効果ガス削減量を算出						ある取組の実施面積を乗じることで、環境保全型農業直接支払交付金の				
	達成度合いの 判定方法 達成度合 (%) = (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

	施策(3)	生活イン	フラ等の確々	保									
ħ	西策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	定住条件	整備に向い	ナて、住居、	情報基盤	、交通等	の生活イ	ンフラ等の)確保、定	E住条件	を備のための	総合的な支援を推進する。	
	目標① 【達成すべき目標】	農村に住	み続けるこ	とができる	よう、定住	条件を整備	備						
	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一	測定指標の選定理由	
	从足泪珠	坐	基準 年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
		0	元年度	60	7年度	10 地域	20 地域	30 地域	40 地域	50 地域	e^ ā	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)③イの「農村に住み続けることができるよう、定住条件の整備」に該当するアウトカム指標として設定。	
	地域活性化対策に おいて、新たに農山 漁村で暮らす人々が 引き続き住み続ける	地域	儿干皮	地域	7 平及	13 地域	25 地域				· S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農山漁村振興交付金(地域活性化対策)において、定住条件整備に取り組む地区のうち、事業目標を達成した地区の割合が8割程度となるような目標値(地域数)を設定。	
	ための取組の目標を達成した地域数	把握여	の方法	作成時期	:調査年月	水産省農村振興局調べ 調査年度の翌年度7月頃 事業実施主体への調査							
					合=(当該年度実績値)/(当該年度目標値)×100 ンク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(4)	鳥獣被害	対策等の持	推進										
5策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	鳥獣被害	対策等の持	推進に向け	て、鳥獣被	女害対策 🤋	実施隊(注	E1)の体制	別の強化領	等を推進で	する。			
目標① 【達成すべき目標】	鳥獣被害	対策実施関	隊の設置・付	本制強化を	≥推進								
						年度	ごとの目	標値					
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値	ı	指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可开刀块	(及び口标胆(小平・口标十反)の政定の収拠)		
	37,279	30年度	43,800	7年度	39,100 人	40,000 人	41,000 人	41,900 人	42,900 人	C↑ ¥	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)④の「鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進」 に該当するアウトカム指標として設定。		
ア 鳥獣被害対策実施 隊の隊員数	人	30平度	人	7年度	39,943 人	41,396 人				3 一定	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 鳥獣被害対策実施隊の隊員数は、鳥獣被害防止総合対策交付金等による 活動への支援等により、体制の充実を進めており、平成30年度(30年4月末 時点)を基準とし、隊員数を継続的に増加させることとして設定(年間950人程 度増加)。		
	把握(の方法	出典:農 作成時期 算出方法	:調査年	度の10月	頃	り調査に	より把握					
		E合いの E方法			当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)}×100 0%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

	予算	[額計(執行	亍額)	3年度	関連す		令和3年 度行政
政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額[百万円]	る指標	政策手段の概要等	事業レ ビュー 事業番 号
環境保全型農業直 接支払交付金 (平成23年度) (主)	2,460 (2,383)	2,451 (2,356)	2,451 (2,356)	2,450	(2)-①-エ	-	0223
中山間地域等直接 (2) 支払交付金 (平成12年度) (主)	26,340 (26,183)	26,344 (26,328)	26,100 (25,600)	26,100	(1)-①-ア (2)-①-ウ	-	0226
鳥獣被害防止総合 対策交付金 (平成20年度) (主)	11,547の 内数 (10,810 の内数)	10,886の 内数 (10,591 の内数)	11,154 の内数 (10,977 の内数)	11,005 の内数	(4)-①-ア	-	0227
多面的機能支払交 付金 (平成26年) (主)	48,401 (48,401)	48,652 (48,652)	48,652 (48,652)	48,652	(2)-①-ア(2)-①-イ	_	0228
農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:3-⑦、⑧、 ⑩、③、⑤、⑦、⑨、 ②、②、②)、④)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	の内数 (7,026	の内数 (6,453	9,805 の内数	(1)-②-ア (3)-①-ア	_	0229
農村整備事業 (6) (令和3年度) (主)	-	_	-	4,350	(1)-2-7 (3)-1)-7	-	新03- 0021

	鳥獣による農林水産 業等に係る被害の防 (7) 止のための特別措置 に関する法律 (平成20年) (主)		-	-	-	(4)-①-ア	被害防	よる農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 ら止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な 置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	-
	農業の有する多面的 機能の発揮の促進 (8) に関する法律 (平成27年) (主)	ı	_	I	1	(2)-①-イ(2)-①-ウ	めの措置 加えて、 域の共同	機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するた置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加、及び地 司活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加、中山間地域等の農用地面積の減少 でいて温室効果ガス排出量の削減に寄与する。	-
政	策の予算額[百万円]	98,272 (内数を 含む)	97,471 (内数を 含む)	96,808 (内数を 含む)	102,542 (内数を含む)	参照	?I IDI	https://www.maff.co.in/i/hwdgat/waviaw/v2/imday.html	
西	策の執行額[百万円]	95,059 (内数を 含む)	94,953 (内数を 含む)			少 账	(UNL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html	

政策手段 (開始年度)	予算額計(執 30年度 元年度 [百万円] [百万円	2年度	当初予算額	関連する 指標		政策手段の概要等	令和3年 度事ュー 事ュニ業号 号
-		-	_	-		_	-
				参照	URL	-	

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を推進するための「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律 (平成19年第134号)」の第9条において、市町村が対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画(同法第4条)に基づく被害防止施策を適切に 実施するために設置することができるとされているもの。
	鳥獣被害対策実施隊は、市町村長の任命又は指名による鳥獣被害対策実施隊員で構成。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3一⑮)

政策分野名 【施策名】	農村を支える新たな動きや活力の創出		農村振興局 【農村振興局農村計画課/地域振興課】
	地域を支える体制及び人材づくり、農村の魅力の発信、多面的機能に関する国民の理解の促進等	政策評価体系上の 位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重 要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の3(3)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

	施策(1)	地域を支	える体制及	び人材づ	くり							
	度の目指すべき姿 標設定の考え方根拠】			び人材づく様な人材で						也域を持約	売的に支えるの	体制づくり、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人
	目標①【達成すべき目標】	地域運営	組織の形成	成等を通じ	た地域を持	持続的にえ	支える体制	削づくり				
							年度	ごとの目	標値			測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	測定指標	基準値		目標値		年度		ごとの実	績値		指標一 計算分類	
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	11 异刀块	(及び日保値(小学・日保平度)の設定の依拠/
7	農業生産活動等の 体制整備に取り組む 集落協定のうち、新 たに集落戦略を策定 した協定の割合(再 掲)	0 %	元年度	100 %	6年度	-	-	60 %	80 %	100	- S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)①アの「中山間地域等において地域づくりの取組を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 中山間地域等直接支払制度(第5期対策:令和2年度~令和6年度)において、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定に対し、令和6年度までに集落戦略の作成を了することを求めていることから、令和6年度における目標値を100%に設定している。また、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、随時見直しを行うことが望ましいことから、令和4年度の目標値を過半となる60%に設定している。集落戦略の作成にあたっては、集落協定の参加者全員で集落全体の将来像、課題、対策について十分に話し合いを行い合意形成を図る必要があることから、令和2年度、令和3年度の目標値は定めない。
		把握여	の方法		:調査年月: : 毎年度(度の翌年	度8月頃		一度の実施	* 近状況調3	査により、農	*業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定及び集落戦略を策定した
			合いの 方法	達成度合= (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	関係人口	の創出・拡	大や関係の	り深化を通	通じた地域	の支えと	なる人材の	の裾野の	拡大		
						年度	ごとの目	標値			
) 測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標一	測定指標の選定理由
	基			目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
グリーン・ツーリズム 施設年間延べ宿泊 者数及び訪日外国 人旅行者数のうち農 山漁村体験等を行っ	1,212 万人/年	30年度	1,540 万人/年	7年度	-	1,340 万人/ 年 553 万人/年	1,390 万人/ 年	1,440 万人/ 年	1,490 万人/ 年	- F ↑ -直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)①ウの「関係人口の創出・拡大」に該当。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成30年度の実績値1,212万人を基準とし、以下の要素を合計して設定。①「グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊者数」については、当該施設の利用状況におけるH27~H30年度のトレンドを基に増加傾向を算出。②「訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数」については、「明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)」における訪日外国人旅行者数の目標(2030年に6,000万人)から求めた各年度の増加傾向を基準とし、観光庁の訪日外国人消費動向調査において農漁村体験等を行った割合を乗して算出。
た人数【再掲】	把握(の方法	出典:「) 作成時期 算出方法	:調査年	度の翌年	度7月頃		OF TITLE	×産省統記	計部)、「訪	日外客数統計」(日本政府観光局)及び農林水産省農村振興局調べ 集計
		合いの 方法	達成度合							ンク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満

目標③ 【達成すべき目標】	多様な人	材の活躍に	こよる地域	果題の解決	.						
測定指標	基準値	基準					ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
W. 17. C. 17. L. 17. C.	<u>!</u>	基準 年度	. 目標値	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	0.1	元任度	100人	6年度	_	40人	60人	80人	100人		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)①エの「農村地域外の人材を活用する取組を推進」に 該当。
地域活性化対策に	0人	元年度	100人	0 牛皮	_	36人				- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農山漁村振興交付金(地域活性化対策)活動計画策定事業のうち専門的 スキルを有する人材を活用した人数の例年の実績を鑑み設定。
ア おいて、新たに外部 人材を活用した人数	把握여	の方法	出典:農 作成時期 算出方法	:調査年月	度の翌年,	度5月頃					
			達成度合 A'ラン							/ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2)	農村の魅力	力の発信											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	副業•兼業	きなどの多	様なライフスタイルの提示、棚田地域の振興と魅力の発信、様々な特色ある地域の魅力の発信を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	副業・兼業	きなどの多	様なライフン	スタイルの	提示								
							ごとの目						
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標- 計算分類	│		
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	n 升刀及	(及0日标准(小牛 日标中及)(0)成是(0)		
					Р	Р	Р	Р	Р		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)②アの「多様な農への関わりへの支援体制のあり方を 示す」に該当するアウトカム指標として設定。		
半農半X、二拠点居 住などの多様なライ ア フスタイルに係る指	Р	Р	Р	Р	_	-				Р	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ※令和2年度から開催している「新しい農村政策の在り方検討会」において、 引き続き議論中であり、令和4年度に設定予定。		
標(令和4年度に設定)	把握0	の方法	出典:- 作成時期 算出方法										
	達成度 判定		_										

目標② 【達成すべき目標】	棚田地域	の振興と魁	ま力の発信								
測定指標	基準値		日標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
<i>从</i> 1.亿.1日1示	本午但	基準 年度	目標年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	0	一左连	500	c左库	_	350 地域	400 地域	450 地域	500 地域		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)②イの「棚田地域の保全と振興を図るため、「棚田地域 振興法」に基づき支援」に該当するアウトカム指標として設定。
指定棚田地域振興 ア 計画を策定した地域	地域	元年度	地域	6年度	_	380 地域				S↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 全国の棚田面積の半分を指定棚田地域とし、その半分で活動計画を策定 することを目指し、500地域で指定棚田地域振興計画を策定するものとして設 定。
数	把握(の方法	出典:農作成時期 算出方法	: 随時			画認定の	際に、同	引計画の記	忍定地域数を	把握
			達成度合 A'ラン							ンク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満

目標③ 【達成すべき目標】	様々な特1	色ある地域	で魅力の	発信							
							ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由
測定指標	基準値	基準年度	目標値 目標 年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	54		75	as too rete	-	59 市町村	64 市町村	69 市町村	74 市町村		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)②ウの「歴史的風致維持向上計画等の制度を活用した特色ある地域の魅力の発信」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
新たに景観農業振 興地域整備計画又 は歴史的風致維持 向上計画(農村景観 等農村の風致を計	市町村	2年度	市町村	7年度	-	55 市町村				2 一直	・歴史的風致維持向上計画 近年の実績から年間歴まち計画策定件数を算出し、基準年度における全 歴まち計画に占める農村景観を記載している計画の割合を乗じて設定。 ・景観農業振興地域整備計画 これまでの計画策定実績から設定。
画の中に位置付けたものに限る。)を策定した市町村数	把握0	の方法	出典:農 作成時期 算出方法	:調査年月	度末		計				
	達成度 判定	合いの 方法	達成度合 A'ラン							/ク:50%以	上90%未満、Cランク:50%未満

	施策(3)	多面的機	能に関する	る国民の理	解の促進等	等							
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の多	面的機能は	こ関する国	民の理解の	の促進に	句けて、世	上界農業道	遺産・日本	、農業遺産	産及び世界か	んがい施設遺産等について、国民の認知度向上の取組を推進する。	
	目標① 【達成すべき目標】	多面的機	能に関する	5国民の理	解の促進								
							年度	ごとの目	標値				
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実績値			指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
			基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	H1 5777 XX		
	ア 農業農村の多面的 機能に関する認知度	48.9	元年度	60 %	7年度	50 %	52 % 28.6%	54 %	56 %	58 %	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の(3)③の「多面的機能に関する国民の理解の促進」に該当するアウトカム指標を設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農業・農村の多面的機能及び棚田に関する意向調査」(R1.10官房統計部農林水産統計)の実績値を鑑み設定。 ※令和3年度に実施する「農業農村の多面的機能に関する認知度」の調査結果を踏まえ、令和4年度に測定指標を見直す予定。	
		把握(の方法	作成時期									
達成度合いの 達成度合= (当該年度実績値) / (当該年度目標値) ×100 判定方法 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											上90%未満、Cランク:50%未満		

	予算	額計(執行	行額)	3年度	関連す		度行	
政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	る指標	政策手段の概要等	事業 ビュ 事業	ュー 業番
中山間地域等直接 支払交付金 (平成12年度) (関連:3-⑭)	26,340 (26,183)	26,344 (26,328)	26,100 (25,600)	26,100	(1)-①-ア	-	022	226
農山漁村振興交付金 (2) (平成28年度) (関連:3-⑦、⑧、 ⑩、⑬、⑭、⑰、⑲、 ⑳、②、②、②)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	の内数 (7,026	の内数 (6,453	9,805 の内数	(1)-②-ア (1)-③-ア	-	022	229
棚田地域振興緊急 対策交付金 (令和元年度) (主)	-	1 (0)	199 (115)	-	(2)-②-ア	-	023	230
景観法 (4) (平成16年) (主)	-	_	_	-	(2)-③-ア	国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画 で的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活が である地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域でる。	環境の創造及び個性的	-
地域における歴史的 風致の維持及び向 (5) 上に関する法律 (平成20年) (主)	-	_	_	_	(2)-③-ア	におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上計が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措)維持及び向上を図る 基本方針の策定及び に維持向上計画に基づ 置を講ずることにより、	-
棚田地域振興法(6)(令和元年)(主)	_	_	_	J	(2)-②-ア	な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維 地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与する。	持増進を図り、もって _	-
政策の予算額[百万円]	35,864 (内数を 含む)	35,483 (内数を 含む)	34,750 (内数を 含む)	35,905 (内数を含む)	4 07	https://www.moff.go.jp/i/hudgot/worizon/v2/indov.html		
政策の執行額[百万円]	33,465 (内数を 含む)	33,354 (内数を 含む)			参照URL https://www.maff.go,jp/j/budget/review/r3/index.html			

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額) 30年度 元年度 2年度 [百万円] [百万円] [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連する指標	政策手段の概要等	令和3年 度事で 事で 事で 事って 事
-		-	-	-	-
			参照URL	-	

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3一億)

政策分野名 [施策名]	東日本大震災からの復旧・復興	担当部局名	大臣官房地方課災害総合対策室(農産局、農村振興局) 【大臣官房地方課災害総合対策室、農産局総務課生産推進 室、農村振興局防災課】
政策の概要 【 ^{施策の概要} 】	地震・津波災害からの復旧・復興、原子力災害からの復旧・復興	政策評価体系上の 位置付け	東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応
政策に関係する内閣の重 要政策	•食料·農業·農村基本計画(令和2年3月31日)第3の4(1)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	地震·津源	皮災害から(の復旧・復	興							
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地震·津源	皮被災地域	からの復旧	日・復興に向	句けて、農	と 地等の 塾	を備の完っ	了を目指り	_、復旧•	復興を着実に	進める。
目標① 【達成すべき目標】	農地等の	整備の完了	了を目指し、	、復旧•復則	興を着実	に進める。					
							ごとの目				
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
		基準 年度	目標年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
	18,390	二左座	19,020	c/F 中	18,680 ha	18,650 ha	18,870 ha	18,920 ha	19,020 ha	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(1)①の「農地等の整備の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進める」に該当するアウトカム指標として設定。 東日本大震災の被災地域においては、基幹産業である農業の復旧・復興を目指し、市町村の復興計画等に基づき、農地や農業用施設等の復旧に取り組んでおり、測定指標として、震災の被災地域における営農再開が可能と
津波被災地域にお ア ける営農再開が可能 となる農地面積	18,390 ha	元年度	ha	6年度	18,560 ha	18,630 ha	-	-	-		が配かており、例定有標として、展次の被次地域におりる習展符所が可能となる農地面積を選定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 津波被災地域の営農再開に向けた調整状況について、県を通じて市町村から聞き取り設定した。
	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度末 算出方法:災害復旧事業等を実施している県を通じて、営農再開可能面積を調査により集計								査により集計		
				=(当該年 150%超、						以上90%未満、	、Cランク:50%未満

施策(2)	原子力災	害からの復	夏旧·復興											
語策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	原子力災	害からの復	復旧・復興に向けて、食品の安全を確保する取組や、農業者の経営再開の支援、国内外の風評払拭に向けた取組等を推進する。											
目標① 【達成すべき目標】	収穫後の	検査等の耶	反組を推進											
						年度	ごとの目	標値						
 測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由			
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)			
					0.0001 % 以下	0点	0点	0点	0点		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(1)②の「農産物の出荷前の放射性物質の検査の実施」 に該当するアウトカム指標として設定。			
検査により放射性物 質濃度が基準値を 超過した農畜産物の	0点	30年度	0点	7年度	0%	0点	-	-	-		【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)に基づき、農畜産物に含まれる放射性物質の検査を引き続き実施することとしており、最近の検査結果の動向を踏まえて目標値を設定。			
点数	把握여		作成時期	品中の放射 :調査年度 :上記調査	末				働省)、被	皮災17都県等に	こおける調査			
			A(おおむね有効):基準値を超過した農畜産物0点、B(有効性の向上が必要である):基準値を超過した農畜産物1点、C(有効性に問題がある):基準値を 超過した農畜産物2点以上											

	目標② 【達成すべき目標】	原子力被	災12市町村	対における	営農再開							
	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一	測定指標の選定理由
	从人口从	坐 干佢	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)
	ア 原子力被災12市町 村の営農再開面積	6,577 ha	2年度	10,264	7年度	-	7,314 ha	8,052 ha	8,789 ha	9,527 ha	· S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(1)の「農業者の経営再開の支援を引き続き推進する」に 該当するアウトカム指標として設定。
			2十尺	ha		6,577 ha	7,370 ha	-	-	-	. —	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業等の事 業目標を踏まえ、目標値を設定。
		把握の方法		出典:福島県調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:原子力被災12市町村の営農再開面積について、福島県から入手する。								
			合いの 方法	達成度合=(当該年度実績値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】	科学的根	拠に基づた	かない風評	や偏見・差	別の払持	đ							
704 etc 122	++ >#- -						ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由		
測定指標	基準値	基準年度	↓目標値	目標年度	2年度		4年度		6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)		
福島県産農産物 ア (米、もも、牛肉)の 価格水準	93.2%	2年度	100%	7年度 (平成22 年度)	93.2%	94.6%	95.9%	97.3%	98.6%	・F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(1)の「科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別の払拭」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 福島県産農産物(米、もも、牛肉)において、風評を要因として、全国平均と比較した場合の価格水準が震災前(平成22年度)を下回って取引されている現状を踏まえ、福島県産農産物の価格水準を、震災前の水準に回復させることを目標とする。 福島県産農産物の価格水準(福島県産農産物の取引価格/全国平均) の価格水準 の価格水準		
	把握6	の方法	出典:福島県調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:東京都中央卸売市場における取引価格より集計。										
		合いの 方法	達成度合=(当該年度実績値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

71.00 - 7.00	予算	額計(執行	亍額)	3年度	関連す		令和3年 度行政
政策手段 (開始年度) 	始年度) 30年度 万 [百万円] [ī		2年度	当初予算額 [百万円]	る指標	政策手段の概要等	事業の
(1) 福島復興再生特別 措置法	_	——————————————————————————————————————	_	1	(1) - $\mathbb{1}$ \mathcal{T} (2) - $\mathbb{1}$ \mathcal{T} (2) - $\mathbb{2}$ \mathcal{T} (2) - $\mathbb{3}$ \mathcal{T}	帰還困難区域内の復興・再生に向けた環境整備、被災事業者の生業の復興・再生を担う組織の体制強化、浜通り地域の新たな産業基盤の構築、福島県産農林水産物等の風評払拭等に必要な措置を講ずる。	_
政策の予算額[百万円]	-	-	-	I	参照	ZIIDI	
政策の執行額[百万円]	-	_			少 照		

	予算	額計(執行	亍額)				令和3年
政策手段 (開始年度)	30年度 [百万円]		2年度 [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	度行政 事業レ ・ 事業番 号
【復興庁より】 農地・農業用施設等 (1)の復興関連事業 (平成24年度) (主)	33,132 (31,957)	24,834 (22,891)	20,923 (19,733)	4,881	(1)-①ア	東日本大震災の被災地を災害に強い新たな食料供給基地として、再生・復興させるため、農地や農業用施設等の復旧・整備を実施する。 農地等の復旧・整備を行うことにより、津波被災地域における営農再開が可能となる農地面積の増加に直接寄与する。	復-0087
【復興庁より】 原子力被災12市町 (2) 村農業者支援事業 (平成28年度) (主)	(1,525)	(993)	971 (1,453)	-	(2)-②ア	福島県に基金を造成し、被災12市町村における円滑な営農再開に向けた機械・施設や家畜の導入等を支援(事業実施主体:原子力被災12市町村において、営農再開等を行う農業者、集落営農組織、農業法人等)。	復-0089
【復興庁より】 福島県営農再開支 (3) 援事業 (平成24年度) (主)	(3,729)	(3,933)	(3,337)	-	(2)-②ア	福島県に基金を造成し、営農再開に向けた一連の取組を、農地の除染や住民の帰還の進捗に応じて支援(事業実施主体:福島県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等)。	復-0088
【復興庁より】 東日本大震災農業 (4)生産対策交付金 (平成23年度) (主)	4392 (2,137)	2,840 (2,357)	210 (82)	-	(2)-②ア	東日本大震災からの農業生産の復興に向け、被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援。	復-0082
【復興庁より】 福島県農林水産業 (5) 再生総合事業 (平成29年度) (主)	4,609 (4,601)	4,841 (4,833)	4660 (4,652)	4,700	(2)-①ア (2)-③ア	福島第一原子力発電所事故に伴う風評払拭に必要な取組として実施する、生産段階においての、第三者認証GAP等の取得、農林水産物等の放射性物質検査、流通・販売段階においての、農林水産物等の販売不振の実態と要因調査の実施とともに、生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言等の支援。	復-0081
【復興庁より】 福島県高付加価値 (6) 産地展開支援事業 (令和3年度) (主)	-			5,180	(2)-②ア	市町村を越えて広域的に生産、加工等が一体となった高付加価値生産等を展開する産地創出に必要な以下の取組を支援。 1. 整備事業 高付加価値産地の拠点となる集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設等の整備を支援。 2. 推進事業 高付加価値産地の展開に必要な、機械リース、生産資材や家畜の導入、高収益作物の導入や新たな栽培技術及びICTの導入等に向けた調査・検証、出荷規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた調査・検証、福島県産牛の一貫体制の構築に向けた耕畜連携の推進、コントラクターの育成を支援。	復-新03- 0003

【復興庁より】 農畜産物放射性物 質影響緩和対策事 業 (令和3年度) (主)	-	_	_	95	(2)-①ア	農地に蓄積した放射性物質の農畜産物への移行低減を目的とした、加里質肥料の施用、低吸収品目・品種等への転換に必要な取組、農地の反転・深耕等の取組を支援。 保管されている放射性物質に汚染された牧草、稲わら等の処理を推進するため、処理に向けた検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援。	復-新03- 0004
【復興庁より】 原子力災害被災12 市町村の農地集積・ 集約化対策事業 (令和3年度) (主)	-	—	—	123	(2)-②ア	原子力災害被災12市町村に農地中間管理機構の現地コーディネーターを重点的に配置し、関係者が一体となって農地中間管理機構による農地集積・集約化を推進するための費用を支援する。 原子力災害被災12市町村において、人・農地プランを実質化し、地域の話合い等を通じてまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付ける地域や、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対して協力金を交付する。	復-新03 -0005

参照URL

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20210420101240.html

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省3一⑪)

政策分野名 【施策名】	大規模自然災害への備え		大臣官房地方課災害総合対策室(新事業·食品産業部、経営局、農村振興局、農産局) 【大臣官房地方課災害総合対策室、新事業·食品産業部食品流通課、経営局保険監理官、農村振興局防災課、農産局農産政策部企画課/貿易業務課】
	災害に備える農業経営の取組の全国展開等、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災 対策、不測時における食料安定供給のための備えの強化等	政策評価体系上の 位置付け	東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応
政策に関係する 内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日)第3の4(2)	政策評価 実施予定時期	令和4年7月

施策(1)	災害に備	える農業経	を営の取組	の全国展開	開等									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】			終経営へのリスクに備えるため、異常気象にも対応した品種や栽培技術の導入、産地の分散、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導普及促進・利用拡大、事業継続計画(BCP)の普及など、災害に備える農業経営に向けた取組を全国展開する。											
目標① 【達成すべき目標】	農業保険	等の普及(足進•利用	拡大										
							ごとの目 ごとの実			指標一	河中长梅之海中田中			
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標年度	2年度	3年度		5年度	6年度	計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)			
	55.0		80.0		70.0	80.0	_	_	_	_ ^ _	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(2)の①の「農業保険等の普及促進・利用拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】			
ア 農業保険の加入率 (園芸施設共済)	55.0 30年度	30年度	%	3年度	65.6 %	69.9				· F↑-直	近年の異常災害により、農業用ハウスに大きな被害が発生しており、園芸施設共済の加入推進が喫緊の課題である。施設園芸を営む農業者の太宗が園芸施設共済に加入するよう、令和3年度に加入率8割を目指して加入推進を図っていることから、平成30年度の加入率55%を基準とし、令和3年度以降80%とすることとして設定。			
	把握(作成時期	出典:「園芸施設共済の都道府県別の加入率」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法:有資格者に占める園芸施設共済の加入者の割合										
		E合いの E方法	達成度合 (%) = (当該年度実績値/当該年度目標) ×100 A' ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								90%未満、Cランク:50%未満			

施策(2)	農業•農村	すの強靱化	とに向けた防災・減災対策									
も策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業・農林	寸の強靱化	に向けた防	方災•減災۶	対策に向い	けて、農業		没等の耐気	雲化等の	ハード対策と、	、ハザードマップの作成等のソフト対策を適切に組み合わせて推進する。	
目標① 【達成すべき目標】	農業水利	施設等の間	耐震化等									
							ごとの目 ごとの実			指標一	30分化性の強力用力	
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標年度	2年度			5年度	6年度	計算分類	測定指標の選定理由 (及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
ため池等の整備によ り進水被害等が防止 される農地及び周辺 地域の面積(再掲)	O ha	2年度	約21 万ha	7年度	_	約4.2万 ha 7月末 把握予 定	約8.4 万ha	約12.6 万ha	約16.8 万ha	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(2)③の「農業水利施設等の耐震化等」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、頻発化・激甚化する豪雨、地震等の自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、活動指標を湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積を「約21万ha」としており、これを測定指標の目標値として設定。	
	把握(<u>.</u> の方法	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出									
		合いの 方法	達成度合=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(3)	不測時に	おける食料	安定供給	のための備	前えの強 (í								
語策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】			安定供給のための備えの強化に向けて、大規模自然災害の発生時に、食料のサプライチェーンの機能を維持し、食料供給の確保を図るとともに、主食である、準を確保する。											
目標① 【達成すべき目標】	食品産業	事業者によ	にる事業継	続計画(BC	CP) の策定	定の促進								
測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由			
从之间标	坐十世	基準 年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)			
	27	0年中	45	·····································	-	31.5 %	36 %	40.5 %	45 %	₽ ↑ ¥	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(2)⑤の「食品産業事業者による事業継続計画(BCP)の策定を推進する」に該当するアウトカム指標として設定。			
食品産業事業者に	2 <i>1</i> %	2年度	%	6年度	-	37.3%				F↑−差	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 特にBCP策定率の低い中小企業について、基本計画の改正(令和6年度末) までに45%を目指す。			
ア おける事業継続計画 (BCP)の策定率	把握(の方法	作成時期	 林水産省1 : 調査年月 : 食品産	度の翌年/	度の5月		ンケート	調査結果	のうち中小企	と業のデータ			
			達成度合(%)= (当該年度の実績値-基準値) / (当該年度の目標値-基準値) ×100 A' ランク150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											

目標② 【達成すべき目標】	米の適正	な備蓄水池	単を確保									
測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由	
7.77.2.12	!	基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	(及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠)	
	91		100	to be site	100 万トン程 度	100 万トン程 度	100 万トン程 度	100 万トン程 度	100 万トン程 度		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(2)⑤の「米や麦、飼料穀物の適正な備蓄水準を確保する」 に該当。本指標は、災害への備えという性格上アウトブット指標。	
ア政府備蓄米の備蓄	万トン	30年度	万トン程度		91万トン	7月下旬 把握予 定				S=一直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備える必要があること から、10年に1度の不作や、通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米 をもって対処し得る水準として設定。	
, 水準	把握0	の方法	作成時期	出典:「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(農林水産省) 作成時期:調査年度の7月頃 算出方法:「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の毎年6月末備蓄量から記載。								
		合いの 方法	(当該年度の実績値/当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

w 44 - C	予算	額計(執行	亍額)	3年度	関連す		令和3年度行政
政策手段 (開始年度)	30年度	元年度 [百万円]		当初予算額 [百万円]	指標	政策手段の概要等 	事業レ ビュー 事業番 号
土地改良法 (昭和24年) (関連:3-⑦、⑧、 ⑬)	_	—	-	-	(2)-①- (ア)	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 本法に基づき、農業用用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	-
地すべり等防止法 (2) (昭和33年) (関連:3-⑧)	_	—	-	-	(2)-①- (ア)	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。 本法に基づき、地すべり防止対策を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	-
活動火山対策特別 (3) 措置法 (昭和48年) (関連:3-⑧)	_	—	-	-	(2)-①- (ア)	火山の爆発による被害を防除し、住民の生活及び農林漁業等の経営の安定に資する。 本法に基づき策定される防災営農施設整備計画に基づく事業を実施することにより、農地の降灰被害等 の防止に寄与するものである。	-
農山漁村の活性化 のための定住等及び 地域間交流の促進 (4) に関する法律 (平成19年) (関連:3-⑦、⑧、 ⑬)	_	_	-	-	(2)-①- (ア)	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	-
農業用ため池の管 理及び保全に関する (5) 法律 (平成31年) (関連:3-⑧)	_	_	1	-	(2)-①- (ア)	ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、ため池の保全に資する。 本法に基づきため池の防災工事を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	-
主要食糧の需給及 び価格の安定に関 (6) する法律 (平成7年) (関連:3-⑤)	-	-	-	-	(3)-②- (ア)	主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に寄与する。	-
農業共済事業の実 (7) 施 (昭和22年度) (関連:3-⑥)	94,383 (84,870)	99,624 (91,801)		88,639	(1)-①- (ア)	-	0099

米管理経費(国内米 買入費、輸入米買入 (8)費、米管理費) (昭和元年度以前) (関連:3-⑤)		171,750 (130,335)		181,568	(3)-@- (7)	-	0095
農地の防災保全(補 (9) 助) (昭和24年度) (関連:3-⑧)	73,278 (71,090)		87,874 (86,963)	46,778	(2)-①- (ア)		0143
農地の防災保全(直 轄) (昭和63年度) (関連:3-⑧)	17,467 (17,081)			18,156	(2)-①- (ア)	-	0148
農山漁村地域整備 交付金 11)(平成22年度) (関連:3-⑦、⑧、 ⑬、⑲、⑳)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	76,536 の内数 (75,944 の内数)	83,664 の内数 (81,755 の内数)	66,387 の内数	(2)-①- (ア)	-	0150
特殊自然災害対策 施設緊急整備事業 (平成24年度) (関連:3-⑧)	282 (260)	356 (318)	432 (366)	300	(2)-①- (ア)	-	0152
農業水路等長寿命 化·防災減災事業 (平成30年度) (関連:3-⑧)	10,614 (10,614)	′ :		25,813	(2)-①- (ア)	-	0154
農地の防災保全(特 会) (平成元年度) (関連:3-⑧)	7,703 (7,549)	3,979 (3,964)		1,659	(2)-①- (ア)	-	0156
農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (5) (関連:3-⑦、⑧、 ⑩、⑬、⑭、⑮、⑲、 ②、②、②)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	8,451 の内数 (6,453 の内数)	9,805 の内数	(2)-①-ア	-	0229

政策の予算額[百万円]	462,226479,653415,545(内数を (内数を 含む)含む)含む)	439,105 (内数を含む)	参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r3/index.html
政策の執行額[百万円]	376,427 426, 363 (内数を (内数を 含む) 含む)		<i>∌</i> #KUNL	inteps.//www.man.go.jp/j/buaget/Teview/19/Index.ntmi

	予算額計(執行額)						令和3年
政策手段 (開始年度)		元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	度行政事業レビュー事業番号
【内閣府より】 農業農村整備事業 に必要な経費のうち 農地の防災保全(直 轄) (昭和63年度)	2 (1)	161 (153)	38 (12)	26	(2)-①-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。 ①または②により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	内-0087
【国土交通省より】 北海道開発事業のう (2) ち農地の防災保全 (直轄) (昭和63年度)	6,357 (6,349)			3,723	(2)-①-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。 ①または②により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	国-0484
【内閣府より】 農業農村整備事業 に必要な経費のうち 農地の防災保全(補 助) (昭和24年度)	93 (93)	: :		112	(2)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①~③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	内-0087
【国土交通省より】 離島振興事業のうち (4) 農地の防災保全(補助) (昭和24年度)	594 (594)			310	(2)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①~③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	国-0479

【国土交通省より】 奄美群島振興開発 (5) 事業のうち農地の防 災保全(補助) (昭和24年度)	105 (105)	84 (84)		178	(2)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①~③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	国-0480
【国土交通省より】 北海道開発事業のう (6) ち農地の防災保全 (補助) (昭和24年度)	1,019 (1,018)	967 (955)	,	610	(2)-①-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①~③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。	国-0484
【国土交通省より】 離島振興事業のうち (7) 農山漁村地域整備 交付金 (平成22年度)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	4,925 の内数 (4,885 の内数)	の内数 (4,809	3,865 の内数	(2)-①-ア	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の事業内容の一つである農業用用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	国-0479
【国土交通省より】 奄美群島振興開発 (8) 事業のうち農山漁村 地域整備交付金 (平成22年度)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	1,456 の内数 (1,456 の内数)	の内数 (1,577	1,110 の内数		自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の事業内容の一つである農業用用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	国-0480
【国土交通省より】 北海道開発事業のう (9) ち農山漁村地域整 備交付金 (平成22年度)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	11,657 の内数 (11,619 の内数)	の内数 (12,552	9,363 <i>の</i> 内数	(2)-①-ア	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。本交付金の事業内容の一つである農業用用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。	国-0484

参照URL

https://www.cao.go.jp/yosan/review 3 3.html https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_002275.html

(注1)当該政策分野の主たる「法令」「予算」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。